

氷見市地域防災計画

地震・津波対策編

令和 7 年 9 月

氷 見 市 防 災 会 議

氷見市地域防災計画目次

第2編 地震・津波対策編

第1章 災害予防計画

第1節	地震に強いまちづくり	… 1
第2節	津波に負けないまちづくり	… 7
第3節	ライフライン施設の安全性強化	… 12
第4節	初動活動体制の整備	… 21
第5節	情報通信連絡体制の整備	… 24
第6節	広報活動体制の強化	… 27
第7節	災害対策本部体制の強化	… 29
第8節	業務継続体制の確保	… 31
第9節	災害復旧・復興への備え	… 35
第10節	国・県・市・関係機関・民間・市民における連携強化	… 36
第11節	消防力の強化	… 38
第12節	医療救護体制の整備	… 41
第13節	緊急輸送活動対策	… 42
第14節	緊急避難場所・避難所の確保	… 45
第15節	物資の確保	… 59
第16節	災害ボランティア活動の支援	… 64
第17節	孤立集落の予防	… 68
第18節	防災意識の高揚	… 71
第19節	自主防災組織の強化等	… 77
第20節	防災訓練の充実	… 81
第21節	要配慮者の安全確保	… 85

第2章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	… 92
第2節	情報の収集・伝達	… 99
第3節	災害救助法の適用	… 114
第4節	広域応援要請	… 119
第5節	救助・救急活動	… 129
第6節	医療救護活動	… 133
第7節	消火活動	… 136
第8節	避難指示及び誘導	… 139
第9節	避難所の開設、運営	… 146
第10節	緊急交通路の確保	… 158
第11節	輸送手段の確保	… 160
第12節	飲料水・食料・生活必需品等の供給	… 162
第13節	廃棄物処理・防疫・保健衛生	… 168

第 14 節	社会秩序の維持	… 173
第 15 節	遺体の捜索、処理及び火葬	… 174
第 16 節	水害・土砂災害対策	… 176
第 17 節	ライフライン施設の応急復旧対策	… 179
第 18 節	公共施設等の応急復旧対策	… 186
第 19 節	応急住宅対策等	… 193
第 20 節	教育確保対策	… 198
第 3 章 災害復旧計画		
第 1 節	市民生活安定のための緊急対策	… 202
第 2 節	激甚災害の指定	… 211
第 3 節	公共施設の災害復旧計画	… 213
第 4 節	令和 6 年能登半島地震に係る被災者支援・復旧復興 ロードマップ	… 214

第2編 地震・津波対策編

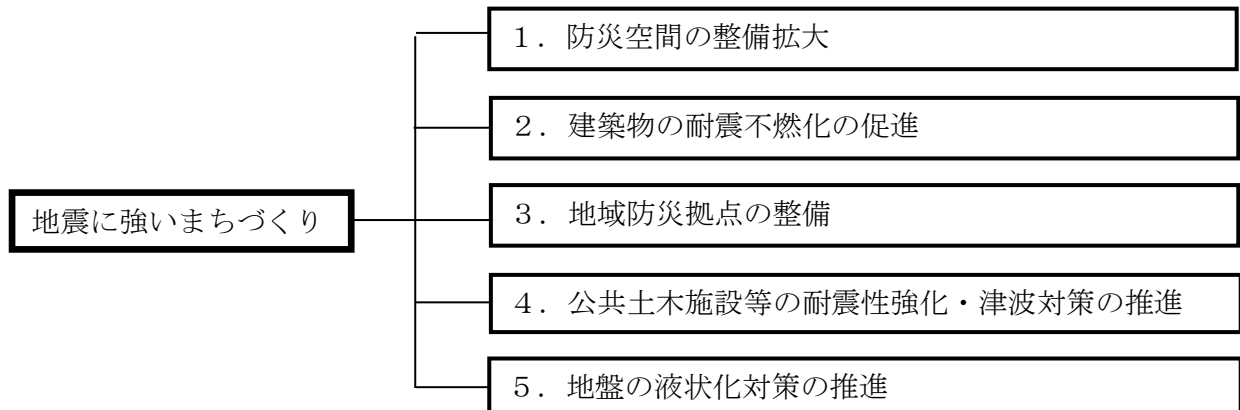
第1章 災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり

【目的】

大規模な地震が発生した場合、建物の倒壊や火災、構造物の破損、土砂崩れ、津波等により、市全体に大きな被害を受けることが予想される。

こうした被害を最小限にとどめるために、市街地における防災空間の確保や個々の建築物の耐震不燃化の推進など、地震に強いまちづくりに取り組む必要がある。



1. 防災空間の整備拡大

(1) 防災空間の確保

地震が発生したとき、公園・緑地や道路等は、避難者の安全確保のための一時集合場所や避難路となるだけでなく、火災の延焼を阻止するなど防災空間として活用される。

市街地の中に計画的に防災空間を確保することは、「災害に強いまちづくり」の基本的課題である。

ア 公園・緑地の整備

公園・緑地は、良好な景観を備えた地域環境を形成し、市民のレクリエーションの場所となるほか、地震発生時における避難救援活動の場所、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として、防災上重要な役割がある。

そのため、市は、市民が日常的に利用できる公園・緑地の整備促進に努めるとともに、県その他防災関係機関と連携し、災害応急対策に必要な施設として耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の設置に努める。

イ 道路の整備

道路は、地震発生時の避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすだけでなく、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど、災害に強いまちづくりの大きな助けとなる。

このため、市は、国、県等の関係機関と連携し、災害時の交通の遮断を避けるため、代替性を確保した道路交通体系の整備を行う。整備にあたっては、広幅員の確保や電線類の地中化による電柱の倒壊等の災害の防止に努める。

ウ 漁港の整備

漁港区域は、建築物が比較的少なく多目的に利用可能なオープンスペースを確保しやすい

ことから、地震発生直後から復旧・復興に至る様々な土地利用の要請に対し、柔軟に対応しやすい空間を有している。

このため、市は、国、県等の関係機関と連携し、地域の復旧・復興を幅広く支援する防災拠点として活用、整備促進に努める。

2. 建築物の耐震不燃化の促進

大規模な地震が発生した場合に備えて、人的被害を軽減する最も効果的な方策として建築物の耐震不燃化が考えられるため、これを促進する。

(1) 防火地域等の指定

密集市街地において火災の危険を防除するため、都市計画法による防火・準防火地域の指定を行い、防災上の観点から建築物の規制を行ってきた。

市は、今後も市街地における火災の危険を防除するため、当該地域における不燃性・難燃性の高い建築物の誘導及び防災対策の指導により、市街地の不燃化の促進に努める。

(2) 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

市は、今後も防災上の各種措置の徹底を建築士や施工者に協力を求める。

(3) 建築物の耐震化

ア 防災活動の拠点となる市有建築物の耐震性確保

大規模な地震が発生した場合に備えて、消火・避難誘導・情報伝達等の防災活動の拠点となる市庁舎、市消防庁舎、被災者の収容施設となる市有施設等の安全性を確保するため、既存の市有建築物について、平成25年11月に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」により、耐震診断の実施が義務付けられた建築物をはじめ、重要度の高いものから順に耐震診断を実施し、優先順位をつけて計画的に非構造部材を含め耐震改修を行う。

また、建物本体だけでなく、地震後においても機能確保が図られるよう、情報・通信設備、電気設備、給排水設備、消防用設備等の耐震性向上に努める。

イ 社会福祉施設の耐震性確保

要配慮者（高齢者、身体障害者、乳幼児等）が入（通）所している社会福祉施設の管理者は、施設の耐震診断を行い、必要に応じて補強し耐震性の向上に努める。

※資料編3-13 社会福祉施設を参照

ウ 一般住宅の耐震性の向上

昭和56年の建築基準法の改正により、建物の耐震基準は、「震度6強」程度の地震でも倒壊しない耐震性能となっている。

市は、耐震基準が強化される昭和55年以前に建設された住宅の耐震性向上のため、県及び関係団体と連携し、耐震化、特に耐震診断・改修について普及啓発を図る。

また、県と連携して、木造住宅の耐震化を行おうとする者に対し支援を行い、住宅の耐震改修を促進する。

エ 落下物・ブロック塀対策の推進

地震発生時には、多くの落下物、ブロック塀の倒壊及び家具の転倒が発生し、死傷、道路

障害物発生 of 大きな要因となる可能性がある。

そこで市は、所掌する分野について、落下物・ブロック塀対策の啓発・指導を行う。

また、県と連携して、危険ブロック塀の除却や建替えを行おうとする者に対し支援を行い、ブロック塀対策を推進する。

地震時に予想される落下物等には次表のようなものがある。

ビル落下物	道路上の障害物	屋内落下物
ア 窓ガラス（の飛散）	ア 自動販売機	ア 照明器具
イ 外装材（外壁タイル、モルタル等）	イ 放置自転車	イ 家具（タンス、食器棚等）
ウ エアコン	ウ 突き出し商品	ウ 棚上の荷物
エ 屋外広告物	エ ブロック塀	
オ 高架水槽		

(4) 電気火災対策

東日本大震災における火災のうち、原因が特定されたものの過半数が電気関係の出火だったことから、電気火災対策には、感震ブレーカーが効果的である。

感震ブレーカーは、地震時に設定以上の揺れを感知した時に電気を自動的に止める器具であり、感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを落として避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段である。

感震ブレーカーの設置に際しては、急に電気が止まっても困らないようバッテリー等を備える対策と合わせ、普及啓発に取り組む必要がある。

3. 地域防災拠点の整備

大規模な地震の発生により、市全体が大きな被害を受けた場合、地域レベル（おおむね旧村単位）で市民、防災関係機関による防災活動が活発に展開される必要がある。

また、平常時においては、地域レベルで研修・訓練・打ち合わせ等が活発に行われることが、災害に強いまちづくりのために重要である。

これらの活動が効果的に実施されるよう、公民館、小・中・義務教育学校、公園等既存の地域防災拠点施設の整備を推進し、安全で住みよいまちづくりを目指す。

(1) 平常時

- ア 防災訓練の場所及び資機材の保管場所
- イ 自主防災組織等の研修、防災面の打ち合わせ場所

(2) 災害時

- ア 避難場所あるいは住む家を失った人の一時的な生活場所となる避難所
- イ 自治会・自主防災組織の活動拠点
- ウ 応援部隊、救援ボランティアの活動拠点
- エ 物資の集積拠点

※資料編 3-10 氷見市指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表を参照

4. 公共土木施設等の耐震性強化・津波対策の推進

公共土木施設等は、都市機能の根幹をなすものであり、大規模な地震が発生した場合の緊急輸送等、復旧の基本となるものである。

このため市は、国、県及び関係機関と連絡調整を密にし、公共土木施設等のバランスのとれた整備促進に努めるとともに耐震性強化を推進する。

構造物・施設等の耐震設計にあたっては、施設の重要度に考慮し整備するものとし、緊急輸送道路における橋梁など特に重要な施設については、地震時においても機能に支障が生じないように耐震性を強化する。

また、既存の施設が地震時においてもその機能が発揮できるよう計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていくとともに、被害が生じた場合に備え、復旧に必要な資材の確保・貯蔵に努める。

(1) 道路・橋梁の耐震性強化

道路・橋梁は、地震時における市民の避難、消防・医療活動、緊急物資の輸送等、多様な機能を有している。

そのため、市は、道路・橋梁が地震時においてもその機能が十分発揮できるよう、国、県と連携をとりながら耐震性の強化に努める。その際、緊急輸送道路を優先して行う。

※資料編3-5 緊急輸送道路一覧表を参照

(2) 河川、漁港施設の整備

ア 河川の整備

河川巡視により日常の管理を行い、耐震性の不足している河川構造物について、緊急度の高いものから順次対策を講ずる。

イ 漁港施設の整備

地震が発生すると、漁港施設は、震動による直接的な被害のほか、津波による被害を受ける可能性がある。一方、災害応急対策において陸上輸送に重大な支障が生じた場合、緊急物資や復旧用資機材の輸送拠点として、重要な役割を果たす。

このため、地震及び津波による被害を最小限にするため、国、県及び漁業関係団体等の関係機関と連携し、耐震強化岸壁を整備するとともに、必要に応じて液状化対策、耐震対策を行う。

※資料編2-22 漁港の現況を参照

ウ 農業用排水施設の整備

ため池、排水機場及び用排水路等の農業用排水施設の被災は、下流域の人家や一般公共施設等にも被害が及ぶことが予想されるため、耐震性が不足している施設、老朽化の著しい施設及び建設後の条件変化により機能の低下や脆弱性が進んだ施設について、国、県及び農業関係団体等の関係機関と連携し、計画的に改修整備する。

また、放置されたため池のうち、破堤した場合に民家などが被害を受けることが予想され、又は地すべり防止区域であるなど防災上危険な老朽ため池については、地域住民の同意を得て、ため池を廃止する。

※氷見市ため池ハザードマップ、資料編3-7 排水機場の現況を参照

(3) 土砂災害の防止

土砂災害の発生が予想される危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等。以下「危険箇所」という。）において、積極的に治山、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努めるとともに、発災後の点検体制（対象施設、実施期限、結果の共有方法等）の強化と継続的な見直し、マニュアルの作成等を行う。

ア 急傾斜地の安全対策

- ① 県及び市は、日頃から関係機関と連携し、既存崩壊防止施設の点検に努める。
- ② 豪雨や地震に伴う崩壊により、市民に危害が生じると想定される危険箇所について、県と連携し、地域住民への周知に努める。
- ③ 危険度の高い箇所から順次、崩壊防止工事を推進するとともに、既存施設の適正な管理に努める。

イ 土石流、山地災害、地すべり等の防止

土砂災害の形態としては、地震に起因する人家周辺のがけ崩れ等による一次災害のほか、山地、水源部では、地震による山腹崩壊や地すべりによる崩壊によって河道埋そくを生じ、その後の降雨や融雪などによる土石流が原因となって下流河川の氾濫を引き起こすなどの二次災害が想定される。

- ① 土砂災害が発生するおそれのある危険箇所では、治山、砂防、地すべり対策等を計画的に推進するとともに、人命保護の立場から、地域住民へこれらの危険箇所の周知に努める。
- ② 県及び関係機関は、危険箇所への雨量計その他の監視施設の設置等、土砂災害に関する観測・情報基盤の整備や、警戒避難体制の確立など災害の軽減に努めるとともに、老朽化した地すべり防止施設の適正な管理、補修に努める。
- ③ 土砂災害は、山地の荒廃等によって長期にわたり繰り返し災害が発生させるため、治山・砂防事業において、森林・農地の保全や砂防えん堤など、地域一帯の総合的な対策を進めることが必要である。

特にこれらの危険箇所のうち、危険度が高く人家や公共施設が多い箇所から順次必要な法指定を行い、対策工事を実施し、被害の発生防止又は軽減に努める。

ウ 「土砂災害防止法」の推進

土砂災害から人命を守るため、土砂災害の危険がある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険な箇所への新築住宅の立地抑制等について、開発事業者等に対する啓発、指導の徹底を図る。

市は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、適切に住民の避難指示の判断等を行うことができる体制を整備する。

※氷見市洪水・土砂災害ハザードマップ、資料編2-9 危険箇所一覧表を参照

エ 水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく「避難確保計画の作成」及び「市への訓練実施結果報告書の提出」

河川の氾濫などによる浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある児童福祉施設や社会福祉施設、学校、医療施設などの要配慮者利用施設（以下、要配慮者利用施設）において、大雨の際に円滑かつ迅速に避難を行うため、「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」では、「市へ避難確保計画の提出」及び「避難訓練の実施と市へ訓練実施結果報告書の提出」が義務付けられていることから、要配慮者利用施設管理者へ訓練実施結果報告書の提出の履行を求めるものとする。

5. 地盤改良、液状化対策工法の推進

地盤の液状化現象とは、平常時は安定していた地盤が地震発生時に液体のようにゆるんで動き、

水、砂、泥を地上に吹き上げる現象で、地盤の盛り上がりや陥没により、建築物や構造物に被害が生じる。

令和6年能登半島地震では、北大町や栄町、間島地区をはじめ、市街地北部を中心に沿岸部で液状化現象が発生し、住宅が倒壊するなど大きな被害が発生したため、市は、次の対策を推進し、液状化被害を低減する。

また、県は、公共土木施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策への取り組みに対し、国の技術的支援も得ながら連携して取り組む。

(1) 液状化に関する知識の普及

市は、地盤の液状化が予想される地域における建築物等の被害を未然に防止するため、防災関係機関と連携し、市民に対して、地盤の液状化発生の仕組みや、地震被害の想定に基づく液状化の高い地域、過去に市内で生じた液状化被害の記録など、地盤の液状化に関する知識の普及を図る。「氷見市ゆれやすさマップ」を参照。

また、国は、官民の所有する地盤情報の収集・公表を進めるとともに、それらの情報を活用し、より実態に即した液状化リスク情報の提供に努める。

(2) 土木施設構造物の対策

土木施設構造物の対策（道路、漁港、河川、橋梁等）の液状化対策は、大別すると地盤改良による工法と構造物で対処する工法がある。これらの工法の実施にあたっては、各工法の特徴を考慮し、一つの工法だけにとらわれず、二種以上の工法を比較検討し、最適な工法の採用に努める。

(3) 建築物の対策

建築物の液状化対策の工法は、敷地地盤の液状化の発生があっても被害を起こさず、これを最小限に抑えるために建築物に施す対策工法と、敷地地盤の液状化の発生を抑制し、流動の範囲を制限するため、その敷地内に施す対策工法に大別できる。これらの工法の実施にあたっては、各工法の特徴や限界を勘案し効果的に組み合わせることが望ましい。

(4) 地下埋設物の対策

地下埋設物（上下水道、電気など）の液状化対策工法は、地下埋設管路の対策工法と、地盤改良工法の2つに大別される。

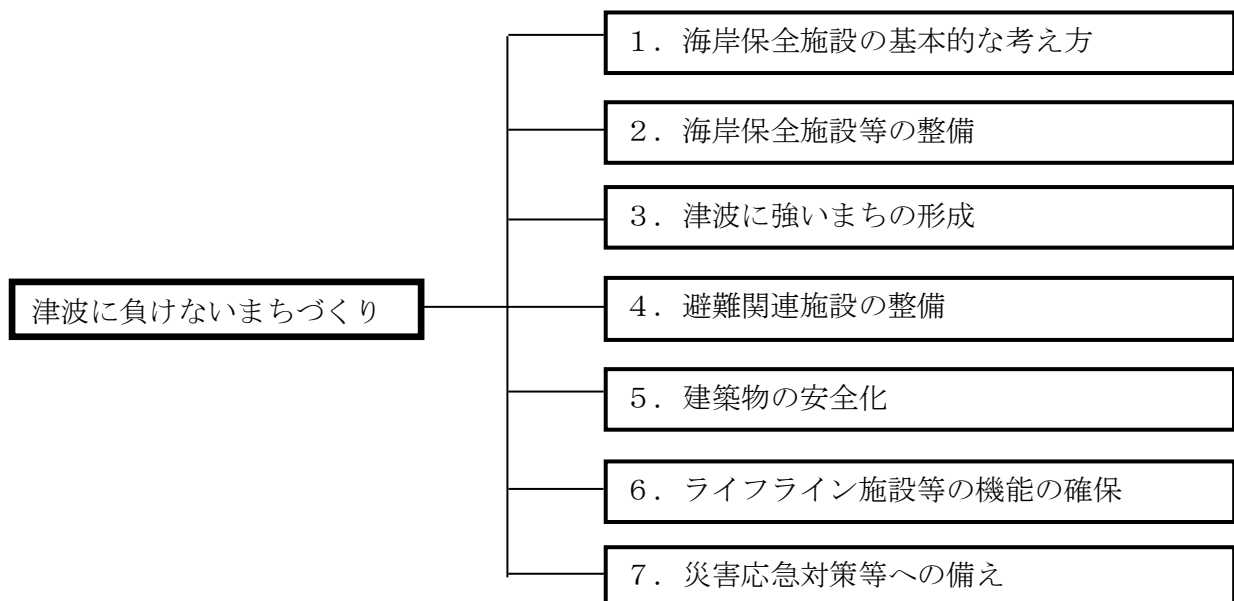
地下埋設物は、都市のライフライン施設であり、相互に深く依存するネットワークであるので、施設の耐震化等の事前対策から応急復旧に至るまでの各対策について、総合的な対策を講ずることが望ましい。

第2節 津波に負けないまちづくり

【目的】

本市において、糸魚川沖断層、富山湾西側断層、呉羽山断層帯の海域部を震源とする地震が発生した場合、短時間で津波が到達することが予想されることから、市民の生命を守ることを最優先とした緊急避難場所、避難所及び避難路・避難階段等の整備・確保を図る。

併せて、津波災害による被害を軽減するため、海岸保全施設や避難関連施設の整備を進めるとともに、ライフライン施設等の機能の安全確保を図る等、津波に負けないまちづくりに取り組む必要がある。



1. 海岸保全施設の基本的な考え方

国、県及び市は、海岸堤防・防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保など適切な維持管理を行うものとする。

また、国、県、市及び施設管理者は、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用するものとする。

さらに、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようにあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。

2. 海岸保全施設等の整備

海岸保全施設、河川河口の堤防・護岸等は、いったん地震により被災し、その後、波浪や津波の襲来を受けた場合、地域住民の生命・財産に重大な被害を及ぼすことが考えられる。

このため、市及び関係機関は、次の事項に関する検討を加え、地震や津波に対する安全性の確保に努める。

- (1) 耐震性の不足している構造物の強化
- (2) 低地盤地域における液状化対策
- (3) 一定の津波の高さに対応した海岸保全施設の整備（嵩上げ、粘り強い構造）
- (4) 保安林の指定及び海岸保全林の造成

また、発災後の点検体制（対象施設、実施期限、結果の共有方法等）の強化と継続的な見直し、マニュアルの作成等を行う。

※資料編 2－2 3 海岸保全区域を参照

3. 津波に強いまちの形成

(1) 徒歩避難を原則とした対策の構築

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ、短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

特に、本市においては、呉羽山断層帯の海域部や、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した糸魚川沖（F 4 1）及び富山湾西側（F 4 5）の断層を震源とする地震が発生した場合、短時間で津波が到達することが予想されることから、おおむね5分程度で避難が可能となるよう、緊急避難場所への避難路・避難階段の整備及び周知に努める。

ただし、津波到達時間が極めて短いこと、地理的条件や土地利用の実態など地域の実情によりこのような対応が困難な地域については、地震被害想定調査結果による道路の被害状況や津波シミュレーション調査結果による津波到達時間などを考慮するとともに、人流データ分析や市民アンケート等で把握した令和6年能登半島地震における避難の実態を踏まえ、津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。

市民は、自主防災組織等が行う避難訓練に積極的に参加し、家族内においても津波が発生した場合の緊急避難場所・避難経路、電話や携帯電話が不通となった場合の連絡方法等について、あらかじめ話し合っておく必要がある。

津波災害のおそれのある区域について、沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の地域特性を踏まえた津波防災対策を推進する。

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で緊急避難が可能となるような避難場所等の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成に努めるものとする。

(2) 地域防災計画の都市計画等との連携

地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局共同による、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。

また、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

(3) 津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定

県は、津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難体制の整備に努める。

また、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

市は、行政関連施設、要配慮者に関わる社会福祉施設等については、できるだけ浸水の危険

性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性の低い場所への誘導を図るものとする。

ただし、庁舎、市消防庁舎、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、早急に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、要配慮者に関わる社会福祉施設、小・中・義務教育学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

また、それら施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

さらに、市地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講ずるものとする。

市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。

(4) 減災のための総合的な取組みの推進

想定される最大クラスの津波に対して、市民の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。

このため、沿岸部に集積する漁港、物流拠点などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進めるものとする。

国土交通省、県及び市は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。

また、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

さらに、国土交通省、県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

4. 避難関連施設の整備

(1) 緊急避難場所及び避難所の整備

県及び市は、緊急避難場所の整備に当たり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。

また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を、津波からの緊急避難場所と間違

わないよう、両者の違いについて市民への周知徹底を図るものとする。

市は、津波災害警戒区域内等において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を指定緊急避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に、建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に緊急避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定を締結すること等により、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

※資料編3-10 氷見市指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表を参照

(2) 避難路、避難階段等の整備

国、県及び市は、市民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停車時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全の確保を図るものとする。

また、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

(3) 令和6年能登半島地震でわかった避難後の課題

津波警報の発表により海沿いの藪田地区住民は、住民同士声をかけ合い歩いて高台へ避難したが、高台へ逃げた後の備えが課題となった。

元旦の夜の寒空の下、避難した住民は、津波警報が解除となるまで路上で立ち尽くすこととなった。

地区の代表者は、高台近くの人々の協力により車7台を集め、高齢者や子どもが車内で暖を取ることができたが、「高台ではできることが限られる」と備えが十分ではなかったと痛感したと言っている。

今後、住民で話し合い避難後を見据えた防災計画を練ると言っている。

5. 建築物の安全化

国、県、市及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設並びに小・中・義務教育学校及び医療機関、消防施設等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

また、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の津波に対する安全性の確保を促進するものとする。

6. ライフライン施設等の機能の確保

ライフライン施設等の被災は、安否確認、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、県、市及びライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な津波が発生し

た場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

市は、国、県、及び関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

市が管理するコンピュータシステムの安全管理のため、データのバックアップ対策を講ずるなど、安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。

7. 災害応急対策等への備え

津波が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平時より十分行うとともに、職員、市民個々の防災力の向上を図るものとする。

第3節 ライフライン施設の安全性強化

【目的】

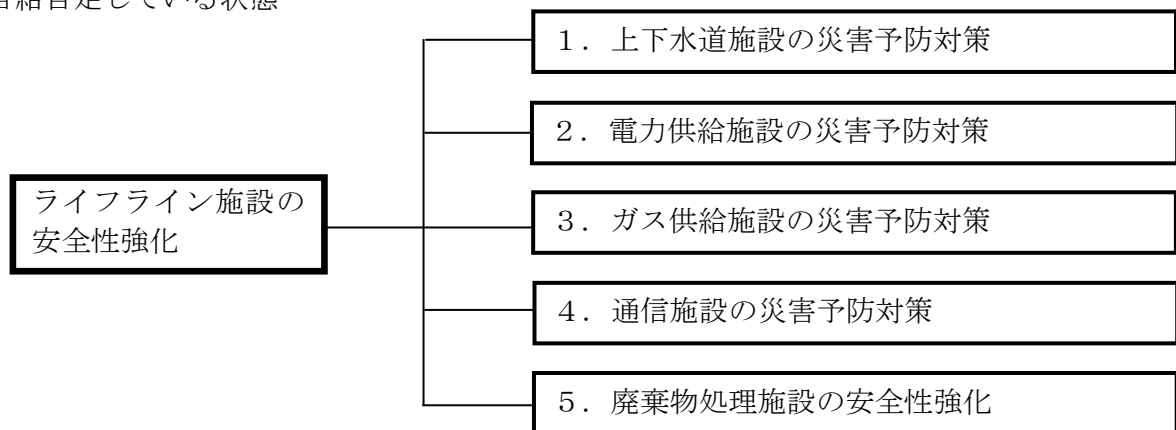
大規模な地震の発生により、上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、市民の日常生活及び社会、経済活動が麻痺し、避難や救援・救助活動を実施するうえで、大きな障害となる。

このため、ライフライン関係機関は、地震発生時においても、その機能を発揮できるよう耐震性を確保するとともに、系統多重化等による代替性の確保を進める。

ライフライン機能の強靱化にあたり、従来の「線でつながるインフラ」に加え、自立・分散型の「点でまかなうインフラ」も選択肢の一つとして、能登地方での先進的な取り組みを参考に検討する（オフグリッド集落の整備等）。

加えて、防災関係機関は被害が生じた場合に備え、復旧に必要な資材の確保・貯蔵に努める。

※オフグリッドとは、電力会社の送電網につながっていない状態、あるいは電力会社に頼らずとも電力を自給自足している状態



1. 上下水道施設の災害予防対策

令和6年能登半島地震では、市内のほぼ全域で断水する事態となったことから、「上下水道耐震化計画」を策定し、病院等の重要施設について上下水道管路施設等の耐震化を推進する。

(1) 上水道施設

大規模な地震発生時における給水機能を可能な限り維持し、市民の生活用水を確保するためには、水道施設の被害を最小限にとどめることが大切である。

このため、平常時においても、地震対策上の各種図面を整備し、施設の耐震性向上に留意した改良や整備を推進する。

ア 緊急時対策

- ① 地震発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、組織体制の確認を行っておく。
- ② 無線や携帯電話等による通信連絡網を作成し、応急給水及び応急復旧対策のマニュアル等を整備する。
- ③ 応急対策に活用しやすい水道管路図面を整備する。
- ④ 応急給水、応急復旧に必要な資機材を平素から整備増強しておくとともに、民間借上げ資機材については、事前に協議を行い文書による取り決めをしておく。
- ⑤ 資機材が水道事業者間で共用できるよう、使用・規格の統一化に努める。

イ 施設の整備、耐震化

- ① 貯水、取水、浄水施設など水道施設の重要構造物については、建築年次、施設構造を調査し、耐震性診断を実施する。診断結果を踏まえ、耐震性の低い施設について、補強・増強を行い、必要な財政支援について、国に要望を行う。
- ② 送水、配水管は、被害を最も多く受ける施設であり、新設・更新に際しては、耐震性の高い管材を採用する。また、铸铁管（ダグタイル铸铁管は含まない。）、硬質塩化ビニル管（TS継手）等、耐震性の低い管路について、耐震性の高い管路に取り替える。
- ③ 水道利用者の理解と協力を求めて、給水装置や受水槽の耐震化を促進する。
- ④ 防災関係部局と連携して、飲料水兼用耐震性防火水槽、大口径配水管を整備し、貯水機能を強化する。
- ⑤ 大規模な地震発生時における飲料水を確保するため、基幹管路のループ化や二重化、隣接市町村（一部事務組合を含む。）の水道事業者間における相互連絡管の整備等、バックアップ機能の確保に努める。
- ⑥ 送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、（公社）日本水道協会中部地方支部、管工事業協同組合、電気機械設備・資材納入業者等との間において、災害時における協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期する。

ウ 予備水源としての井戸、防災井戸等の活用

- ① 一般家庭用井戸、営業用井戸については、水道の使用量等により井戸の保有を調査し、取水可能量、飲用の適否を平常時から把握しておく。
 - ② 水道等の予備水源の整備に努めるとともに、休止水源については、緊急時に使用できるように活用調査や定期的な維持管理に努める。
 - ③ 生活用水確保の観点から、市及び県の施設の消融雪用井戸等について、災害時に防災井戸として活用可能かを調査し、停電時でも取水できる手押しポンプの設置に努める。
- また、入浴施設の利用やトイレの設置等について、協定事業者のさらなる確保に努める。

エ 情報連絡体制

大規模な地震発生時には、可能な限り早期に危機管理体制を確立することが求められる。このため、緊急時の通信手段の確保が重要であり、県と連携し、広域通信網及び回線の二重化等によるバックアップシステムの整備を推進するとともに、管路等の重要な施設の情報のデータベース化及びオンライン化に努める。

オ 防災訓練

地域の自主防災組織等、防災関係機関が行う各種訓練に積極的に参加し、意見交換を行うとともに、自主防災訓練の実施に努める。

(2) 下水道施設

既設下水道施設のうち重要構造物については、建築年次、施設構造を調査し、耐震性診断を実施するとともに、必要に応じて補強、改築を実施し、必要な財政支援について、国に要望を行う。

新たに建設する下水道施設については、下水道に関する耐震基準に基づく耐震対策を導入する。

また、市及び県は、大規模災害を想定した下水道の迅速な復旧に向け、災害協定締結事業者のさらなる確保に努める。

ア 処理場・ポンプ場

- ① 土木施設は、想定される地震により機能を損なう程の破損に至らないよう、液状化対策を含めた耐震構造とする。
- ② 汚水送水管等の配管類は、可とう性伸縮継ぎ手を設置し、管の破損、切断を予防するとともに、重要な配管についてはバイパス化、複数化によるバックアップ機能を検討し、必要に応じて導入する。
- ③ 機械設備は、移動、転倒及び破損が生じないよう支持及び固定し、耐震対策を実施する。
- ④ 電気設備は停電対策として、無停電電源装置、再生可能エネルギー等による自家発電設備及び可搬型発電設備等の設置の対策を実施する。

イ 管路施設

- ① 管路施設のうち重要幹線管渠については、河川や軌道横断等の重要な箇所、軟弱地盤、地盤急変箇所等において、必要に応じて地盤改良を実施するとともに、可とう性の管や伸縮継ぎ手を設置し、耐震化を図る。
さらに、特に重要な幹線については施設のバイパス化や複数化等によるバックアップ機能を検討し、必要に応じて導入を図る。
- ② マンホール及び取付管は、重要幹線について、液状化のおそれのある箇所には必要に応じて浮上防止対策や地盤改良等を実施する。
- ③ 橋梁（水管等）は、想定する地震に耐えうる構造とするとともに、管路には可とう性伸縮継ぎ手を設置する。

ウ 施設の点検等

- ① 平常時の点検は、「下水道維持管理指針」に準拠して実施し、施設の被害を最小限にとどめ、二次災害の防止を図るとともに、脆弱箇所の把握に努める。
- ② 下水道台帳は、災害時に迅速かつ的確にデータの提供が可能となるようシステムによる管理を図る。
- ③ 応急復旧対策のマニュアル等を整備する。

エ 応急復旧のための体制整備

応急対策を迅速かつ円滑に遂行するため、組織体制を確認するとともに、無線や携帯電話等による通信連絡網を作成する。

- ① 下水道担当部局の防災組織、配備体制
地域防災計画に基づく災害対策本部の下位組織として、下水道施設の防災対策を踏まえた防災活動が円滑に実施できるよう、体制を整備する。
- ② 民間企業との協力体制
応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、施工業者、下水道施設メンテナンス業者等、民間業者と協定を締結するなど、協力体制を整備する。
- ③ 他地方公共団体との相互応援体制
大規模な地震発生時の役務及び機材等の提供について、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、他地方公共団体と相互応援体制を整備する。
- ④ 応急対策用機器及び資機材
大規模な地震発生時における応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、必要機材を備蓄、整備する。
- ⑤ 防災訓練

大規模な地震発生時における応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、緊急連絡伝達方法、応急対策の実施方法、応急対策用機材の運転及び取扱方法について、定期的に防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

オ ライフライン機関相互間及び他の防災機関との情報連絡体制の強化

災害時におけるライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡の混乱を防止し、的確な状況把握や指示ができるよう、情報連絡体制を整備する。

① 連絡担当窓口及び責任者の設置

各関係機関に連絡担当窓口及び責任者を設置して、全て連絡窓口を通して連絡を行うものとする。連絡責任者は、事務連絡を総括し、情報の整理、管理を行う。

② 連絡方法

情報連絡は、一般電話、県防災行政無線等で行い、直接連絡が不可能な時は、他機関を経由する方法で連絡する。

③ 連絡内容の統一と書式化

応急対策に必要な情報、被害報告及び応急措置に関する情報等の収集、伝達を迅速かつ正確に行うため、あらかじめ、報告内容等を選択できる書式を定め、各機関で常備し、連絡は相互にこの書式を用いて行う。

2. 電力供給施設の災害予防対策

(1) 設備面の対策

電力供給設備においては地震発生時における電力供給を確保するため、被害防止の諸施策を推進する。各電気設備の保全については各種指針に基づき巡視、点検を実施し、機能維持に努めるとともに、設備改修に当たっては、現行各基準に基づき設計する。

ア 変電設備

機器の耐震は、地震被害により電力の供給に重大な支障をきたさないことを目的に制定された電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。

イ 送電設備

① 架空送電設備に使用する支持物は、経済産業省の「電気設備に関する技術基準」で耐えるべき荷重が定められており、これに基づいて設計する。

この基準で定められた風圧、着氷雪、電線張力などにより支持物に想定される荷重は、地震荷重より大きいと評価されている。

② 地中送電設備に使用する架台は「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計する。

ケーブルは可とう性を持つことから、地震に対しては機能に重大な支障が生じない耐震性を確保していると評価されている。

ウ 配電設備

① 配電設備に係る地震力の影響は、氷雪・風圧及び不平均張力による荷重に比べて小さく、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計する。

② 不等沈下や急傾斜地で地すべりが発生する軟弱地盤では施設の設置を極力回避し、やむを得ず設置する場合は、必要に応じ、支持物に根かせや敷盤取付による基礎の補強、支線増強による倒壊防止の設計を行う。

- ③ 地中設備は、一旦被害を受けると復旧に長時間を要するため、基本的に架空線、地中線の特徴を生かした設備形成とし、耐震性を考慮した総合的な都市整備に協調して実施する。

エ 通信設備

保安用社内専用回線の主な伝送路の多ルート化等を実施する。

(2) 体制面の対策

地震発生時における応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、平素から組織、情報連絡体制の強化及び資機材・車両等の確保体制を充実するとともに、防災関連マニュアルの整備に努める。

ア 体制の整備

- ① 地震の規模による非常体制の発令及び各体制別組織構成・要員の確保等並びに権限・指揮命令系統の確立と周知徹底を行う。
- ② 大規模地震を想定した社内防災訓練を実施するとともに、地方公共団体の訓練に参加する。
- ③ 社外応援体制を確立する。
 - a メーカー、施工者、関係会社等の非常呼出体制の整備、出動体制の確保、応急復旧用資機材の備蓄の依頼、必要により契約の締結
 - b 電力会社間の応援体制の充実
- ④ 「非常災害時の従業員行動指針」や「防災カード」等の常時携帯により、大規模地震発生時における対応要領について周知徹底する。

イ 情報連絡体制の整備

- ① 地方自治体、ライフライン関係機関及びその他関係防災機関との連携の強化を推進する。
- ② 社内情報連絡体制の強化と徹底を行う。
 - a 就業時間内・外における情報報告ルートの確立
 - b 連絡手段の多様化
 - (a) 衛星通信システムの導入
 - (b) 災害時優先電話の登録
 - (c) ファクシミリ、携帯電話等の配備

ウ 資機材・車両等の確保

- ① 災害用復旧資機材を確保する。
 - a 移動変電所の配置
 - b 復旧用車両の燃料確保
 - c 資機材の搬送対策の検討・整備
- ② 災害用車両を整備する。
 - a 災害現場での応援隊サポート及び指揮用サポートカー
 - b 50ヘルツと60ヘルツに切り替えできる高圧発電機車
- ③ 食料、宿泊施設、作業用品、燃料を備蓄（確保）する。
- ④ 救護班を確保する。
- ⑤ 非常通信協議会との連携を強化する。

エ 広報サービス体制の整備

- ① 災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策

のPRを適宜、継続実施する。

- ② 重要施設を有する需要者に対しては、安全措置のPRのほか、非常用発電設備の設置を適宜呼びかける。

3. ガス供給施設の災害予防対策

LPガスは、市民生活に必要不可欠なエネルギー源であり、その性質上、常に安全確保が求められている。

ガス事業法、高圧ガス保安法等の法令や基準の遵守はもとより、事業者及び関係団体による自主的な保安が図られているが、今後も安全確保のため、設備の保安防災対策の強化を推進する。

(1) ガス供給所設備

ガス供給事業者は、法令を遵守し、十分な耐震性能の確保を図り、また、定期検査、検査計画を励行し、十分な強度と機能の維持に努める。

(2) LPガス設備

一般家庭におけるLPガス設備の耐震性を強化するため、販売店等は、ボンベ転倒防止措置を施すとともに、感震機能や安全装置を備えた安全器具の普及促進に努めるほか、LPガス消費者に対し、地震発生時にとるべき初期行動について、啓発活動を推進する。

ア ボンベ（容器）の転倒及び流出防止装置

販売店等は、鎖又はベルトの二重がけ等の方法により、ボンベの転倒流出防止装置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。

イ 感震機能付き安全器具の普及促進

販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、ガス放出防止型高圧ホース、感震器付ガスメーター又は耐震自動ガス遮断器、又はガス放出防止器及びSiセンサーコンロ※の普及促進に努める。

ウ 消費者に対する周知啓発活動

地震発生時には、消費者自ら使用中のガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに、揺れの大きい地震の場合は、容器バルブを閉じることが、二次災害を防止するうえで最善の方策である。

販売店等は、地震発生時に消費者がとるべき初期行動について、啓発活動に努める。

※Siセンサーコンロ

家庭用ガスコンロに「消し忘れ消火機能」等の安全装置を装着したもの。

4. 通信施設の災害予防対策

地震発生時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施のうえからも極めて重要な問題であり、公衆通信、専用通信等の施設の安全性確保に努める。

(1) 公衆通信

地震発生時においても、通信が確保できるよう設備の耐震・耐火化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を講ずる。

ア 耐震対策

- ① 大規模地震にも耐えうる通信ビル及び鉄塔の耐震対策を実施する。
- ② 発電装置は、給水、燃料配管のフレキシブル化※1、トレンチ化※2等の対策により耐

震性を強化する。

- ③ 地下管路は、管路継ぎ手、マンホール取付に耐震対策を実施する。
- ④ 事務室設置のシステム、端末設備は、転倒防止及び転落防止対策を実施し、災害発生後のサービス提供を可能とする。また、重要な社内システムの電源は、無停電化する。

イ 津波対策

海岸線に近い設備や施設について、津波被害を想定した浸水防止対策を実施する。

ウ 防火及び危険物に対する対策

- ① 通信機械室での火気使用を禁止するとともに、防火シャッター、防火扉、防火壁の整備により速やかに対策を実施する。
- ② 通信機械室で取り扱う揮発性及び危険物は、取扱方法、保管方法を徹底する。

エ 通信網の防災対策

- ① 信頼性の高い伝送路を構築するため、主要な伝送路は多ルート構成、若しくはループ構成とし、主要な中継交換機は分散設置を行う。
- ② 地中設備は、アクセス系ケーブル※3の地中化を推進する。
- ③ 電話混雑・集中時における災害復旧機関の通信を確保するため、災害時優先電話の適用範囲の改善を行い、指定公共機関の責任者自宅まで拡大する。
- ④ 全国からの安否確認、見舞電話による電話の混雑・集中を防止するため、ボイスメールによる全国利用型の伝言ダイヤルサービス（災害用伝言ダイヤル「171」）を提供する。

オ 防災機器の整備

- ① 交換局、伝送路、電源の各種被災に対応できる非常用無線装置、移動用電源車、応急復旧ケーブルなどの災害対策機器及び応急復旧資材の確保に努める。
- ② 非常用衛星通信装置（ポータブル衛星・超小型衛星通信装置）の配備に努める。

カ 防災に関する訓練

災害時に備え、平時から復旧員の確保、設備の復旧を円滑、速やかに行うため、次の訓練の実施に努めるとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

- ① 災害予報及び警報伝達の訓練
- ② 災害時における通信の疎通訓練
- ③ 設備の非常応急復旧訓練
- ④ 職員の非常招集訓練

※1 フレキシブル化

地震による管路の震動を、自在継ぎ手で吸収可能な弾力性のある配管系統にすること

※2 トレンチ化

ケーブル、管路等を固定せずに、配管溝を設置する方式にすること

※3 アクセス系ケーブル

交換局からビル、住宅等の建物までの通信ケーブル

(2) 専用通信

専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法であり、特に災害時において、重要な役割を果たすことが期待されている。

現在、気象台、国土交通省、JRさらに電力・ガス会社等において専用通信が設置されており、各機関は次の点に留意し、防災対策を推進する。

- ア 耐震性の強化
施設及び装置等の耐震性を強化する。
- イ 伝送路の強化
通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。
- ウ 装置・機材の充実
予備電源、移動無線、可搬型無線機等資機材の整備充実に努める。
- エ 定期点検の実施
施設、装置の定期的な点検を実施する。
- オ 防災訓練等の実施
平時から関係者による防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

5. 廃棄物処理施設の安全性強化

し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の地震による被害を最小限に抑えるとともに、地震発生後の応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。

このため、市は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃・堅牢化等に努めるとともに、発災時に施設の被災状況を確認し、速やかに稼働の可否を判断する手順を検討するなど、国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。

また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐震化、不燃・堅牢化等に努める。

県は、被災状況により広域的な処理が必要な場合を想定し、廃棄物処理の協力体制を整備する。

(1) 処理施設の耐震性強化

ア 一般廃棄物処理施設

処理施設は、建設時の耐震設計基準に基づいて建設されているが、市は既設の処理施設について耐震性等の調査を実施するとともに、必要に応じて耐震化、不燃・堅牢化等に努める。

また、今後、建設する施設については、ごみ処理施設性能指針等の基準に従うとともに、地質、構造等に考慮して、耐震化、不燃・堅牢化等に努める。

イ 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設の管理者は、中間処理施設、最終処分場、保管施設の耐震性を調査し、必要な耐震化、不燃・堅牢化等に努める。

(2) し尿、ごみ等の処理体制の整備

ア 処理施設の応急復旧資機材等の整備

市は、し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に必要な資機材を準備しておくとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施する。

イ ごみ、災害廃棄物等の仮置場や最終処分場等の確保等

大規模な地震発生後は、ごみ等の災害廃棄物などが一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市は、あらかじめ活用可能な候補地を把握、調整したうえで、発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場や最終処分場等を確保するとともに、災害廃棄物等の処分方法を検討しておく。

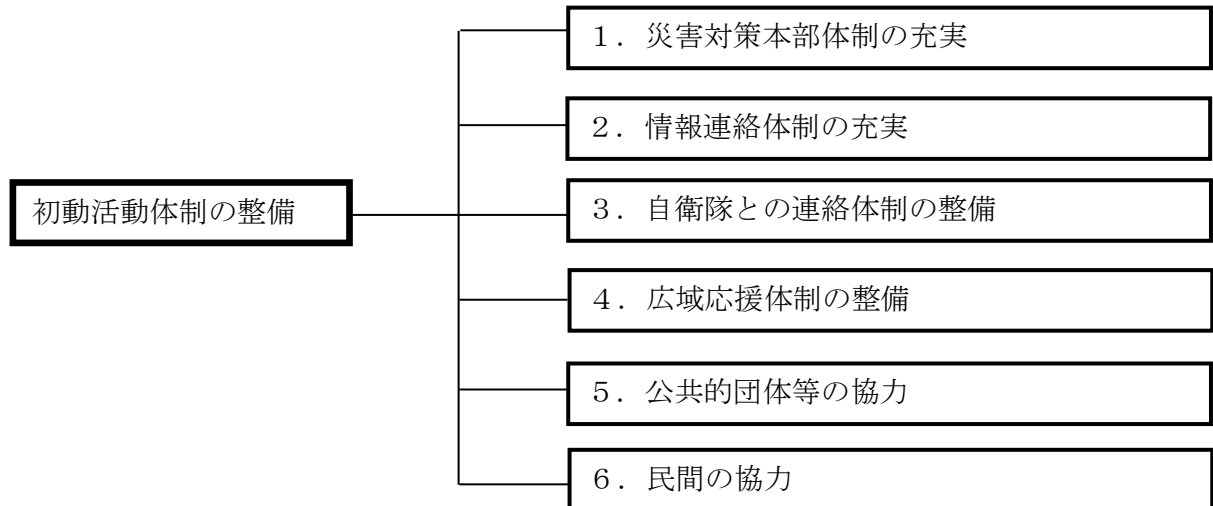
ウ 避難所等のトイレの確保・管理

- ① 避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理する。感染症等を発症した避難者には、専用トイレを確保することが適切である。
 - ② 発災直後の上下水道等が復旧していない段階でも使用可能な携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ等の備蓄・確保を平時から進める。簡易トイレや仮設トイレの確保にあたっては、民間事業者との応援協定の締結を推進する。
 - ③ 照明の確保による安全対策、手洗い等の衛生対策、バリアフリーに取り組む。
 - ④ 「スフィア基準」に沿って、発災後初期段階では50人に1基、中期段階では20人に1基とし、女性用と男性用の割合が3：1となるように避難者数に応じた対応に努める。
- (3) がれき処理方法等の検討
がれきの仮置場、搬送体制、処理方法等について、平常時から検討しておく。
- (4) 広域的な協力体制の整備
県は、し尿、ごみ、災害廃棄物等を広域的に処理するため、処理施設、運搬車両の確保について、国、近県、市町村及び関係団体を含めた協力体制を整備する。

第4節 初動活動体制の整備

【目的】

大規模な地震が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、市及び防災関係機関は、迅速かつ的確に初動活動体制を整え、必要な職員を配備・動員し、その活動に万全を期する。このため、市は、防災関係機関と連携し、平常時から配備・動員計画等の初動活動体制を整備しておく。



1. 災害対策本部体制の充実

(1) 初動マニュアルの整備

地震発生後から、迅速かつ的確に災害応急対策を推進するため、初動マニュアルの整備及び市職員への周知徹底を図る。

(2) 初動体制の習熟

毎年、4月末までに職員の緊急時（勤務時間外）連絡体制を見直し、各担当部課局において、地震発生時における職員の役割及び任務の取り決めを行う。

人事異動があった際にも、随時、役割及び任務の取り決めを行う。

その取り決めに基づき、市職員は、初動体制における自分の役割及び任務、活動の意思決定者、配備基準、指揮命令系統等について、習熟しておかなければならない。

なお、地震発生直後には被災等により、一部の職員しか参集できないことを想定して、動員体制を考えておく必要がある。

(3) 災害対策本部の整備

災害対策本部が迅速に機能できるよう、また、職員が庁舎内で被災することのないよう、設備等の整備を進める。

ア 災害対策本部設置場所

本部の設置場所は、原則として市庁舎内とする。ただし、市庁舎内に設置することが危険な場合は、市長が指定する場所（氷見市ふれあいスポーツセンター[サブ本部]）に置く。

イ 災害対策本部設備等の整備

- ① 備品の固定、落下物の防止措置
- ② 停電時に備えた非常電源の整備及び発電機燃料の備蓄
- ③ 無線機器の点検・整備
- ④ 地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備
- ⑤ 災害応急対策に従事する職員の食料等の確保

2. 情報連絡体制の充実

災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡が行えるようにするため、防災関係機関との連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報伝達・連絡体制の窓口等の明確化に努め、休日・夜間でも対応可能なように宿日直員を配置し、24時間連絡体制の整備に努める。

(2) 通信体制の点検及び非常通信訓練の実施

市は、防災関係機関と連携し、災害時の通信体制を確保するため、通信体制の点検及び通信訓練の実施に努める。

3. 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命又は財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

※「第2章 第4節 広域応援要請 2. 応援要請」を参照

(1) 連絡手続き等の明確化

市は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、自衛隊への通知等連絡手続きを迅速に実施できるように整備しておく。

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

市は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通じて、連絡体制の整備を図る。

4. 広域応援体制の整備

市は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法67条の規定等に基づき、県内市町村をはじめ、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との応援協定の締結を推進する。

現在、県内市町村間においては、富山県市町村消防相互応援協定をはじめ、次の協定が締結されている。

※資料編7-1 消防・防災関係協定書等一覧表を参照

5. 公共的団体等の協力

市は、市内における公共的団体及び自主防災組織に対し、平常時から次に掲げる協力が得られるよう努めるものとする。

- (1) 異常気象、災害危険箇所等を発見した場合に、市や関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予警報その他情報を市民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。

- (4) 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- (6) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (9) り災証明書交付事務に協力すること。
- (10) その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日本赤十字社の奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年団、婦人会、ボランティア団体等を行い、自主防災組織とは、市民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び事業所の防災組織をいう。

6. 民間の協力

県、市及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄等の事前契約を行った民間等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

第5節 情報通信連絡体制の整備

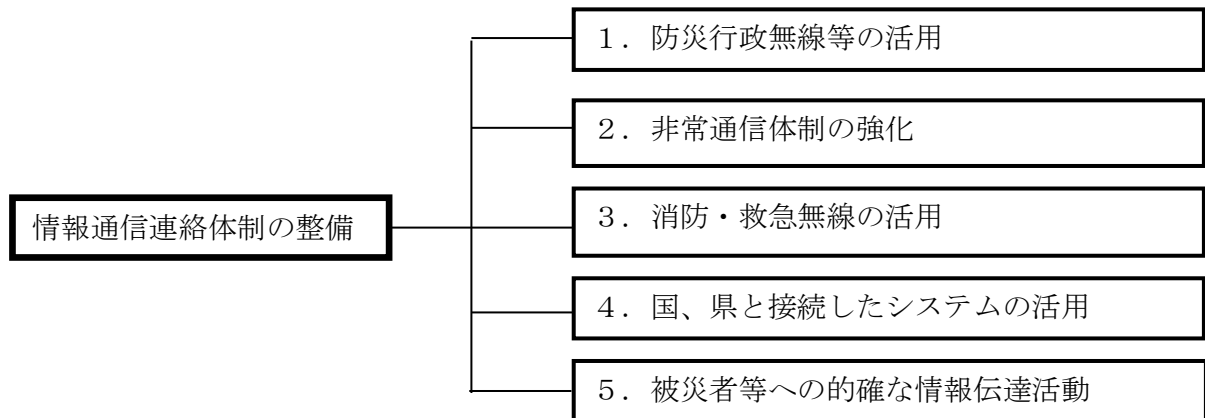
【目的】

市及び防災関係機関は、地震・津波発生時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、非常用電源設備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星携帯電話や公衆無線LAN等の無線を活用したバックアップ等通信路の多ルート化、デジタル化の推進に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策を推進する。

特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

また、通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。

市職員は、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。



1. 防災行政無線等の活用

(1) 同報系システムの活用

災害時の被害を軽減するため、市全域を通信エリアとしてカバーすることを基本とした、MCA無線方式※1による同報系無線システムを活用し、市民に避難情報等を一斉に伝達する。

また、戸別受信機を要配慮者利用施設、小・中・義務教育学校、避難所等の拠り所となる施設、各地区の自主防災会長等の地区の代表者、避難行動要支援者に配付し防災行政無線等による災害情報伝達手段の多重化を図る。

なお、MCA無線方式は2029年（令和11年）5月31日をもって終了することから、遺漏のないよう次期システムの構築を図る。

※資料編4-1 氷見市防災行政無線管理運用要綱、4-4 防災行政無線の配置を参照

(2) 移動系システムの活用

土砂崩れの発生による道路の寸断等の災害が発生した場合、市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うため、MCA無線方式による移動系無線システムを活用する。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）※2の活用

全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地震・津波等の緊急情報を受信した時は、直ちに関係機関及び市民にその内容を伝達するものとする。

(4) 携帯電話の緊急連絡メールやCATV等の活用

津波警報や災害・避難情報を市民に伝達するため、携帯電話の緊急連絡メール※3やLINE、メール配信サービス（緊急情報）やCATV等を活用する。

(5) 通信機器等の使用方法の習熟及び維持管理

市職員は、災害時の通信の混雑・集中及び途絶を想定し、平常時から訓練等を通じて複数体制による通信機器の操作の習熟に努める。

通信機器及び停電時に必要な非常用発電設備については、確実に使用できるよう、適切に保守、維持管理を行う。

※1 MCA無線方式

M u l t i C h a n n e l A c c e s s S y s t e mの略。複数の周波数を多数の利用者が効率よく使える業務用無線通信方式の一つ。混信に強く、無線従事者の資格が必要ないなどの特徴がある。

※2 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）

緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を人工衛星により送信し、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムのこと。

※3 緊急連絡メール

国や地方公共団体が発表する災害情報等を、携帯電話の一斉同報機能を活用し、利用者に配信するサービスのこと。

2. 非常通信体制の強化

市及び防災関係機関は、災害時に加入電話や自己所有する無線通信施設等が使用できなくなった場合に対処するため、衛星携帯電話の活用や、警察、消防、水防、鉄道、電気等の事務又は事業を行う機関や日本アマチュア無線連盟など、非常通信協議会構成員に属する無線局の通信系統を利用することにより、災害に関する通信を確保するよう、非常通信協議会を通じ、非常通信体制を強化するものとする。

3. 消防・救急無線の活用

一体的な応急活動の実施を確保するため、デジタル化された消防・救急無線を活用し、消防署と消防団との連絡網の整備を図る。

4. 国、県と接続したシステムの活用

(1) 富山県防災行政無線

県防災行政無線は、県と市を結ぶ基幹的な重要通信施設であり、地震発生時においても、その機能を十分発揮できるよう通信施設の耐震性を強化するとともに、非常用電源設備を配置し停電対策を講ずる。

(2) 富山県総合防災情報システム

富山県総合防災情報システムにより、気象情報、河川情報、除雪情報、土砂災害危険度情報、地震が発生した際の県内の震度情報等の災害関連情報を収集する。

このシステムによる情報は、インターネット及び携帯電話（富山防災WEBページ、緊急速

報メール)、必要に応じて臨時災害放送局(コミュニティ放送局を含む)を通じて、市民へ提供する。

また、平成28年8月から市町村が発する災害情報をテレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するLアラート(災害情報共有システム)と連携を開始したところであるが、引き続き伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(3) 防災ネットとやま

国土交通省が、国、県、市町村を光ケーブルで結び、雨量や水位、画像情報等を共有した「防災ネットとやま」を有効に活用する。

5. 被災者等への的確な情報伝達活動

市は、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線(戸別受信機含む)やインターネット、地上デジタル放送や携帯端末をはじめとするITの積極的な活用を図り、戸別受信機の整備、緊急速報メール、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努め、要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

市及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

また、市は居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

さらに、市民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておく。

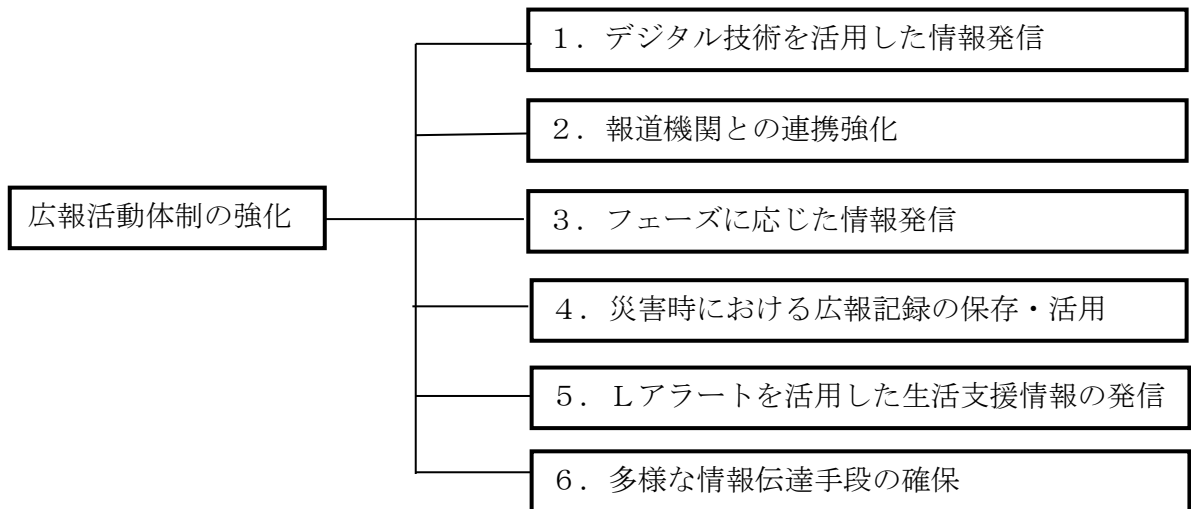
電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

また、国、県及び市等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、市民に対する普及啓発に努める。

第6節 広報活動体制の強化

【目的】

災害時において、災害の状況、災害応急対策の実施状況、各種生活情報を市民に迅速かつ的確に周知するため、平時から広報活動体制の強化に努めるものとする。



1. デジタル技術を活用した情報発信

発災時において、市民が必要とする情報を迅速に発信するために、SNS等のデジタル技術の活用を推進するとともに、職員が不在であっても災害発生状況等の情報を市民に迅速に発信できるよう、各種システムに自動発信機能を追加するなど、円滑かつ確実な情報発信に努めるものとする。

また、市及び県は、災害時において多くの市民が公式SNS等から情報を収集できるよう、平時から公式SNS等の周知に努めるものとする。

2. 報道機関との連携強化

市民へ情報を伝達し、適切な行動を促すためには、報道機関による情報発信も重要であることから、市及び県は、報道機関と災害時の情報発信に関する意見交換などを行い、連携の強化に努めるものとする。

3. フェーズに応じた情報発信

市は、必要な情報を市民に迅速かつ的確に周知するため、各フェーズにおいて、市民に発信する情報項目、発信主体、発信手段等をまとめたマニュアルを作成するとともに、平時から関係機関と共有するものとする。

4. 災害時における広報記録の保存・活用

市、県及び関係機関は、災害時において、各機関が作成した広報資料を保存し、今後の災害

時における広報活動の参考資料として活用するものとする。

5. Lアラートを活用した生活支援情報の発信

市及び県は、Lアラートを活用して給水や災害廃棄物の処理等の生活支援情報を市民や報道機関に対して発信できるよう、体制の整備に努めるものとする。

6. 多様な情報伝達手段の確保

災害時における情報伝達は、適切な避難をするうえで非常に重要であることから、市及び県は、音声や多言語による情報発信、自主防災組織による支援、アプリの活用等、要配慮者の特性に応じた多様な情報伝達手段を確保し、多重化を行うことで、確実に情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。

第7節 災害対策本部体制の強化

【目的】

市、県及び防災関係機関は、災害発生時には、それぞれ災害対策本部を速やかに設置し、応急活動を実施するため、災害対策本部における各班の役割・業務内容等を記載したマニュアルの整備や見直しを行う。

災害対策本部体制の強化

1. 平時からの研修や訓練を実施

2. 令和6年能登半島地震による災害対策本部の開催状況や対応等

1. 平時からの研修や訓練を実施

平時から、災害対策本部設置を想定した研修や防災訓練を実施し、職員の災害対応能力の向上を図るものとする。

また、県と連携し、県が災害対策本部を設置する防災危機管理センターのシステムや映像システム等を十分活用できるように訓練も実施する。

2. 令和6年能登半島地震による災害対策本部の開催状況や対応等

(1) 地震の概要

発生時刻 令和6年1月1日(月) 16時10分
震源地 石川県能登地方(輪島の東北東30km付近) 震源の深さ：ごく浅い
地震の規模 マグニチュード7.6 (最大震度7：石川県輪島市、志賀町)
市内の震度 震度5強
津波 1月1日 16時12分 津波警報 発表
1月2日 1時15分 津波注意報に切り替え
10時00分 津波注意報 解除

(2) 市災害対策本部の開催状況や対応等

月日	時間	対応等
1月 1日(月)	16:30	災害対策本部を設置
	17:00	第1回災害対策本部会議 市内全地区の指定避難所を開設 指定避難所 22か所開設(1日21時の避難者数5,142人) その他避難所 10か所確認(1日21時の避難者数 895人)
	18:10	市内全域約14,000世帯断水 給水所(車)は1月2日から21日まで19か所で設営
	20:30	災害救助法適用
	22:10	第2回災害対策本部会議
1月 2日(火)	09:30	り災証明受付開始 第3回災害対策本部会議 応急危険度判定実施のため被災建築物応急危険度実施本部設置

	16:15	第4回災害対策本部会議
1月 3日(水)	10:00 15:00	第5回災害対策本部 第6回災害対策本部
1月 4日(木)	10:00 13:00 15:00	第7回災害対策本部 災害ごみ仮置場設置 (朝日丘地内のふれあいの森第2駐車場(約10,600㎡)) 第8回災害対策本部
1月 5日(金)	10:00 16:00	第9回災害対策本部 災害ボランティア・支え合いセンター開設 自衛隊炊き出し開始(1/5 昼食～1/9 夕食) 第10回災害対策本部
1月 6日(土)	15:00	第11回災害対策本部
1月 7日(日)	15:00	第12回災害対策本部
1月 8日(月)	15:00	第13回災害対策本部
1月 9日(火)	16:00 19:00	補正予算専決処分 被災者生活再建支援法適用 第14回災害対策本部 姿地区被災者支援説明会
1月10日(水)	16:00	第15回災害対策本部
1月11日(木)	16:00	第16回災害対策本部
1月12日(金)	16:00	家屋被害認定一次調査開始 第17回災害対策本部
1月13日(土)	15:00 19:00	第18回災害対策本部 応急危険度判定結果を報告し、被災建築物応急危険度実施本部を解散 間島・新道地区被災者支援説明会
1月14日(日)	15:00	第19回災害対策本部
1月15日(月)	16:00	第20回災害対策本部
1月16日(火)	16:00	第21回災害対策本部
1月17日(水)	16:00	第22回災害対策本部
1月18日(木)	13:00	第23回災害対策本部
1月19日(金)	16:00	第24回災害対策本部
1月20日(土)	13:00	防災担当大臣が被災現場視察のため来氷 東地区被災者支援説明会
1月21日(日)	10:00	市内全域の断水が全て復旧
1月23日(火)	12:00	ふれあいスポーツと姿公民館の避難所を閉鎖し、市内全避難所閉鎖
1月24日(水)	16:00	第25回災害対策本部
2月 1日(木)	15:00 15:30	第26回災害対策本部 災害対策本部を被災者支援・復旧復興本部へ切り替え

第8節 業務継続体制の確保

【目的】

大規模な地震・津波発生時には、市民の生命、身体、財産の安全維持のための応急対策業務を優先的に実施する必要があるが、通常時の市民サービスを長期的に中断することになっては、市民生活に支障を及ぼすことになる。

このため、被災しても重要な市民サービスの提供を中断させないため、市における業務継続管理の取り組みの推進に努めるものとする。



1. 市における業務継続体制の確保

実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源（災害対策本部用PC、テレワーク専用PCの配備等）の継続的な確保、メンテナンス、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練、過去の災害等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じ業務実施体制・庁内外との連絡体制、各班の所掌等の見直しやDXの促進、計画・マニュアル等の改訂などを行うものとする。

特に、市は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たり、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制（動員体制の明確化、参集状況を踏まえたバックアップ体制の確立、参集可否の連絡方法等）、安否確認の実施基準・集約方法、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、施設整備（電源やエレベーター等）が使用不能となった場合の対応、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

その際、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

※参照：氷見市業務継続計画（平成30年3月）

(1) 職員の確保

勤務時間外（平日の夜間及び土日祝日の場合など）に発災した場合には、職員自らの被災や交通手段の寸断、地域の共助等により迅速に参集できず、特に初動期においては非常時優先業務の実施が円滑に遂行できないおそれがある。

本市において、震度6弱以上の地震が発生した場合、発災から3時間後で約76%、6時間後で91%、3日後以降は約95%（富山県地震被害想定等調査報告書〈平成23年5月〉及び氷見市業務継続計画による推計値）の限られた参集職員で必要な業務を遂行しなければならない。

職員の安否確認を行い、不足する人員へ対応するため職員の再配置を行う必要がある。

令和6年能登半島地震では道路の陥没や隆起が発生し、職員の迅速な本庁舎への参集が困難な事態となった。平常時より、職員安否と参集確認の訓練を行う必要がある。

(2) 電力の確保

ア 非常用発電機、蓄電池の整備状況

(令和5年3月調査)

施設名	発電機・蓄電池	燃料種別	出力	供給範囲	連続運転時間	燃料備蓄量
本庁舎	発電機	A重油	107 kW	・照明は一部のみ(災害対策室) ・パソコン2台及びTV1台 電源(災害対策室)	72 時間	1,950ℓ
本庁舎 (災害時用 R4 年設置)	蓄電池 (EV)	—	17.7 kW	農林畜産課、ふるさと整備課、道路課の照明とコンセント(合計20Aまで)	7.5 時間	—
ふれあい スポーツセンター	発電機	灯油	400 kW	全館	166 時間	10,000ℓ 83 時間運転分
ふれあい スポーツセンター (災害時用 R4 年設置)	蓄電池 (EV)	—	17.7 kW	屋外外部コンセント 1階熱源機械室・電気室・ 乾燥機コンセント	7.5 時間	—
いきいき元気館 (旧体育館)	発電機・ 蓄電池	軽油	19.2 kW	元気館内	3.9 時間	30ℓ
いきいき元気館 (健康課)	発電機	軽油	44 kW	全館	19.3 時間	40ℓ
いきいき元気館 (災害時用 R3 年設置)	太陽光 発電機	—	16.0 kW	いきいき元気館 (健康課と旧体育館事務所、 3階ホールの照明・コンセント)	2.8 時間	—
	蓄電池 (定置式)					
	蓄電池 (EV)	—	6.9 kW	2階会議室の照明コンセント	7.5 時間	—
環境浄化センター 管理棟	発電機	A重油	500 kW	管理棟	72 時間	6,700ℓ
教育文化センター	発電機	A重油	120 kW	教育文化センター内	12 時間	390ℓ
氷見消防署	発電機	軽油	44 kW	・照明は庁舎内全て ・パソコン電源72台分	24 時間	200ℓ 13 時間運転分
芸術文化館	発電機	A重油	454 kW	事務室、交流室ほか	24 時間	1,950ℓ
	発電機	太陽光パネル	27 kW	全館	—	—
	蓄電池	太陽光パネル	44 kW			

※なお、出力や連続運転時間は最大値であり、実際の運用時はさらに下がることが予想される。

イ 電気供給の概要

① 本庁舎（災害対策本部）

- ・災害対策室は、室内照明のほか、パソコン2台及びTV1台の使用程度に制限される。
- ・防災行政無線と電話は維持される。停電が続き、非常用発電機の運転が停止した場合であっても、電話3回線の機能が維持できる。
- ・消火水槽及び受水槽のポンプは稼働し、受水槽分の水の使用は可能である。
- ・庁舎内の照明については、災害対策室及び庁舎内ダウンライト、非常用表示灯（蓄電池）

のみ点灯する。

- ・空調等の環境関連機器は使用できない。

② ふれあいスポーツセンター（災害対策本部代替施設）

ふれあいスポーツセンターの非常用発電機は、停電時自動起動で166時間の連続運転（83時間で燃料供給が必要）が可能であり、全館の電源が供給される。なお、本庁舎とふれあいスポーツセンターは、洪水・津波浸水想定区域外にあり、非常用発電機が浸水するおそれはない。

(3) 通信の確保

ア 電話、インターネット

発災時においては、サーバー室の電話集中サーバーが稼働していれば庁舎内の全ての電話は使用可能であり、また、サーバー施設の電気供給がなく電話集中サーバーが不稼働であっても災害対策室及び受付の電話は使用できる。

しかしながら、一般電話回線が輻輳し、外部との通話が難しくなる可能性が高く、また、庁舎内はWi-Fi環境にあるものの、停電時の電気供給は災害対策室等の一部であるため、インターネットの使用は制限される。

衛星携帯電話は、災害時に高い確率で通信の確保が可能であるが、バッテリーの稼働時間が短いこと、屋外または窓際で使用するなど利用制限がある。

イ 防災行政無線

防災行政無線（同報系）は、市域のほぼ全域をカバーしており、停電時は親局については無停電電源装置及び非常用発電機により電力が供給される。

子局（屋外拡声器）については無停電電源装置により、電源復旧までの一定時間（24時間以上）電気が供給される。

(4) 情報システムの確保

ア 現状と課題

情報システムの行政データはサーバー室においてバックアップされているが、停電時は非常用発電機が作動しても防災行政無線及び災害対策室で使用する端末以外使用できないため、停電復旧後でなければシステムを使用することはできない。

イ 対応方策

- ・システムの稼働に必要な非常用電源の確保の検討
- ・非常時優先業務の実施に必要なデータ・記録等の保護及びバックアップを準備

(5) 生活環境の確保

ア 現状と課題

① 水、食料、その他生活必需品

発災後しばらくは水道の復旧は困難と考えられ、本庁舎においては非常用電源による受水槽に残存する水の供給は可能であるが限界がある。

※本庁舎の受水槽（ $V = 20 \text{ m}^3$ ）が満タンの場合の職員使用可能日数の試算

- ・受水槽の貯水量を、職員の飲料用のみとすれば、20日分ほど賄える。
- ・飲料・トイレ用水とすれば、1日分しか賄えない。

※飲料水 $2 \text{ l} / \text{人} \cdot \text{日} + \text{その他（手洗い、歯みがき等）} 1 \text{ l} = 3 \text{ l}$

※トイレ流し用水量 $10 \text{ l} / \text{回}$

職員の災害対策業務遂行に際しての生活必需品等の備蓄は考慮されていない。

② トイレ

本庁舎は停電時でも非常用電源により水の供給は可能であるが、トイレで使用する受水槽が満水であったとしても1日程度しか供給できない。

イ 対応方策

- ・3日分を目安とし職員が職務に専念するための飲料水、食料、生活必需品の備蓄
- ・簡易トイレ及び携帯トイレの備蓄
- ・生活必需品調達のための関係機関との協定の締結

2. 民間事業所における事業継続計画の策定

民間事業所においても、大規模な地震・津波発生時には、企業の従業員や家族の負傷、家屋等の被災により、社会・経済活動に大幅な縮小と停滞を余儀なくされる。

このため、社会・経済機能の破綻を防止し、重要業務の操業レベルを早急に被災前の状態に近づけるよう、被災時の重要業務等を示した業務継続計画の策定を行い、災害時の企業の役割を果たせるよう被災者の雇用確保と併せた、災害に強い企業に向けた事業継続の取り組みを推進する。

3. 災害時に活用できる人材確保

市、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化し、更新するとともに、災害対応を体系的に習得できる仕組みを整備するなど、災害時に活用できる人材を確保する。

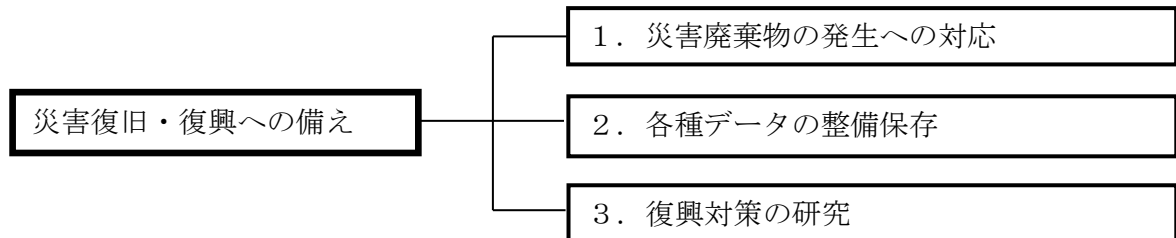
また、氷見市業務継続計画に基づき各部署による災害対応マニュアル等を整備し、継続的に更新することで、担当者の変更時の情報共有、引継ぎ事項を明確化し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

さらに、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）や災害対応に関する専門家の招集・活用等の人材確保の方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

第9節 災害復旧・復興への備え

【目的】

市は、災害応急対策後の災害復旧・復興の円滑化のため、各種データを整備保全するよう努めるとともに、災害があった場合の復興対策について、研究を行うものとする。



1. 災害廃棄物の発生への対応

市は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努め、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐浪化等に努める。

また、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画に定めるものとする。

更に大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

その際、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

また、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

この際、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

2. 各種データの整備保存

市は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制を整備するよう努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3. 復興対策の研究

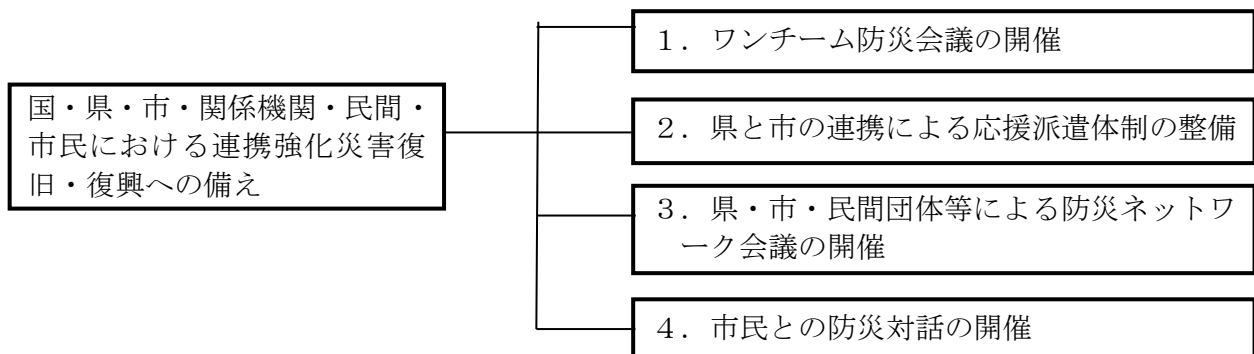
関係機関は、市民の合意の形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における市民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等、災害復興対策についての研究を行うものとする。

第10節 国・県・市・関係機関・民間・市民における連携強化

【目的】

地震・津波により大規模な災害が発生した場合、国・県・市・防災関係機関等はワンチームとなって災害の拡大防止と被災者の救護救援に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

そのためには、平時より連携を強化し、それぞれ組織が持つ情報を共有し、互いの組織の役割を理解する必要がある。



1. ワンチーム防災会議の開催

国・県・市・関係機関・がワンチームで災害対応にあたるためには、互いの組織の役割や強み・弱みを理解し、平時より顔の見える関係を構築しておく必要があることから、県において、災害時の連携体制を議論するワンチーム防災会議を設置し、定期的を開催するものとする。

2. 県と市の連携による応援派遣体制の整備

先進県の取り組みを参考に、大規模災害時に県と市がワンチームとなって県内外の被災自治体に応援職員を派遣する体制を整備する。

また、県と市のワンチームによる被災自治体への応援派遣を通じて、県及び市職員の災害対応業務の経験を蓄積し、ノウハウを共有することで、災害対応力や調整力を有する職員の育成を図る。

3. 県・市・民間団体等による防災ネットワーク会議の開催

災害時における避難所運営や避難所環境の整備については、行政や自主防災組織、防災士に加え、ノウハウを有するNPO団体等が連携し、避難所の運営や環境整備等を議論する防災ネットワーク会議を定期的を開催するものとする。

また、防災対策や発災時の初動対応・応急対策における、民間団体、地域コミュニティ、市民の役割の明確化を図る。

4. 市民との防災対話の開催

災害対応には公助だけでなく、自助・共助が必要不可欠であり、行政や民間団体等の連携強化

だけでなく、市民への防災意識の啓発の強化による市民の防災対応能力の底上げが重要になる。

そのため、市において、市民との防災に関する対話の場を設け、市民の防災意識の啓発を行うものとする。

第11節 消防力の強化

【目的】

関東大震災、北海道南西沖地震、阪神・淡路大震災、東日本大震災にみられたように、大規模な地震が発生した時には、同時多発火災の発生や延焼拡大による被害の増大が予想される。

このため、市民は平素から出火の防止に努めるとともに、地震発生時にとるべき行動を常に訓練等を通じて心がけておくことが大切である。

一方、県及び市は、出火防止、初期消火体制の強化、火災の拡大防止、救助・救急体制の整備に努めるものとする。

さらに、同時多発火災や延焼拡大が発生した場合は、消防力の分散、倒壊建物による通行障害、水道管断裂による消火栓使用不能のおそれもあるため、消防活動が困難となることが予想されるため、市民・自主防災組織等による初期消火が効果的にできるよう、防災訓練等を通じて知識の普及に努めるものとする。



1. 出火の防止

市は、地震による火災の発生を未然に防ぐため、市民に対して次の指導・啓発を行い、出火の防止に努める。

(1) 一般家庭に対する指導・啓発

市は県と連携して、出火防止のため、防災訓練や広報等を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- ア 耐震自動消火装置付き火器設備、器具及びガス警報器等の安全な機器の普及。
- イ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底。
- ウ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓。
- エ カーテン等防災製品の普及。
- オ 消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底。
- カ 地震発生時において、揺れを感じたとき、揺れが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火措置の徹底。
- キ 住宅用火災警報器の設置促進。
- ク 感震ブレーカーの普及。

(2) 避難行動要支援者に対する見守り・指導

地域ごとに消防団員と民生委員が連携し、秋季火災予防運動週間に合わせて要支援者宅を訪問し、コンロやストーブ等の火の取扱いについて見守り指導を行う。

2. 消火体制等の整備

(1) 市の消防計画

高岡市消防本部において別に定める「高岡市消防計画」において、通常災害はもとより、非常時災害（大規模火災、風水害、地震及び特殊災害等）に迅速かつ効果的に対処できるよう必要な事項を定め、これを本市の消防行政の指針とする。

(2) 初期消火体制の強化

市は県と連携して、地震発生時において火災による被害を最小限に抑えるために、出火の防止、家庭における初期消火並びに地域及び事業所における初期消火体制の確立などの普及啓発に努める。

ア 事業所は、自衛消防隊の組織化、各種訓練を通じて、技術の向上、事業所相互の協力体制を推進し、また、地域の一構成員として、地域防災訓練への積極的参加や保有する資機材を活用した消火活動など地域との連携体制の強化に努める。

イ 自主防災組織は、市民参加の防災訓練を定期的を実施し、初期消火の知識、技術の習得・普及に努める。

ウ 消防団は、実践的な訓練を通じた消火技術の向上及び専門的知識の習得に努める。

エ 地域の防災リーダーや防災士は、自主防災組織をはじめとする地域住民に対する防災指導を通じ、地域防災力の向上に努める。

(3) 消防団の育成強化及び防災資機材の整備促進

ア 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、災害時に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

イ 市は、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

(4) 消防水利の整備

大規模な地震が発生した場合、水道施設の破壊により消火栓の使用不能や防火水槽の破損等が予想される。

このため、市は、次の施設の整備を促進し、消防水利の効率的な利用を図る。

ア 消火栓、防火水槽及び飲料水兼用耐震性防火水槽の計画的な整備を進めるとともに、延焼火災が発生する危険性の高い住宅地等に優先的に配備するなど、消防水利の拡充に努める。

イ 河川などの自然水利、農業用水、消融雪施設、プール、井戸等の多様な水利を確保し、効率的な利用を進める。

3. 救助・救急体制の整備

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどした被災者に対し、救助・救護を行うとともに、負傷者に対し必要な処置を行うことは、市民の生命、身体を守るため最優先される課題の一つである。

県及び市は、住民の救急・救助に関する知識、技能の習得を推進するとともに、災害発生時には直ちに必要な資機材を使用できるよう点検整備しておくこととする。

整備にあたっては、車両や資機材を小型軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合やう回路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

なお、津波災害警戒区域内では、防災上の配慮を要する者が利用する施設の所在地等の情報を活用して、救助・救急活動に努めるものとする。

(1) 救助体制の整備

ア 自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など要配慮者の被災状況の把握に努めるものとする。

イ 市は、救助工作車の整備、エンジンカッター、油圧ジャッキなどの救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊家屋、がけ崩れ等被災状況に応じた救助活動マニュアルの作成及び点検に努める。

ウ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、県及び市は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握し、救出救助用資機材等を借上げできるよう協力体制を確立しておく。

エ 多数の要救助者を迅速、的確に救助するため、消防、警察、自衛隊及び海上保安部は、合同訓練を行うとともに、連携体制の強化に努める。

※資料編3-9 救助用特殊機械器具一覧表を参照

(2) 救急体制の整備

ア 県及び市は、住民に対して研修会や集会を通じて、AED^{※1}の使用を含む心肺蘇生法^{※2}や止血法などの応急手当に関する知識・技術の普及を推進する。

イ 市は、救命率向上につながるよう、高規格救急自動車の配備拡充に努め、救急救命士^{※3}及び救急隊員の技術向上に向けて研修体制を整備する。

(3) 医療機関との連携体制

市は、平常時から災害時の重傷者搬送計画を検討し、医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努める。

※1 AED Automated External Defibrillators (自動体外式除細動器)

心室細動又は無脈性心室頻拍という不整脈が生じて、心臓の全身への血流を流す働きが停止している状態において、強い電流を流すことにより心拍を正常化させる治療法を行う機器。

※2 心肺蘇生法

心肺停止した傷病者に対して、脳・心臓・肺の蘇生を目的として、胸骨圧迫と人工呼吸を実施する方法。

※3 救急救命士

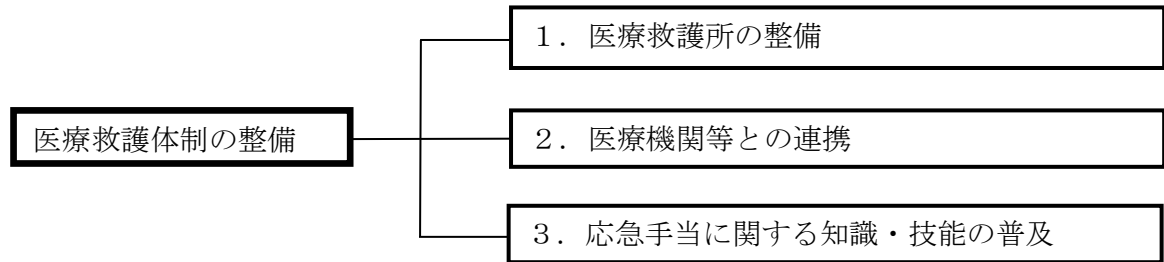
救急車などに同乗し、患者を病院まで運ぶ際、医師の指導のもとで特定医療行為を行える資格者のこと。

第12節 医療救護体制の整備

【目的】

災害時においては、多数の傷病者が発生し、医療機関自体の被災や情報の混乱により十分な医療が提供されないおそれがある。

これら医療救護の需要に対し迅速かつ的確に対応するため、市及び医療機関等は、医療救護体制を充実・強化するよう努める。



1. 医療救護所の整備

(1) 医療救護所の指定等

医療救護所は、金沢医科大学氷見市民病院に設置し、必要に応じて避難所として指定した施設のうちから医療救護所を指定し、その安全性の強化を図る。

津波により、金沢医科大学氷見市民病院の設置が危険な場合には、氷見市医師会と協議の上、医療救護所の確保を図る。

(2) 医療救護所の施設設備

ア 医療救護所の設備は、おおむね次のとおりとする。

テント、救護用品(創傷、熱傷セット)、AED、折りたたみベッド、担架、発電機等

イ 医療救護所における給食や給水については、避難所と併せて行う。

2. 医療機関等との連携

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会等と連携し、災害時にそれぞれの専門的技術の提供を依頼する。

また、関係機関の協力を得て、防災訓練を実施する。

3. 応急手当に関する知識・技能の普及

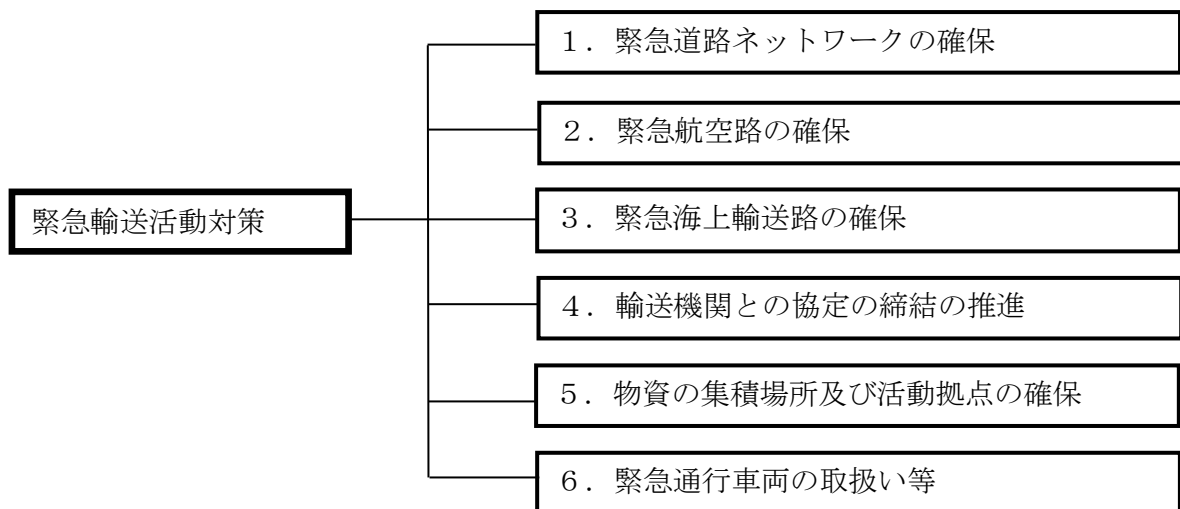
市は、市民に対し研修会や防災訓練を通じて、AEDの使用を含む心肺蘇生法や止血法等の応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

第13節 緊急輸送活動対策

【目的】

大規模な災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、交通路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、市は関係機関と連携し、あらかじめ、緊急交通路、輸送体制について定めておくとともに、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点から市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図り、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。



1. 緊急道路ネットワークの確保

災害時における要員の輸送や物資の緊急輸送等の応急復旧活動を行うために必要な緊急交通路となる緊急輸送道路を次のとおり定める。

なお、道路管理者は、北陸圏域道路啓開計画に基づき発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修やう回路の整備を含む）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うものとする。

また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。

また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の促進を図るものとする。

(1) 第1次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送等に不可欠な、高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジを結ぶ幹線道路

【国道470号〔能越自動車道〕及び国道415号（大野～幸町）、国道160号等】

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路とネットワークを構築し、市災害対策本部や氷見土木事務所、氷見漁港など、主要な防災拠点を連結する幹線道路

【国道415号（熊無～大野、幸町～島尾）、県道氷見港氷見停車場線、市道新町漁港線等】

(3) 第3次緊急輸送道路

上記路線を相互に補完する幹線道路

【市道北八代堀田線、市道堀田五十里線等】

※資料編 3-5 緊急輸送道路一覧表を参照

2. 緊急航空路の確保

災害時に、ヘリコプターによる被害状況の把握、人員や物資の輸送等を迅速に行う必要があることから、臨時離着陸場の確保又は整備を推進する。

※資料編 3-4 防災用ヘリポート予定地及び緊急臨時離着陸場を参照

3. 緊急海上輸送路の確保

陸路に障害が発生した場合、海上から救援物資等を運び入れることが考えられるため、氷見漁港を防災拠点漁港として位置づけ、物流拠点としての整備に努める。

また、地震・津波発生後の緊急輸送及び地場産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関及び関係企業等と連携し、地震・津波発生後の漁港機能の維持・継続について検討する。

その検討に基づき、漁港の漂流物等の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について協議するものとする。

4. 輸送機関との協定の締結の推進

災害時の人員、応急資機材、救援物資等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう緊急輸送車両等を確保するため、運送業者団体等と協定の締結を推進する。

5. 物資の集積場所及び輸送拠点等の確保

大規模な地震が発生し、大量の物資や応援機関が被災地である本市に集結する場合、物資の集積場所及び輸送拠点としての防災活動用地が必要となるため、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検しておく。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

6. 緊急通行車両の取扱い等

災害時には、応急措置の実施に必要な緊急交通路を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止又は制限され、この規制措置のもとで緊急通行車両等を優先して通行させることとなる。

(1) 確認実施機関

緊急通行車両の確認は、知事又は県公安委員会（県警察本部交通規制課）が行う。

(2) 確認対象車両

- ア 気象警報等の伝達や、高齢者等避難又は避難指示の発令に使用されるもの。
- イ 消防、水防その他の応急措置に使用されるもの。
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に使用されるもの。
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの。
- オ 施設及び設備の応急の復旧に使用されるもの。
- カ 廃棄物処理、防疫その他の保健衛生に使用されるもの。
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの。
- ク 緊急輸送の確保に使用されるもの。
- ケ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に使用されるもの。

(3) 確認手続

災害時には、確認のための事務手続きに対する処理能力が十分確保できない状態が予想されることから、緊急通行車両の事前届出制度が設けられており、この制度の効果的な活用を図る。

また、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

第14節 緊急避難場所・避難所の確保

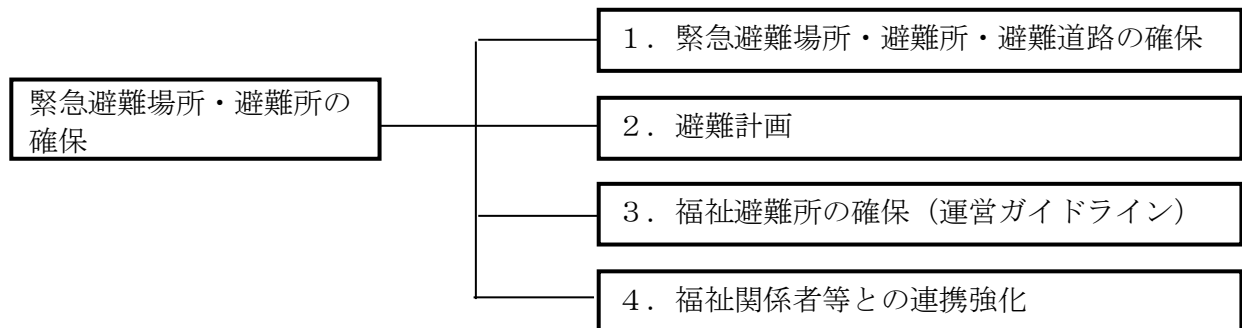
【目的】

大規模な地震・津波発生時における住民避難のため、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行い、市民の安全の確保に努める。

災害時には、必要に応じて、避難情報の発令とあわせて、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、令和6年能登半島地震での対応を踏まえ、指定避難所における生活環境が良好なものであるよう空調設備や洋式トイレの整備に努めるとともに、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等を設置できるよう努める。

さらに、災害対応の人材を育成するため、市職員や自主防災組織、防災士等の避難所運営関係者向けの防災・避難所運営研修を実施し、連携を強化する。



1. 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所の確保

ア 指定緊急避難場所・指定避難所の設置

市は、施設管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。

また、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定し、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備する。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹

底に努める。

発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の避難情報発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることも検討する。

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

なお、指定緊急避難場所・指定避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて、適宜見直すとともに、地区防災計画等において、一時避難施設の確保に努める。

イ 令和6年能登半島地震での避難状況や避難所の対応

1月1日の地震発生後、ふれあいスポーツセンターや南部中学校、朝日丘小学校など、市内の指定避難所や緊急避難場所等に6,000名を超える市民が避難した。

特にふれあいスポーツセンターは、十分な広さや空調、入浴施設も整っており、支援物資やボランティア、保健スタッフも集中して配置することができ、指定避難所として最後となる同月23日まで開設した。

ウ 指定避難所における施設、設備の整備

指定避難所において避難住民の生活を確保するため、あらかじめ空調設備や洋式トイレ、キッチン、ベッド、シャワー等避難所の環境改善に必要な機能を整理して、施設、設備の整備に努める。

また、市及び県は、必要な施設や設備の確保のため、民間事業者との災害時応援協定の締結を促進する。

- ① 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。

なお、備蓄物資の調達に当たっては要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

- ② 市内指定避難所の防災備蓄倉庫（平成30年度から令和3年度にかけ27か所整備）

非常食や保存水、発電機、投光器、毛布、携帯トイレ、ストーブ、おむつ、生理用品等を各指定避難所の防災備蓄倉庫に備蓄している。

この備蓄品をリスト化し、地区防災訓練の際など、定期的に地区住民は備蓄品を確認し、避難所運営訓練を実施することとする。

※資料編3-18 指定避難所防災備蓄倉庫設置場所及び配備内容を参照

- ③ 貯水槽、井戸、給水タンク、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手を目的とする機器を整備する。

また、キッチンカーやプライベートテント、パーティション、ダンボールベッド等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備を推進するとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な

施設・設備の整備に努める。

さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努めるものとし、災害時のトイレを複数方式確保するため、移動式トイレの確保やマンホールトイレの設置を検討する。

④ 指定避難所施設 テレビ環境設備整備工事（令和3年度完了）

災害時に、学校体育館等の指定避難所へ避難した避難者が安心できるよう、テレビやインターネットに接続し、災害情報を取得できるようにするため、環境整備を行った。

整備内容として、新たに敷設するケーブルテレビ回線を光回線とし、災害時にはケーブルテレビ回線のWi-Fi環境を利用し、テレビとインターネットの両方を同時利用できる回線口を設けた。

地区防災訓練の際に地区住民に対し、テレビ・Wi-Fi環境が整備されていることを周知することとする。

避難所光回線設備設置場所

朝日丘小学校、いきいき元気館、比美乃江小学校、北部中学校、窪小学校、西條中学校、宮田小学校、十二町小学校、十三中学校、湖南小学校、上庄小学校、西の杜学園、速川公民館（旧速川小学校）、久目地区交流館（旧久目小学校）、余川公民館（旧余川小学校）、碁石公民館（旧上余川小学校）、海峰小学校、旧灘浦小学校、灘浦小学校（旧灘浦中学校） 計19か所

能越ケーブルネット株式会社の光回線を利用していることから、令和3年11月1日、能越ケーブルネット株式会社と本市において、「災害時における緊急放送及び指定避難所のテレビ視聴とインターネット接続環境の構築に関する協定」を締結している。

本市が指定避難所を開設した際、能越ケーブルネット株式会社が構築したテレビとインターネット回線を開放してサービスを提供し、その利用料については無償とする内容。

⑤ 市及び県は、国や県の実証実験やマイナンバー等を活用した先行事例を踏まえ、避難所運営や避難者情報管理のデジタル化の推進に努めるものとする。

ウ 指定避難所における運営体制の整備

指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は、自主防災組織や社会福祉協議会と連携し、避難所運営委員会の設置を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

市は、「学校避難所開設・運営マニュアル」及び「避難所運営マニュアル新型コロナウイルス感染症対策編」を作成済であるが、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める。

また、市職員や自主防災組織、防災士等の避難所運営関係者は、防災・避難所運営研修に積極的に参加し、連携を強化することとする。

さらに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有する専門家、NPO・ボランティア・民間事業者等との定期的な情報交換を行い、連携を強化し、円滑な避難所運営ができる体制の整備に努める。

エ 良好な生活環境の確保

- ① パーティションや、段ボールベッド、エアーマット等簡易ベッド、屋内用インスタントハウス等を各避難所において備蓄し、避難所の開設時に設置するなど居住空間を確保する。
 なお、床に長期に横たわっていると、エコノミークラス症候群を引き起こすだけでなく、埃等を吸い込むことによる健康被害も心配されるため、ベッドの設置が望ましい。
- ② 地区防災計画等にて事前に作成した避難所のレイアウトに沿って避難所を設営し、感染症防止のため、避難所は土足厳禁であることを徹底する。
- ③ 医師、保健師等の保健衛生の専門家と連携して、パーティションや、段ボールベッド、エアーマット等簡易ベッドの有効性・必要性を避難者に周知する。
- ④ 避難所の開設時に避難所全員にパーティション等が行きわたらない場合においては、あらかじめ決めていた優先する者（高齢者、障害者、女性等）に提供する。
 不足分については、事前に民間事業者と協定を締結するなど、調達できるように努める。
- ⑤ 実際に地域住民に使用してもらうことも含め、平時から、パーティションや、段ボールベッド、簡易ベッド等の設置の訓練を行い、災害発生時には速やかに対応する。
- ⑥ 平時から想定避難者数に対応するために、指定避難所や協定・届出避難所を増やし、「スフィア基準」に沿って、1人当たり最低3.5㎡の居住スペースとなるように努める。

オ 指定避難所の役割

- ① 災害により、住宅を失った人、また二次被害等により住宅の被害が予測される居住者を収容し、安全を確保する一時的な宿泊場所。
- ② 避難者及び被災市民に対して生活を救援するための食料や毛布、生活必需品等の供給を行う場所。
- ③ 地域の窓口として情報収集、広報窓口の役割を行う場所。
- ④ 負傷者に対する応急救護を行う場所。

カ 指定避難所運営する市職員の活動要領

- ① 避難所施設の被害状況を外観目視によって確認し、避難所としての使用可否を判断する。
- ② 避難者の受け入れスペースの位置、規模等を確認する。
- ③ 避難所の使用可否を市災害対策本部へ報告し、避難者名簿を作成する。
- ④ 避難者と協力し避難所の秩序維持に努める。

キ 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、福祉施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ地震・津波に係る避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに、訓練を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ① 避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法を定める。
- ② 幼児・児童・生徒を集団的に避難させる場合に備えて、保育所、認定こども園、小・中・義務教育学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所の選定、収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食の実施方法について定める。
- ③ 病院、福祉施設等において、患者等を他の医療機関等又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者等に対する実施方法等について定める。

ク 不特定多数の者が利用する施設の管理者の留意事項

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、地震・津波に対する避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするものとする。

ケ ペット同行避難者の受入れ

ペット同行避難者の受入については、市職員や自主防災組織、防災士等の避難所運営関係者での認識の共有や連携を図り、受入れ体制の構築や周知等を図る。

飼い主の責務（環境省：人とペットの災害対策ガイドライン）

- ① 飼い主が自らの安全を確保することが、災害時にもペットを適切に飼養することにつながる。
- ② 健康面やしつけを含めたペットの平常時からの適正な飼養が、最も有効な災害対策になる。
- ③ 災害時にはペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意して、ペットとともに避難する。

(2) 地震・津波発生後に緊急的に避難する場所の確保

市は、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」の指定を行うものとし、県は必要に応じ、これに助言をおこなうとともに施設の必要性等に関する市と住民の話し合いを促進するものとする。

なお、津波に対する緊急的に避難する場所としては、高台を選定するか、適地がない場合は堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用する、いわゆる津波避難ビルの指定・整備を行う。

また、指定した場合においては、施設管理者と災害時の施設利用についての協定締結を検討するとともに、施設管理者と休日、夜間等の使用について協議する。

津波避難ビルの指定等についても必要に応じて検討する。

(3) 避難道路の確保

指定緊急避難場所及び指定避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路を確保する。

また、能越自動車道（国道470号）を避難道路とするために、管理用出入口等を避難者の乗り入れ口として活用することを検討する必要がある。

ア 避難道路の選定

指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定するものとする。

- ① 避難道路はおおむね8～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと。
- ② 指定緊急避難場所及び指定避難所まで複数の道路を確保すること。
- ③ 地震に強い地盤で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ④ 津波、浸水、がけ崩れ等の危険のある地域を避けること。
- ⑤ 落下物の危険性が少ないこと。
- ⑥ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

イ 避難標識の設置

避難者が指定緊急避難場所及び指定避難所に安全に到達できるよう、避難誘導標識を設置する。

(4) 繁華街、観光地における避難場所等の確保

市長が行う避難指示の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

(5) 被災者用の住居の確保

県及び市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、体制の整備に努める。

(6) 緊急避難場所及び指定避難所の速やかな開錠

令和6年能登半島地震では、津波警報が発令され多数の住民が避難したことから、速やかに避難できるよう沿岸部の緊急避難場所7箇所に、震度5弱以上の揺れを感知すると自動で解錠する無電源機械式の鍵保管ボックスを施設入口付近に設置する。

緊急避難場所7箇所 比美乃江小学校
北部中学校
窪小学校
西條中学校
海峰小学校
灘浦小学校（旧灘浦中学校）
いきいき元気館

また、指定避難所の開設に時間がかかったことから、市職員の到着が遅れても、避難者が避難所の鍵を開けることができるように鍵保管ポストを設置する。

これらの無電源機械式の鍵保管ボックスや鍵保管ポストを自主防災組織に説明し習熟してもらうとともに、施設内の安全確認手順等を住民と共有するよう努める。

2. 津波に対する警戒避難体制の充実

「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方（報告書）（令和6年11月）」では、津波被害が生じた珠洲市において、津波を想定した避難訓練が毎年実施されており、三崎町（みさきまち）寺家下（じけしも）出（で）地区では高台に地区住民全員が避難するなど、速やかな避難につながった例があったとされている。

津波による危険が予想される本市においては、津波に対する警戒避難体制をより確実なものとするため、津波ハザードマップの周知を図るとともに、津波避難計画に基づく避難訓練を実施するなど、住民等の津波からの避難の実効性を確保するための対策を推進しなければならない。

市は、防災教育や防災訓練の充実、施設管理者等と連携した避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保など、まちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。

(1) 避難に関する広報

市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに災害危険地域を明示した防災マップや広報紙・PR紙を活用して、避難に関す

る広報活動を実施するものとする。

また、津波によって浸水が予想される地域について、国の津波浸水予測地図や県の津波シミュレーション調査結果に基づいて、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難路等を示す津波ハザードマップを整備する。

＜富山県の津波の主な特徴＞

- ① 浸水深5mを超える区域は、沿岸からおおむね10m以内で、沿岸のごく一部の地域に限られる。
 ※「3m以上5m未満」→沿岸からおおむね20m以内（一部の地域で最大200m）
 「1m以上3m未満」→沿岸からおおむね200～300m以内（一部の地域で最大400m）
- ② 津波水位は、入善町の10.2mが最高。
- ③ 最高水位は第1波又は第2波で、その後、急激に減衰する（継続時間が短い）。
- ④ 海面が変動を開始する時間が全般的に早い。また、最高津波の到達時間が早い地域もある。

富山県の津波の特徴を踏まえ、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難路の設定はもとより、あらかじめ建物の耐震化や津波への耐力を確保するための補強を行うことや、地震が発生した際に、避難場所まで逃げる時間がない場合は、堅牢な鉄筋コンクリート造の建築物の2階以上への避難、ライフジャケットの準備なども考慮する必要がある。

また、県と市は連携して、沿岸の自主防災組織によるゴムボート、ライフジャケット等津波資機材整備に対し、支援するものとする。

さらに、津波ハザードマップを住民に周知し、将来的な居住場所の移転の必要性の検討なども含め、津波避難に対する意識啓発を図る。

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の広報

指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した市は、次の事項につき、地域住民に対し周知徹底を図る。

- ① 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称
- ② 指定緊急避難場所及び指定避難所の所在位置
- ③ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路
- ④ 「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所（緊急避難場所）」と「避難生活を送るために避難する場所（避難所）」の違い等

イ 地震・津波発生時は原則として徒歩避難

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩を原則とする。

令和6年能登半島地震では、津波警報により多数の住民が車で避難し、渋滞が発生した。市内全世帯への「令和6年能登半島地震に関するアンケート調査」の避難手段の項目では、回答者の約75パーセントの人が車で避難したと回答した。

また、避難場所への移動時間について10分で避難できたと回答した人は、徒歩が47パーセント、車が38パーセントとなった。

上記アンケート結果などから、地震・津波発生時の速やかな避難には徒歩が望ましいと考えられることから、「地震・津波発生時は原則として徒歩避難」の周知に努めるものとする。

ただし、避難行動に支援が必要な人の避難には、「個別避難計画」を作成し、車の使用はやむを得ないものとする。

(2) 氷見市津波避難計画（平成30年3月作成 令和4年3月修正）

市及び防災上の重要な施設の管理者等は、震災時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ地震・津波に係る避難計画を作成し、県は必要に応じ助言するものとする。

避難は徒歩を原則としつつ、地震被害想定調査結果による道路の被害状況、津波シミュレーション調査結果における津波到達時間、令和6年能登半島地震における人流データの分析、県民アンケートで把握した住民の避難行動の実態などを踏まえ、徒歩避難と車両避難のすみ分けなどの適切な避難のあり方について、市や県、関係機関と検討を行うものとする。

ア 津波の特徴

地震・津波はいつどこで発生するか不明であり、津波が到達するおそれがある場所にいるときは、できるだけ早く、高いところへ逃げる必要がある。

イ 避難行動の基本的な考え方

- ① できるだけ早く、高く安全なところに逃げる。
- ② 浸水域外へ最短コースで避難する。
- ③ 津波等が浸水してくる方向には向かわない。
- ④ 河川や海岸に沿って避難しない。
- ⑤ 原則、歩いて避難する。
- ⑥ 余力がある場合には、より安全な避難場所へ避難する。

ウ 津波における留意事項

津波の到達時間が早く、2波・3波による津波浸水から身を守るため必要があるため、次の事項に留意する。

- ① 地震発生後5分以内に避難を開始する。
- ② 避難する際は、地域ぐるみで、要援護者を支援しつつ避難する。
- ③ 地震発生後10分以内に避難対象地域外へ避難する。（津波ハザードマップ確認）
- ④ 避難対象地域外へ出た後は、安全な場所（指定避難所等）へ移動し大津波・津波警報・注意報が解除されるまで避難を続ける。
- ⑤ 状況に応じ、垂直避難を実施する。（近傍の高台、海から努めて離れた頑丈な建物の上階等）

エ 避難の方法

避難方法は、原則徒歩とするが次のケースにおいては車での避難も可能とする。

- ① 自力で歩行できない避難者
- ② 高齢者や障害者が長い距離を避難しなければならない場合（避難困難地域内の要援護者）
- ③ 既に車両で行動している場合

避難誘導は、津波避難対象地域内の市職員、消防職員、消防団員等が主体的に実施する。

また、津波に関する情報を踏まえ自らの安全を確保したうえで、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難路の安全性を確認しつつ、津波避難対象地域外あるいは津波避難ビルへの誘導に努める。

オ 避難経路の設定

避難経路は、避難目標地点まで最も短時間で到達できる経路であり、津波ハザードマップ

を参考に、地域（各家庭あるいは自主防災組織）にて安全性の高い経路を検討しておくことが重要である。

カ 避難情報の発令基準

どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」を発令せず、基本的に「避難指示」のみ発令する。

発令区分	発令の判断基準
避難指示	① 津波警報（高いところで2 m程度の津波が予想される場合）、大津波警報（3 mを超える津波が予想される場合）が発表されたとき。 ② 強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れが弱くても1分程度以上の長い揺れを感じ、かつ、津波警報、津波注意報のいずれかが発表されたとき。

キ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

- ① 給水
- ② 給食
- ③ 毛布、寝具の支給
- ④ 衣料品、日用品等必需品の支給
- ⑤ 負傷者に対する応急救護

ク 指定避難所の管理に関する事項

- ① 避難収容中の秩序維持
- ② 避難者に対する災害情報の伝達
- ③ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- ④ 避難者に対する各種相談業務

ケ 災害時における広報

- ① 広報車による周知
- ② 避難誘導員による現地広報
- ③ 住民組織を通じた広報
- ④ 同報系無線による広報

3. 福祉避難所の確保（運営ガイドライン）〔令和3年5月改定〕

(1) 指定福祉避難所の受入対象となる者の把握

ア 指定福祉避難所の受入対象となる者の概数の把握

市は、指定福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、指定福祉避難所の受入対象となる者の概数を把握する。

・指定福祉避難所の受入対象となる者としては、

- ① 身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者等）
- ② 知的障害者
- ③ 精神障害者
- ④ 高齢者（一人暮らし、高齢者のみ世帯等）

⑤ 人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者、医療的ケアを必要とする者

⑥ 妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者、が考えられる。

・上記のうち、既存統計や避難行動要支援者名簿、個別避難計画等で人数の把握が可能なも

のについては、その情報を活用する。また、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員からの情報や、障害者団体及び難病・小児慢性特定疾病患者団体からの情報についても活用し、把握する。

イ 指定福祉避難所の受入対象となる者の現況等の把握

市は、災害時において、指定福祉避難所の受入対象となる者を速やかに指定福祉避難所に避難させることができるよう、平時から受入対象者の現況等を把握することが望ましい。

・先の「ア 指定福祉避難所の受入対象となる者の概数の把握」で受入対象とした者のうち、現況等の調査が可能と考えられる者、具体的には、

- ① 身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者等）
- ② 知的障害者
- ③ 精神障害者
- ④ 高齢者（一人暮らし、高齢者のみ世帯等）
- ⑤ 人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者、医療的ケアを必要とする者

上記の者については、保健・福祉担当課が保有する情報を活用し、調査が可能であると考えられる。

例えば、医療的ケアを必要とする者については、市が保有する障害者総合支援法や児童福祉法に基づく障害児・者サービスの請求情報等を活用することにより、医療的ケアに係る現況を把握できる場合がある。

・把握する情報は、住所、氏名、身体の状態、家族構成（同居の有無を含む）、介助者の状況（昼間・夜間）、緊急時の連絡先、本人の居室の場所、を基本とし、その他の項目（必要な医療的ケアやそれに伴う電源の確保、衛生用品等を含む）については、必要な受入対象者に応じて調査を実施する。

・利用できる既存の避難行動要支援者名簿、個別避難計画等が存在する場合は、その活用を図る。

・災害時において、安否確認、避難情報の伝達、避難誘導支援、指定福祉避難所の設置等の対策に活用することができ、平時からの対策を検討・実施するために、把握した情報はデータベースとして整備しておく。

また、最新の情報を保持するために、定期的に登録情報の確認・更新を行う。

(2) 指定福祉避難所の指定及び公示、周知

ア 指定福祉避難所として利用可能な施設の把握

市は、指定福祉避難所として利用可能な施設を洗い出す。利用可能な施設としては、以下の施設が考えられる。以下の施設については、「バリアフリー」「支援者をより確保しやすい施設」を主眼において選定する。

- ・一般の避難所となっている施設（小・中学校、義務教育学校、公民館等）
- ・老人福祉施設（老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人福祉センター等）
- ・障害者支援施設等の施設（公共・民間）
- ・児童福祉施設（保育所等）
- ・特別支援学校
- ・宿泊施設（公共・民間）

指定福祉避難所として利用可能な施設について、所在地、名称、所有者・管理者、使用可能なスペースの状況、施設・設備の状況、職員体制、受入可能人数などを調査し、整理する。

イ 指定福祉避難所の指定

① 指定福祉避難所の指定基準

・市は、災害対策基本法の基準を踏まえ、福祉避難所を指定する。

（指定福祉避難所として想定される受入対象者、施設）

・障害の程度等により、指定一般避難所など一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者を、施設・設備、体制の整った施設に避難させることを想定。

・老人福祉施設、障害者支援施設等の施設等を想定。

・指定一般避難所など一般の避難所等の一部スペースに生活相談員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等を配置するなど指定福祉避難所の基準に適合するものは、当該スペースを指定福祉避難所として運営することを想定。

② 指定福祉避難所の指定目標の設定

市は、指定福祉避難所の受入対象者の数や現況等を踏まえ、指定福祉避難所の指定目標を設定する。

要配慮者のニーズや受入施設の事情にも配慮しつつ、高齢者や障害者等の要配慮者が必要な支援を受けることができるよう、指定福祉避難所を拡充する。

指定福祉避難所の指定目標については、要配慮者や同居家族の生活圏やコミュニティとのつながりに配慮し、設定することとする。

③ 指定福祉避難所の指定及び公示

市は、指定福祉避難所として利用可能な施設に関する情報及び指定福祉避難所の基準等を踏まえ、指定福祉避難所として指定する施設を選定し、指定する。また、指定福祉避難所を指定したときは、その名称、所在地及び当該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を特定する場合には、その旨その他市長が必要と認める事項を公示する。

福祉避難所が指定避難所として公示すると、受入れを想定していない被災者が避難してくることを懸念するとの意見を踏まえ、市は、指定福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定の際に公示することとする。

市は、指定福祉避難所の指定に当たっては、その受入対象者について当該指定福祉避難所の施設管理者と調整することとする。また、受入対象者を変更した場合は、適切に周知する観点から改めて公示することとする。

④ 指定福祉避難所の周知徹底

市は、あらゆる媒体を活用し、指定福祉避難所の名称、受入対象者等に関する情報を広く住民に周知する。

特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して、周知徹底を図る。

⑤ 指定福祉避難所ごとの受入対象者の調整

市は、指定福祉避難所へ直接に避難する者について、地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセスを通じて、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行う。

市が希望する要配慮者全員を指定福祉避難所に直接の避難をさせることができない場合などには、まず一般の避難所に要配慮者スペースを設置して一時的に避難し、その後、

指定福祉避難所に移送する方法も個別避難計画等の策定時に検討する。

(3) 指定福祉避難所の整備

市は、施設管理者と連携し、当該施設が指定福祉避難所として機能し、要配慮者が避難生活を送る上で良好な生活環境を確保するための必要な施設整備を行う。

- ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・通風・換気の確保
- ・冷暖房設備の整備
- ・非常用発電機の整備
- ・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）
- ・その他必要と考えられる施設整備

(4) 物資・器材、人材、移送手段の確保

ア 物資・器材の確保

市は、施設管理者と連携し、指定福祉避難所における必要な物資・器材の備蓄を図る。

【物資・器材の例】

- ・介護用品、衛生用品、生理用品
- ・飲料水、要配慮者に適した食料、毛布、タオル、下着（生理用ショーツを含む）、衣類、電池
- ・携帯トイレ（主として洋式便器で使用）、ベッド、担架、パーティション
- ・車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等
- ・マスク、消毒液、体温計、（段ボール）ベッド、パーティション等の衛生環境対策等として必要な物資

市は、物資・器材の備蓄のほか、災害時において必要とする物資・器材を速やかに確保できるよう、物資・器材の調達先リストを整備し、災害時に活用できるようにしておく。また、関係団体・事業者と協定を締結するなどの連携を図る。

イ 支援人材の確保

市は、要配慮者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して支援の要請先リストを整備するとともに、関係団体・事業所と協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう連携を図る。また、災害時における指定福祉避難所へのボランティアの受入方針についてあらかじめ検討しておく。

ウ 移送手段の確保

市は、指定一般避難所等の一般の避難所内の要配慮者スペースから指定福祉避難所への移送（指定福祉避難所間での移送）、あるいは指定福祉避難所から緊急に入所施設等へ移送することに関して、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう、福祉車両、救急車両、一般車両等の調達先リストを整備する。

(5) 社会福祉施設、医療機関等との連携

ア 指定福祉避難所の設置・運営にかかる連携強化

市は、専門的人材の確保や器材等の調達、緊急入所等に関して、社会福祉施設、医療機関等の協力が必要となることから、あらゆる機会を通じて平時から連携を図っておく。感染症

対策や熱中症対策のためにも、保健・医療関係者の関与は不可欠である。

イ 緊急入所等への対応

在宅での生活の継続が困難な要配慮者や一般の避難所あるいは指定福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設への緊急入所、緊急ショートステイ等で対応する必要がある。社会福祉施設と事前に協議を行い、要配慮者の緊急入所について協定を締結するなど連携を図る。

要配慮者の症状の急変等により、医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する必要があることから、平時から医療機関及び関係団体との連携を図っておく。

(6) 指定福祉避難所の運営体制の事前整備

ア 災害時要配慮者支援班の事前設置等

市は、地域防災課と福祉介護課を中心とした横断的な組織として、災害時要配慮者支援班を設置する。

必要に応じて、自主防災組織、支援団体、社会福祉施設等福祉関係者、保健師、医師、看護師等の保健・医療関係者、民生委員、ボランティア等をメンバーとする協議会等の設置を検討する。

災害時において指定福祉避難所の速やかな開設及び運営を行うことができるよう、あらかじめ指定福祉避難所担当職員を指名し、指定福祉避難所担当職員の指名ができない場合は、指定福祉避難所担当課を定めておくなどの体制を整えておく。

イ 指定福祉避難所の運営体制の事前整備

避難後の避難生活においては、感染症対策や熱中症対策などの保健、医療的な対応の重要性の高まりを踏まえ、保健、医療的な質の確保に向けた対応をするとともに、視覚や聴覚機能等に障害がある人への情報保障や知的障害や発達障害がある人へのコミュニケーション支援、ピア・サポートの観点からの配慮など避難者の状況に応じた福祉的な面での質の確保も図るものとする。

指定福祉避難所については、設備、体制の整った社会福祉施設等を想定しているため、当該施設の体制を基本にすることとし、市は指定福祉避難所担当職員の配置、専門的人材やボランティアの確保・配置を行うことにより、その体制の充実を図るために、平時から関係機関との連携強化を図るものとする。

(7) 指定福祉避難所の設置・運営マニュアルの作成、訓練の実施

ア 設置・運営マニュアルの作成、訓練の実施

市は、職員、自主防災組織、地域住民、要配慮者及びその家族、社会福祉施設等、幅広い関係者が参加し、学ぶ機会を設けるため、要配慮者支援対策に関する研修会、勉強会を開催する。

まち歩きや防災点検などワークショップや図上訓練を通じて、地域における要配慮者支援対策のあり方などについて検討する機会を設ける。

福祉避難所の設置・運営マニュアルを市及び指定福祉避難所職員等が参加して作成し、訓練や点検により定期的に見直しを行う。

行政職員、地域住民、要配慮者、社会福祉施設等、幅広い関係者が参加する実践型の指定福祉避難所の設置・運営訓練を企画し、実施する。

イ 指定福祉避難所のルール等の普及啓発

市は、災害時において円滑に指定福祉避難所が設置・運営できるよう、平時から要配慮者本人やその家族、支援者、福祉・保健・医療関係者。自主防災組織等に、要配慮者対策や防災対策、指定福祉避難所の目的やルール等の普及啓発に努める。

4. 福祉関係者等との連携強化

市は、保健師や社会福祉協議会など福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者や在宅避難者等が発生する場合は、県や関係機関と連携し、災害ケースマネジメントなどの被災者支援体制の整備に努めるものとする。

(1) 在宅避難者

在宅避難者が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点をすること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

(2) 車中泊により避難生活を送る避難者

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。

その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第15節 物資の確保

【目的】

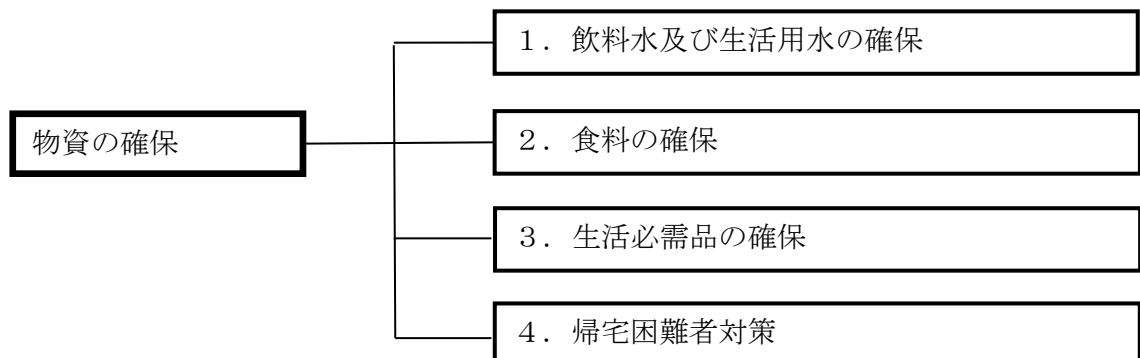
大規模な地震・津波が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想されることから、市及び県は、地震による被害想定や令和6年能登半島地震での課題を踏まえ、被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、品目や数量を適宜見直し、現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。

また、被災時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という考えにより、市及び県は、日頃から、個人の備蓄の啓発・奨励を行う。

さらに、国及び県は、災害の規模等に応じて、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

市及び県は、物資の迅速な配布のため、保管場所について、各地区の拠点となる避難所での分散備蓄など、令和6年能登半島地震を踏まえた備蓄拠点配置の最適化について検討する。

また、迅速な物資の配布のため、備蓄物資のリストや保管場所等を自主防災組織の関係者と共有し、連携強化を図る。



1. 飲料水及び生活用水の確保

市は、水道施設が破損し、飲料水の供給ができなくなる場合に備え、貯水槽、応急給水用資機材を活用して飲料水の確保に努める。

なお、家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの最低3日間分（推奨1週間分）の世帯人数分を確保するよう努める。

(1) 市は、次の事項に留意して飲料水の確保に努めるものとする。

ア 非常時に利用予定の一般井戸、消融雪用井戸、湧水の水質検査実施及び利用方法の検討

イ 住民及び自治会の自主防災組織に対する備蓄水や応急給水についての指導・啓発

ウ 応急給水を円滑に実施するための給水計画の作成（他の地方公共団体からの応援給水計画を含む）

エ 給水車、給水タンク、トラック、ろ水機等、応急給水資機材（給水タンク、ポリ容器、給水袋、小型浄水器等）の整備及び飲料水兼用耐震性防火水槽の設置

オ 水道施設の早期復旧を図るための工事業者との協力体制の確立

- (2) 市民は、衛生的で安全性が高く、水もれや破損しにくい容器により水を備蓄する。
一人1日3リットル×世帯人数×3日間分（推奨1週間分）
- (3) 自主防災組織は、次により飲料水を確保するものとする。

ア 応急給水を円滑に実施するための給水班の編成準備

イ ポンプ、貯水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等、応急給水に必要とされる資機材の整備

- (4) 地震被害想定による避難所避難者数と給水必要数

本市における邑知潟断層帯地震発生時には、震度7が想定されている。

参考

給水対象者(地震発生直後の避難所への避難者数)	17,982人
給水必要数(1日3リットル×3日分)	161,838ℓ

- (5) 飲料水の調達体制の整備

ア 飲料水の販売者と災害時の調達協定の締結に努める。

イ 県や近隣市町村、応援協定締結都市等と飲料水の調達について協議を行う。

※資料編7-1 消防・防災関係協定書等一覧表を参照

- (6) 生活用水の確保

ア 飲料水の他に、トイレや入浴、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生活用水」の確保が必要になる。

飲料水はペットボトルの水などの支援物資として確保されるが、その他の用途の水についても、感染症の防止等、衛生面の観点から、分散型の生活用水の確保として、平時からタンク、貯水槽、防災井戸等の整備に努め、衛生的な水を継続的に確保する。

イ 「スフィア基準」に沿って、入浴施設（シャワー、仮設風呂等）を50人に1つ設け、男女別に提供するように努める。

2. 食料の確保

被災者に対する食料の供給は、原則として、炊出し体制が整うまでの間、備蓄してある非常食を供給するものとする。県及び市は、非常食の備蓄や調達先の確保に努めるものとする。

- (1) 非常食の備蓄、調達体制

ア 市は、非常食の備蓄を推進するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。

また、被災時における迅速な対応を図るため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。

イ 市は、住民の家族構成に応じた1週間程度の食料、飲料水等の備蓄及び避難に当たっての最低3日分（推奨1週間分）の非常食の持ち出しについて、積極的に啓発し、奨励するものとする。

ウ 市は、市内にある企業・事業所に対し、非常食の備蓄を協力依頼するものとする。

エ 県は、市の備蓄を補完するため、非常食を広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。

オ 市は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者の実態に応じた非常食の備蓄を奨励す

るものとする。

カ 市は、非常食の現物備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておくものとする。

また、流通備蓄による食料の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努めるものとする。

(2) 地震被害想定による避難所避難者数と給与食数

参考

給与対象者（地震発生直後の避難所への避難者数）	17,982人
給与食数（1日3食×3日分）	161,838食

(3) 食事の質の確保や食物アレルギーを有する者への配慮等

ア 食事の提供にあたり、管理栄養士の活用等によりメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギーを有する者等）に対する配慮、複数メニューの提供等、質の確保についても配慮する。

イ ボランティア等による炊き出しや飲食業協同組合による調理人の派遣、キッチンカー等の活用、学校給食室や家庭科室の利用等による多様な供給方法により適温食の確保に努める。

ウ 食物アレルギーを有する者等への食料や食事に関する配慮

① 食事の原材料表示

食物アレルギーを有する避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにする。

② 避難者自身によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供

避難所において、食物アレルギーを有する避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、配慮願いたい旨を周囲に伝えるために、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用する。

③ 文化・宗教上の理由による食事への配慮

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましい。

(4) 救援要請

ア 本市が被災し備蓄食料に不足が生じる場合には、県に救援要請し、県は隣接市町村や他の市町村に救援を要請するものとする。

イ 県は、さらに不足する場合には、県が救援するとともに、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。

(5) 輸送

ア 被災時には、大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、県及び市は、ストックヤードとして使用できる集積地をあらかじめ定めておくものとする。

また、集積地を定めた場合は、県、隣接市町村や他の市町村、日本赤十字社富山県支部、一般社団法人富山県トラック協会、富山県倉庫協会、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に連絡しておくものとする。

イ 市及び県は、物資の輸送や保管・管理の手段を確保するため、物流・倉庫等の関係団体と協定を締結し、あらかじめ関係団体に協力を依頼しておくとともに、訓練を実施し輸送体制の強化を図るものとする。

(6) 水供給体制の増設強化

令和6年能登半島地震では、市内の断水復旧に日数を要したため、機動性のある給水車を増車するとともに、市内の避難所に手動ポンプ式の防災井戸の設置や既存の井戸取水場の活用を検討する。

3. 生活必需品の確保

市は、家屋の倒壊破損、焼失による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生活必需品（以下「生活必需品」という。）を供給するものとし、生活必需品の備蓄・調達先の確保に努めるものとする。

(1) 生活必需品の備蓄、調達

ア 市は、生活必需品を備蓄するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。

また、被災実績や他自治体の被災事例等を踏まえ、備蓄物資（毛布、ストーブ等）の内容・数量等を適宜、見直すものとする。

なお、生活必需品の調達に当たっては、要配慮者や女性、子供に配慮し、便利で使いやすい物資を導入するなど、最新の動向を踏まえ検討するとともに、現物備蓄に限界があることを踏まえ、必要に応じて子育てネットワーク等の関係団体を紹介する体制を確保する。

イ 市は、住民の家族構成に応じた最低3日間分（推奨1週間分）の携帯トイレ・簡易トイレ・トイレ凝固剤、トイレットペーパーなどの生活必需品の備蓄及び避難に当たっての持ち出しについて、積極的に啓発し、奨励するものとする。

ウ 市及び県は、感染症対策として、マスク消毒液等の備蓄を奨励するものとする。

エ 市及び県は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者等の日常生活の実態に応じた生活必需品の備蓄を奨励するものとする。

オ 県は、市の備蓄を補完するため、生活必需品を広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。

カ 市及び県は、生活必需品の現物備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておくものとする。

また、流通備蓄による生活必需品の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努めるものとする。

キ 県は、市と連携し、市内の防災井戸の設置状況を周知することで活用を促進するものとする。

ク 市は、住民や自主防災組織が自助、共助の観点から備蓄すべき生活必需品を周知し、備蓄を積極的に啓発するとともに、市及び県が備蓄する品目以外の個人備蓄を奨励するものとする。

(2) 炊飯器等炊事道具、燃料、食器等の調達

ア 炊出しは、避難所の給食設備や給食施設の市キッチンカーの炊事道具を使用して炊出しを

することとするが、被災時に使用不可能な場合や備えていない避難所のため、市は、炊事道具の調達先を確保しておくものとする。

イ 市は、キッチンカー団体やキッチンカーを保有する民間事業者との避難所等における食事の提供に関する災害時応援協定の締結を推進するとともに、調理器具の備蓄等を行い、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できる体制を整備する。

ウ 市は、炊出し用のLPガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、これらの調達先を確保しておくものとする。また、災害対応バルク貯槽※の設置により炊き出しや発電が可能となることなどから、新たな災害対策機器の活用等も有効である。

※LPガスの小型の貯槽（バルク貯槽）と、燃焼機器（コンロ、発電機等）及びこれらを接続するためのワンタッチカップリング機器がセットになったもの。平常時のLPガスの供給設備としても使用できる。

エ 市民は、冬季の被災による停電対策として、電気の必要がない灯油ストーブを確保しておくものとする。

(3) 救援及び輸送

「2. 食料の確保」と同様の体制をとるものとする。

4. 帰宅困難者対策

県及び市は、大規模な地震の発生により公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、市民に対して、「むやみに移動しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平時から積極的に広報する。

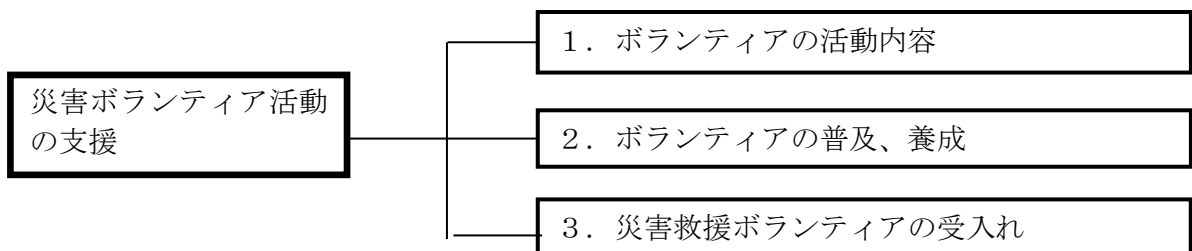
また、企業・事業所に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

第16節 災害ボランティア活動の支援

【目的】

国、県及び市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

また、市及び県は、富山県民ボランティア総合支援センター及び氷見市ボランティア総合センター、富山県社会福祉協議会及び氷見市社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部及びNPOとの連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において、防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備を図るものとする。



1. ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティア活動には、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術を有する者で、通常は関係機関の要請に基づき活動する専門的なボランティア活動と、被災者の生活支援を目的に、専門作業以外の作業に参加する一般的なボランティア活動がある。

市、県及び関係機関は、ボランティアセンターと行政等の公的機関が連携し、様々なメディアを活用して積極的に情報発信する方法を検討する。

(1) 専門的なボランティア活動

- ア 消防、救助
- イ 医療救護
- ウ 通信の確保
- エ 建築物の危険度判定
- オ 行方不明者の搜索
- カ 特殊車両等の運転

(2) 一般的なボランティア活動

- ア 高齢者、障害者等の介助、誘導
- イ 手話、外国語の通訳
- ウ 救援物資の仕分け、搬送、配布
- エ 炊出し、水汲み
- オ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦礫の処理

2. ボランティアの普及、養成

(1) ボランティア活動の普及・啓発

市は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進める。

なお、勤労者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、企業等に対して、ボランティア休暇等の必要性について理解を求め、協力を要請する。

(2) ボランティアの養成

市は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、災害時に適切に行動できる知識、技術を身につけてもらうため、社会人や学生等を対象に災害ボランティア講習や訓練を実施する。

なお、高齢者等の介護や通訳等として、日頃、活動しているボランティアは、災害時においてもその活動が期待されているところであり、協力が得られるよう努める。

(3) 災害ボランティアコーディネーター等の養成

市は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とをつなぐ災害ボランティアコーディネーター等の養成を促進するとともに、名簿登載に努めるものとする。

(4) 防災訓練への参加・研修等の実施

市は、総合防災訓練等への災害ボランティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼びかけるとともに、ボランティア関係機関・団体、自治会、自主防災組織等との連携のあり方について訓練を通して検証する。

また、県は関係機関と連携し、SNSやICT等を活用した情報発信に向けた研修の開催により、災害救援ボランティアセンターにおける情報発信力の向上を支援する。

(5) 資機材の整備及び活用体制の構築

ボランティア活動に必要な資機材及びストックヤードを整備するとともに、資機材の活用ネットワークに関する会議等において、資機材活用体制の構築に関する検討を行う。

3. 災害救援ボランティアの受入れ

大規模な災害が発生したときは、県内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。

このため、市及び県は、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害救援ボランティア本部を設置して、救援ボランティアの円滑な受入れと活動が効果的に行われるよう努めるものとする。

ただし、災害救援ボランティアの受入れ対象地域については、受入れの際、必要な感染防止措置を講じるものとする。

内閣府等、県、市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その他受入体制を確保するよう努めるものとする。

ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技術等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施がかかられるよう支援に努めるものとする。

市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有す

る場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うように努める。

これらの取組みにより、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

(1) 富山県災害救援ボランティア本部の設置

県災害対策本部が設置された場合は、県、総合支援センター及び県社会福祉協議会は、連携して速やかに県ボランティア本部を設置するものとする。

県ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通じてボランティアの受入窓口や連絡先等を広報するとともに、必要に応じ、日本赤十字社富山県支部等の協力関係団体にコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

(2) 市災害救援ボランティア本部の設置

市災害対策本部が設置された場合は、市及び氷見市社会福祉協議会は、連携して速やかに市災害救援ボランティア本部を設置するものとする。

市災害救援ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通じてボランティアの受入窓口や連絡先、ボランティアの活用等を広報するとともに、地域協力団体又は県ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

また、市災害救援ボランティア本部の運営を円滑に行い、入力作業や管理作業の負担を軽減するために、費用面も踏まえた災害支援アプリ等の活用・導入について検討する。

(3) 災害救助法の国庫負担の対象

令和3年4月、市と社会福祉法人氷見市社会福祉協議会との間で、災害発生時に災害救援ボランティア本部を迅速に立ち上げ、ボランティアの受け入れ・派遣や、資機材の調達、情報提供などの面からボランティアを支援し、効果的な災害対応につなげる目的で、災害発生時の災害ボランティアセンターの設置等に関する協定を締結している。

社会福祉協議会が設置する災害ボランティア本部に、ボランティア活動と救助の調整事務を委託する場合には、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(4) NPO・ボランティア関係機関・団体との連携

市及び県は、ボランティア関係機関・団体との連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、受援体制の整備に努めるものとする。

(5) ボランティア受入れマニュアルの作成

災害時におけるボランティアの円滑な受入れと効果的な活動が展開されるための基本的な事項と推進体制等について、富山県災害救援ボランティア活動指針が作成されている。

本市においても、この活動指針と一体的な運用が図られるよう配慮することとする。

(6) 令和6年能登半島地震

令和6年能登半島地震による市災害救援ボランティア本部の設置では、元旦の地震発生後の令和6年1月5日、市と社会福祉法人氷見市社会福祉協議会との間で委託契約を締結し、活動

を開始した。

名称：氷見市災害ボランティア・支えあいセンター

場所：氷見市中央町12番21号（氷見市いきいき元気館内）

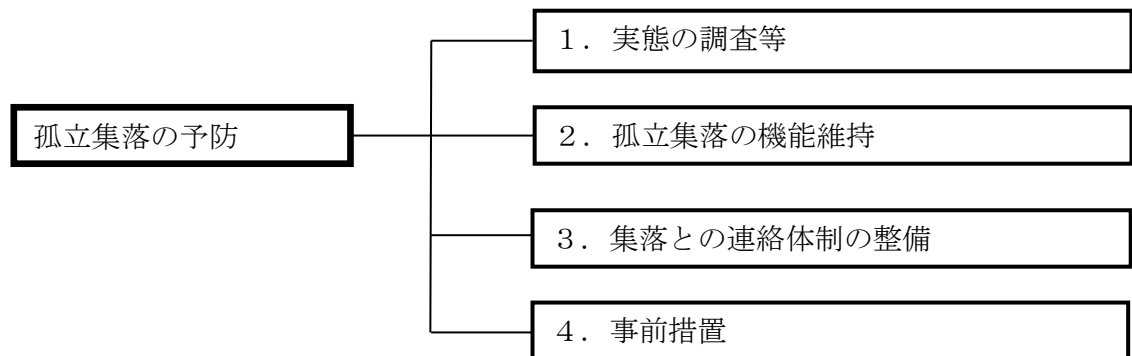
活動内容：

- ① 災害ボランティアの受付
- ② 災害ボランティアニーズの需給調整等
- ③ 災害ボランティア活動の情報発信及び受信
- ④ 災害ボランティア活動に必要な物品の調達
- ⑤ 市災害対策本部等との連絡調整 など

第17節 孤立集落の予防

【目的】

市は、地震に伴う土砂災害や雪崩の発生により、人の移動や物資の流通が困難となり、市民生活が困難若しくは不可能となる状態となる孤立集落の発生を未然に防止するため、各種対策を実施する。併せて、孤立のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるため、万全の事前措置を実施する。



1. 実態の調査等

市及び県は、孤立のおそれのある集落と各集落の課題の把握に努めるとともに、令和6年能登半島地震を踏まえた見直しを行い、各集落に周知し、孤立集落の予防対策・応急対策の推進に取り組むものとする。

また、防災関係機関や民間事業者と連携し、孤立集落の発生状況に対する上空からの把握や、無人航空機による物資輸送等を行える体制の整備を推進するとともに、万一に備えた救助計画を策定し、訓練を実施するものとする。

(1) 防災用集落基本台帳の基本情報

- ア 集落の連絡責任者
- イ 集落の人口及び世帯数
- ウ 要配慮者の状況
- エ 消防団や自主防災組織における資機材の状況
- オ 迂回路の状況
- カ 指定緊急避難場所及び指定避難所
- キ 物資の備蓄数量及び保管場所
- ク 集落の特徴や集落での過去の災害事例等

(2) 防災用集落基本台帳の管理等

防災用集落基本台帳は、集落と協議し作成することとし、市と集落双方が保管し、適宜見直すものとする。

※資料編2-28 孤立集落一覧表を参照

2. 孤立集落の機能維持

市は、孤立する集落の機能の維持を図り、市民の安全を確保するため、次の必要な施設、資機材の整備又は調達計画を策定しておく。

- (1) 土木作業機械及び管理棟
- (2) 危険個所照明施設
- (3) 通信施設設備
- (4) 負傷者搬送用資材

3. 集落との連絡体制の整備

市は、非常時に備え、集落との通信を確保するため、次のとおり連絡体制の整備に努める。

- (1) 防災行政無線（戸別受信機含む）の整備
- (2) 市民との連絡網の確立
- (3) 衛星携帯電話の配備

4. 事前措置

(1) 地域強靱化対策

市及び県は、孤立のおそれのある集落における地区防災計画の作成を支援するとともに、自主防災組織の防災力向上に資する取組支援を検討するものとする。

また、停電や断水等のライフライン供給停止にも対応できるオフグリッド化のための資機材の整備を支援する。

(2) 食料等生活必需物資の確保

山間地集落等、物流ネットワークから遠隔地にあたる地域では、地震に伴う土砂災害の発生等により孤立し、生鮮食料品等の確保が困難な場合があるため、県及び市は、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄について、奨励する。

(3) 対応手順の整理

複数箇所での孤立が発生することを想定し、行政としての対応手順（集落内の状況確認体制、基本的な考え方等）を整理する。

(4) アクセスルートの確保対策

市及び県は、関係機関と連携し、情報共有を図り、発災時期により気象条件が異なることを考慮した孤立集落へのアクセス方法を検討するとともに、計画的な道路整備及び道路寸断の要因となる倒木の適切な管理に努めるものとする。

また、空や海からの救助、物資輸送を想定し、ヘリコプターの離発着やエアクッション艇の揚陸可能な地点の調査に努めるものとする。

(5) 救急、救助実施計画

ア 救急、救助部隊の編成等

消防、警察等は、孤立した集落での地震災害に伴うけが人等の発生に備え、救助部隊の編成、輸送手段等について、あらかじめ計画を作成しておくものとする。

イ ヘリコプターによる救助体制の整備

孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプター、富山県ドクターヘリの活用が有効である。

県及び市は、災害時に孤立のおそれのある集落の緊急時臨時着陸場所の適地を選定しておくなど、受入体制を整備しておく。

資料編3-4 防災用ヘリポート予定地及び緊急臨時離着陸場を参照。

(6) 災害時における応急対策活動に関する協力協定及び相互連携に関する確認

ア 富山県西部森林組合

災害時における応急対策活動に関する協力協定書（令和3年11月9日締結）

内容：道路や河川等の障害となる倒木、流木、立木の除去など

イ 北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社

災害発生時等における相互連携に関する確認書（令和4年4月1日締結）

内容：停電復旧に支障となる障害物等の除去及び停電情報や道路情報等の連携

(7) 孤立集落資機材緊急整備事業（富山県地域防災力向上支援事業）

大雪による孤立や孤立するおそれがある集落に対し、ストーブやチェーンソー、発電機、投光器等の防災資機材の備蓄を呼びかけ、購入費用を補助している。

第18節 防災意識の高揚

【目的】

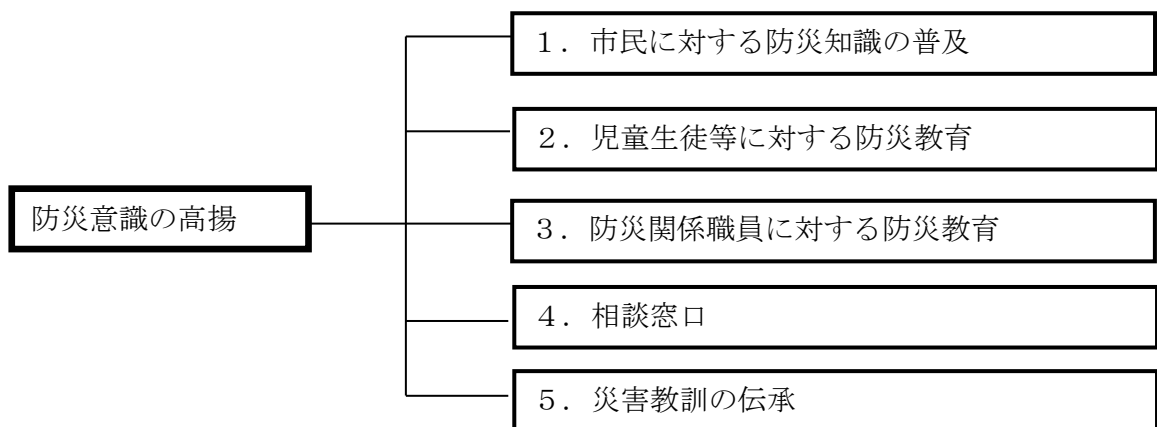
地震・津波による被害を最小限に抑えるためには、市民をはじめ各防災関係機関等が、地震・津波に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、市をはじめ各防災関係機関は、市民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

その際、高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

また、東日本大震災や令和6年能登半島地震を契機に高まった防災への関心を低下させないためにも、継続的な啓発活動に努めるものとする。

とりわけ、東日本大震災においては、津波により甚大な被害が生じたが、日頃から津波等の防災教育が実施されていた小中学校の児童・生徒が、迅速に避難することができ、全員無事であったという事例もあり、幼い頃からの防災教育が重要である。



1. 市民に対する防災知識の普及

市は県と連携して、市民に対し、専門家の知見も活用しながら、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、食料・飲料水などの個人備蓄、非常持出品の準備等、家庭での予防・安全対策及び地震・津波発生時にとるべき行動、津波想定の数値等の正確な意味の理解促進など、防災知識の普及啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果や人流データの分析、県民アンケートで把握した令和6年能登半島地震における避難の実態を示しながらその危険性や適切な避難行動の重要性を周知するものとする。

また、国、県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

(1) 普及の方法

ア 各種団体を通じての普及・啓発

自治会、青年団体、PTA、事業所団体等地域コミュニティにおける多様な主体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催や資料の提出、ビデオ、映画フィルムの貸出等を通じて、被害防止に関する知識を普及啓発し、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

また、事業所団体では、構成員の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

イ 自動車運転者に対する啓発

令和6年能登半島地震では津波警報が発表され、テレビで高台への避難が呼びかけられたことにより多数の人が車で避難し、渋滞が発生した。

「令和6年能登半島地震に関するアンケート調査」では、避難場所への移動時間について10分で避難できたと回答した人は、徒歩が47パーセント、車が38パーセントだったことなどから、地震・津波発生時の速やかな避難には徒歩が望ましいと考えられる。

市は「地震・津波発生時は原則として徒歩避難」の周知に努めるものとする。

ただし、避難行動に支援が必要な人の避難には、「個別避難計画」を作成し、車の使用はやむを得ないものとする。

警察は、運転免許更新時の講習等の機会を通じ、地震・津波発生時において、自動車運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

自動車運転中に地震が起きたときには、

- ① 落石やその兆候、道路の冠水等を発見した時は、危険箇所には近づかず停車し、直ちに警察又は市に通報すること。
- ② 車両を置いて避難する時は、できるだけ路外に停車させること。
やむを得ず道路上に置いて避難する時は、車両を道路の左側に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないことなど。

ウ 広報媒体による普及

市は、多様な広報により、防災知識の普及に努める。

- ① 市のホームページによる普及
- ② ラジオ、テレビ等による普及
- ③ 新聞、雑誌による普及
- ④ 防災ハンドブックその他の印刷物による普及
- ⑤ 映画、スライド、ビデオ、疑似体験装置による普及
- ⑥ 図画、作文の募集による普及

エ 富山県防災危機管理センター、富山県広域消防防災センター（四季防災館）等による普及

富山県防災危機管理センターの研修室や交流・展示ホール並びに災害を四季でとらえた体験型学習施設（四季防災館）における地震、流水、風雨災害などの体験学習や富山ならではの特色ある研修、消防職団員の訓練の見学などを通じて、市民すべての防災意識を高める。

オ 防災訓練等への参加の呼びかけ

県及び市は、総合防災訓練等への市民の積極的参加を呼びかけ、訓練を通じて、実際の体験による知識の普及、意識の啓発を行う。

(2) 普及の内容

ア 各機関の防災体制

イ 地震・津波に対する一般的知識（津波想定の数値等の正確な意味を含む）

① 地震

- ・地震の発生メカニズム（海溝型地震と陸域の浅い地震の違い）
- ・富山県における主要活断層帯の位置
- ・地震規模（マグニチュード）
- ・地震分布、地震の発生確率 等

② 津波

- ・避難行動に関する知識
 - a 本県においても、津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
 - b 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること。
 - c 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことになること。
 - d 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。
 - e 標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること。
 - f 海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- ・津波の特性に関する情報
 - a 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
 - b 第二波、第三波などの後続波のほうが大きくなる可能性や数時間から場合によっては、一日以上にわたり継続する可能性があるため、避難の継続や応急活動の支援が必要であること。
 - c 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報。
- ・津波に関する想定・予測の不確実性
 - a 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
 - b 地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
 - c 避難場所の孤立や避難場所自体の被災もありうることなど。

なお、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図るものとする。

ウ 過去の主な被害事例

令和6年能登半島地震（資料：気象庁）

令和6年1月1日16時10分頃、石川県志賀町で最大震度7を観測、氷見市では震度5強を観測した。

津波警報等の発表状況（1月1日16時22分発表）

大津波警報：石川県能登

津波警報：山形県 新潟県上中下越 佐渡 富山県、石川県加賀など

津波警報等の発表状況（1月2日1時15分発表）

警報から注意報へ

津波警報等の発表状況（1月2日10時00分発表）

注意報全て解除

最大の高さの波

富山 16時35分 79センチ、七尾港 18時59分 54センチ、
金沢 19時09分 80センチ

エ 普段からの心がけ

- ① 住宅の点検・改修（耐震診断・改修等）
- ② 屋内の整理点検
- ③ 火災の防止
- ④ 応急救護
- ⑤ 最低3日間分（推奨1週間分）の非常食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ
トーパー等準備
- ⑥ 緊急避難場所、避難所、避難路の確認
- ⑦ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ⑧ 家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- ⑨ 基本的な防災用資機材の操作方法の習熟
- ⑩ 地震保険・共済への加入等による生活再建への備え

オ 地震・津波発生時の心得

- ① 場所別、状況別の心得
- ② 出火防止及び初期消火
- ③ 避難の心得
- ④ 家族間の連絡方法（NTTの伝言ダイヤル「171」、NTTドコモの災害用伝言板等）

カ 地震・津波ハザードマップ

市は、県が実施した津波シミュレーション調査に基づく津波浸水想定を踏まえて、避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップを整備し、市民等に周知を図るものとする。

なお、津波ハザードマップが市民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努めるものとする。

キ 円滑な津波避難のためのまちの中の表示

国、県及び市は、今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、市民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行うとともに、表示物の活用を市民に周知するよう努めるものとする。

なお、「高さ」をまちの中に示す場合には、数値が海拔なのか浸水高なのかなどについて、市民等に分かりやすく示すよう留意する。

ク デジタル技術の活用

市及び県は、津波からの迅速な避難のため、今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置、海拔などを住民に周知するため、平

時から県のシームレスデジタル防災マップや防災アプリの活用を促すとともに、津波発生時に、デジタル技術を活用して避難に関する情報を発信し、避難行動を促す仕組みの構築に努めるものとする。

2. 児童生徒等に対する防災教育

(1) 防災広報の充実

児童・生徒を対象に自らの身を守るため、地震・津波発生時及び平常時の心得を盛り込んだ児童生徒の発達段階に応じたPRパンフレットを発行し、市内の小・中・義務教育学校及び高等学校に配布する。

(2) 防災教育の充実

ア 学校教育における防災教育

- ① 各学校長は、児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、安否確認方法、事後措置及び保護者との連絡方法（一斉メールの活用等）のマニュアルを専門家等の助言を得るなどして作成し、その周知を図るとともに継続的に見直しを行う。
- ② 防災に関する安全計画の内容は、児童生徒の発達段階、学校の立地条件、校舎の構造などの環境に対応するとともに、消防署と連絡を密にし、火災、地震・津波等の種別に応じて適切に設定する。
- ③ 学校においては、消防団・自主防災組織等が参画した防災教育の実施体制を構築し、消防団員による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を行うよう努める。
- ④ 学校には防災管理者を置き、関係法規に定める防災知識の普及業務を行う。
- ⑤ 防災に関する安全教育は、各教科、道徳の時間に加え、総合的な学習の時間の活用により、災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや地域住民、消防団員等も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。
- ⑥ 防災教育は、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう実施する。
- ⑦ ハザードマップ等を活用し、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について、継続的な防災教育に努めるものとする。
- ⑧ 防災教育の推進にあたっては、児童・生徒の理解が進むよう、児童・生徒用防災パンフレットなど、わかりやすい教材を活用する。
- ⑨ 災害時におけるボランティアの重要性について、事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。

イ 教職員・保護者に対する防災教育

① 講習会・講演会

学識経験者並びに関係機関の専門職員を講師として招き、地震・津波の発生原因、対策等の基礎的、基本的事項の理解を深める講習会を開催するほか、防災資機材の取扱いや応急救護の実技、メンタルヘルス等についての講習会を行う。

② 研修会

校長をはじめ教職員の安全教育、安全管理に関する指導力やマルチメディアの活用等

情報管理能力などを向上させるため、研修を計画的に実施する。

3. 職員に対する防災教育

市及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員（震災時に参集し、災害対応に従事する職員を含む）に対し、地震発生時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底し、職員の災害対応能力の向上を図る。

また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日頃の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

(1) 教育の方法

- ア ロールプレイング方式による図上訓練の実施
- イ 講習会、研修会の実施
- ウ 国等が実施する研修への派遣
- エ 防災士養成研修の受講
- オ 見学、現地調査の実施
- カ 防災活動マニュアル等印刷物の配布

(2) 教育内容

- ア 各機関の防災体制と各自の任務分担と指揮命令系統
- イ 職員の安否確認の実施基準と非常参集の方法
- ウ 業務継続計画（BCP）の理解と運用
- エ 地震・津波の特性
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の運用
- キ 各機関内又は関係機関との円滑な情報共有
- ク 事前の備え（執務室の整理整頓、災害対応資機材の保管場所の確認等）
- ケ 他自治体や海外等の防災体制や災害対応
- コ その他必要な事項

4. 相談窓口

県及び市は、それぞれの機関において所管する事項について、市民の地震・津波対策の相談に応ずる。

5. 災害教訓の伝承

県及び市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第19節 自主防災組織の強化等

【目的】

地震・津波による災害から市民の生命、身体及び財産を守るためには、市及び防災関係機関による防災対策の公助だけでなく、市民一人一人が「自分の身は自分で守る。」自助、「みんなのまちはみんなで守る。」共助を認識し、行動することが必要である。

特に共助については、住民が団結し、組織的に行動する自主防災組織の活動が重要である。

市及び県は、住民による自主防災組織の活動について、防災活動を有効に実施するための防災資機材の整備や自主防災組織のニーズを踏まえた支援メニューの検討等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。

各地区自主防災組織は、地区防災計画を策定し、その計画を実践する防災訓練を行うことや女性の参画の促進に努めることとする。

また、事業所は、地域社会の構成員として社会的責任を認識し防災体制の充実強化に努めるとともに、地区の自主防災組織と協力、連携できる体制を整備していくことが必要である。



1. 地区防災計画による自主防災組織の活動

(1) 自主防災組織の現状と地区防災計画による実践的な防災訓練

本市には22の自主防災組織があり、自治会と概ね同一組織となっている。

各地区自主防災組織は、地区の防災リーダーや防災士の協力を得て、自主防災組織が作成した地区防災計画により実践的な防災訓練等を行う。

市は、自主防災組織の防災活動を有効に実施するための防災資機材の整備等を支援する。

※資料編1-8 自主防災会一覧表を参照

① 自主防災組織の編成及び活動基準

自治会は、自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、代表者や役員の役割など、あらかじめ組織の編成を定めておくこととする。

また、消防団や民生委員等と連携できるようお互いの活動の役割を確認する。

ア 自主防災組織の活動基準

a 平常時の活動

防災知識の普及活動

防災資機材等の整備点検

防災・避難訓練の実施

市から提供を受ける避難行動要支援者名簿の管理

b 災害時の活動

避難者情報等の収集伝達（要支援者の安否確認等）

出火防止及び初期消火

救出、救護活動

避難及び避難誘導、近所への呼びかけの実施

避難所の運営協力（給食、救護物資の配布等）

② 地区防災計画の策定及び実践的な防災訓練

地区防災計画とは、災害時に自分たちのまち（地区）を自分たち（自主防災組織）で守るために、日頃からの準備や役割分担などについて話し合い、自分たちで作る防災計画である。

ア 住民が作る地区防災計画

地区防災計画は、地区内の危険な個所や特性をよく知っている住民が作成する。

地区内の危険要因や災害リスクを想定し、「地震・津波」や「風水害・土砂災害」のおそれがある場合の避難経路や緊急避難場所等について住民が話し合っ、「誰一人取り残さない」計画を目指す。

イ 地区防災計画による実践的な防災訓練の実施

計画を立案し防災訓練を実行、問題点や課題の見直しを繰り返し、年々進化・充実を図ることが望ましい。

ウ 近隣の自主防災組織との合同訓練

近隣の自主防災組織と合同で訓練を実施することで、参加人数が増えることによる防災訓練の活性化のほか、災害時の応援協力体制の強化が期待できる。

(2) 防災士の養成と自主防災組織の育成

市は、災害時において重要な役割を担う自主防災組織や地域の防災リーダーの育成充実を図るため、防災の専門知識をもち、避難所運営への参画や、住民主体の地区防災計画の作成・修正を推進できる防災士を数多く養成する。

また、女性防災士の養成を推進し、女性の視点や経験を活かした防災活動の強化を図る。

併せて、防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会の開催など教育訓練を受ける機会や防災士同士が活動事例を共有する機会、交流する機会の提供に努めるものとする。

(3) 自主防災組織の活動環境の整備

市は、自主防災組織を活性化し、地震発生時に効果な活動をするために、活動に使用する資機材の整備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。

県は、可搬式動力ポンプ、発電機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキなど自主防災組織が使用する資機材を整備するため、市とともに支援するものとする。

また、沿岸部や浸水のおそれがある自主防災組織によるゴムボート、ライフジャケット等、津波対策等資機材の整備、孤立のおそれがある集落の自主防災組織による停電・断水を想定したオフグリッド型の資機材に対しても、市とともに支援するものとする。

(4) 自主防災組織の訓練の充実

地震発生時において、迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。

このため、自主防災組織にあっては、平素から初期消火訓練、安否確認訓練、応援応急救護訓練、避難訓練、避難所開設・運営訓練等の各種訓練を行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、市は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、積極的に訓練の技術指導を行うものとする。

(5) 自主防災組織と地域の様々な団体との連携

自主防災組織は、市民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、更なる地域防災力の向上を図るため、地域の消防団、学校、福祉団体等の様々な団体との連携を進めるものとする。県は市とともに自主防災組織と様々な団体が連携する取組みに対して支援するものとする。

2. 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（従業員の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、防災計画や事業継続計画を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインへの供給不足対応、取引先とのサプライチェーンの確保等、防災活動の推進に努めるものとする。

市は、事業所に対し、令和6年能登半島時地震を踏まえ、実効性のある事業継続計画（BCP）への見直しを積極的に行う仕組みを検討するとともに、地域の防災活動と歩調を合わせ効果的な防災活動を行うため、地域の防災訓練等への参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業所防災計画の作成

事業所で使用する火気及び危険物等は、一般家庭に比べ規模が大きく、地震時における発災の危険性や地域に与える影響が大きいと予想される。

このため、各事業所は、従業員の安全や被害の防止・減災を図るための防災計画や事業継続計画を策定し、自主防災体制の確立を図るものとする。

(2) 事業所の自主防災組織

ア 自衛消防隊の設置

ホテル、旅館、民宿など多数の収容人数を有する事業所をはじめとして、各事業所においては、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防隊を設置し、講習及び訓練を実施して防災力の向上に努めるものとする。

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化に努める。

イ 事業所防災訓練の実施

事業所の自主防災組織は、組織構成員一人一人が迅速かつ的確な防災活動に必要な知識や技能を身につけるための防災訓練を日頃から積み重ねる。

3. 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、合同の防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築、地区防災計画の継続的な見直しなど、防災活動の推進に努めるものとする。

地区防災計画作成済み地区（令和6年度までに市内22の自主防災組織すべて策定済）

- (1) 仏生寺地区自主防災会（平成29年度策定、令和3年度改訂）
- (2) 十二町地区自主防災会（令和2年度策定、令和3年度改訂）
- (3) 中央地区自主防災会（令和3年度策定）
- (4) 窪地区自主防災会（令和5年度策定）
- (5) 布勢地区自主防災会（令和5年度策定）
- (6) 明和地区自主防災会（令和5年度策定）
- (7) 余川地区自主防災課（令和5年度策定）
- (8) 基石地区自主防災会（令和5年度策定）
- (9) 八代地区自主防災会（令和5年度策定）
- (10) 宇波地区自主防災会（令和5年度策定）
- (11) 女良地区自主防災会（令和5年度策定）
- (12) 朝日丘地区自主防災会（令和6年度策定）
- (13) 北部地区自主防災会（令和6年度策定）
- (14) 加納地区自主防災会（令和6年度策定）
- (15) 稲積地区自主防災会（令和6年度策定）
- (16) 宮田地区自主防災会（令和6年度策定）
- (17) 神代地区自主防災会（令和6年度策定）
- (18) 上庄地区自主防災会（令和6年度策定）
- (19) 速川地区自主防災会（令和6年度策定）
- (20) 久目地区自主防災会（令和6年度策定）
- (21) 阿尾地区自主防災会（令和6年度策定）
- (22) 藪田地区自主防災会（令和6年度策定）

第20節 防災訓練の充実

【目的】

地震・津波災害発生時には、各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から各種の防災訓練を実施し、地震災害に備えておくことが必要である。

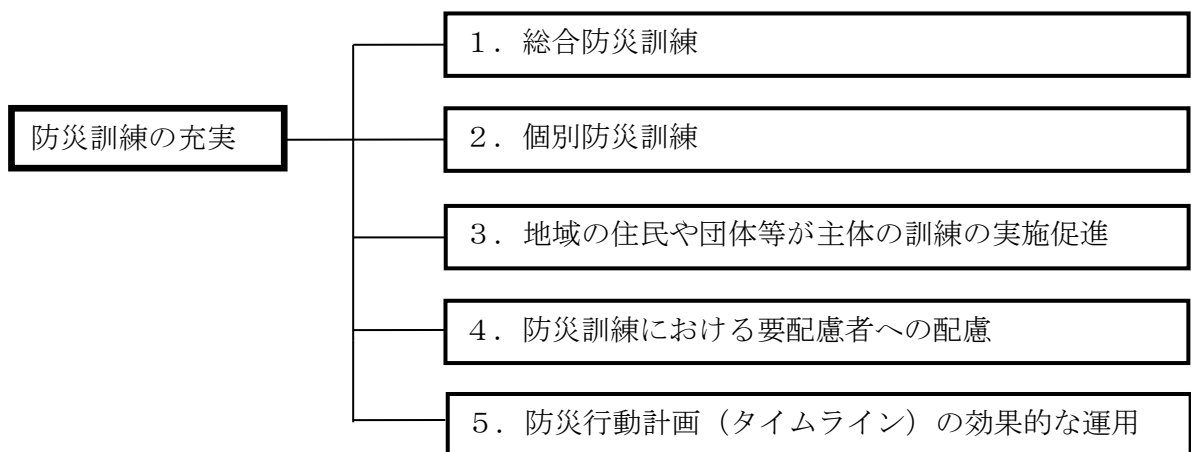
このため、本市においては、毎年訓練を実施する地区を指定して、市と自主防災組織による地区防災訓練を実施している。

今後も、災害時における効果的な防災活動を実施するため、事業所、ボランティア団体並びに要配慮者を含めた地区住民と連携し、防災訓練を実施する。

また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震・津波などによる被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する資機材等の訓練環境などについて具体的な設定を行う。

さらに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込み、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえる、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となる関係機関と連携する、発災初期の被害情報が限られた状況を想定する、積雪を想定するなど、実災害の対応から得られた教訓や改善策、各種計画・マニュアル等を踏まえて実践的なものとなるよう工夫する。

なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるものとする。



1. 総合防災訓練

県、市及び防災関係機関は、都市直下型の大地震や津波の発生など様々な条件を想定するとともに、夜間等様々な条件に配慮し、地域住民と一体となって、初動活動訓練など災害応急対策について、実践的でかつ実効性のある総合的な防災訓練を実施する。

これによって、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災訓練の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

県及び市の総合防災訓練には、市民や多くの機関が参加して実施することが効果的であるので、市民や関係機関は、県及び市の総合防災訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領に基づいた適切な避難行動や避難所の開設・運営方法の習得に努めるものとする。

2. 個別防災訓練

(1) 職員参集訓練

市は、地震災害発生時における応急対策の万全を期すため、必要な職員の動員体制の整備や参集時のルール・連絡方法、災害対策本部での受付手順等を確認し、配備計画に基づき職員参集訓練を実施する。

(2) 災害対策本部設置・運営訓練

市は、災害発生直後における災害対策本部の円滑な立ち上げと初動対応に関する的確な情報収集・伝達、判断力等の養成を図り、また、本計画等に定める応急対策活動の習熟と検討・検証の機会とするため、ロールプレイング方式などによる図上訓練を実施する。

(3) 情報収集・伝達訓練

各防災関係機関は、情報収集・伝達に関するマニュアル等を用いて、無人航空機による情報収集や各種システム等の取扱いの習熟に向けた訓練を実施する。

併せて、電子機器が使えない事態等を想定し、紙の地図等を用いた情報のとりまとめ訓練等も実施する。

また、必要に応じて複数機関による合同訓練を実施する。

(4) 避難所開設・運営訓練

市及び自主防災組織、防災士等は、事前に作成したマニュアル等を用いて避難所の開設・運営訓練を行う。

(5) 消防訓練

消防は、同時多発火災や消火栓の使用不能等を想定し、さらに地域市民と一体となった消防訓練や隣接消防との合同訓練を実施する。

(6) 保健医療福祉調整本部等の設置・運営訓練

県は、厚生センター、市、日本赤十字社等、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、保健医療福祉調整本部、DMA T調整本部、地域保健医療福祉調整本部、DMA T活動拠点本部の設置・運営、関係機関に権限を一部委託・譲渡した保険医療福祉調整本部の運営等に関する研修や訓練を実施する。

(7) 避難訓練

学校、病院、社会福祉施設、介護保険施設等では、避難訓練計画を策定し、定期的又は随時に実践的な避難訓練を実施し、児童・生徒、患者等に行動要領を習熟させる。

(8) 避難誘導訓練

県及び警察は、車両避難により混乱が生じることがないように、住民等の協力もと、車両避難者の誘導訓練を実施する。

(9) 物資拠点運営・救援物資輸送訓練

県は、物資拠点運営及び救援物資の輸送、供給を速やかに実施するための庁内体制を構築し、関係機関との円滑な連携に資する情報共有、オペレーション方法等の確認を行うため、物資拠点運営・輸送マニュアルに基づく図上及び実働訓練を実施する。

(10) 水防訓練

県及び市等は、水防思想の普及啓発を図るため、各種水防工法等の実地訓練を実施する。

なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施にあたっては特に住民の協力を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

- ア 観測（水位、潮位、雨量、風速、波高等）
- イ 通報（電話、無線、伝達等）
- ウ 動員（消防団、水防協力団体、応援等）
- エ 輸送（資材器具、人員等）
- オ 工法（各水防工法）
- カ （排・取）水門、角落し等の開閉操作
- キ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

(11) 非常通信訓練

大規模な地震発生時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからぬ被害を受けることが考えられ、通信が途絶する事態が予想される。

このような事態に対処し通信の円滑な運用を確保するためには、各機関の有事の際における情報の収集及び伝達の要領、通信設備の応急復旧活動要領等について、訓練を繰り返し行う必要がある。

この場合において、非常通信協議会を中心に無線設備の保守点検や柔軟かつ複数の非常通信ルートの見直しを含めた通信訓練を実施することに努めるとともに、漁業無線をはじめとする自営通信システムの保有団体・機関の協力を得た通信訓練に努めるものとする。

また、必要に応じて、臨時災害放送局の開設に係る訓練についても考慮することとする。

なお、これらの訓練は、同一機関が設置する通信施設及び複数の他機関が設置する通信施設の相互において実施する。

(12) 観光施設等における防災訓練の実施

観光施設等の管理者は、日頃から地震・津波災害についての認識を深めるとともに、大規模な地震発生時に迅速、的確に行動するため、市及び防災関係機関と連携しながら、観光客等の協力を得て、適宜、防災訓練や避難訓練などを実施するものとする。

(13) その他の訓練

防災関係機関は、それぞれ定める地震・津波防災応急対策や事業継続計画（BCP）に基づき、図上演習も含めた各種訓練を実施するものとする。

3. 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進

市は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった地域のリスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。

その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、市民の津波発生時の適切な避難行動や避難先、避難所の開設・運営方法、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

4. 防災訓練における要配慮者への配慮

市、県、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、

乳幼児、妊産婦等、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

被災時には、男女のニーズの違いやプライバシーの確保等、男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

5. 防災行動計画（タイムライン）の効果的な運用

国、県及び市の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、個々の住民に対しては、大雨や土砂災害のおそれが高まった場合に備え、平常時からマイ・タイムライン（一人ひとりの防災行動計画）の作成を呼びかける。

住民がハザードマップ等により、どんな避難行動が必要で、どういうタイミングで避難するべきか、家族や近隣住民等といっしょに考えることが重要である。

第2 1 節 要配慮者の安全確保

【目的】

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等のいわゆる要配慮者は、地震・津波発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、要配慮者を地震・津波災害から守るため、安全の確保対策を講ずるものとする。



1. 在宅の要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者の支援^{※1}

ア 避難支援体制の整備

市は、要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者に対する適切な情報伝達や避難支援、安否確認体制の整備など、支援体制の整備に努める。

本市における避難行動要支援者名簿登載者数 1, 578 人（令和 7 年 3 月 1 日現在）

県は、市の避難行動要支援者の支援体制の整備が進むよう、要支援者の避難に関する好事例の共有や市の課題対応への支援を行う。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当課や福祉担当課など関係課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

そして、市は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直

しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、福祉専門職、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するものとする。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等、必要な措置を講ずる。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合性が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

県は、市における個別避難計画に係る取組みに関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組みを通じた支援に努めるものとする。

① 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- a ひとり暮らしの高齢者
- b 要介護3～5の認定を受けている者
- c 身体障害者手帳1級及び2級の交付を受けている者
- d 療育手帳の重度（A）の判定を受けている者
- e 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- f 難病患者
- g その他、支援を必要としている者

原則として上記のうち、自力避難ができない者、時間を要する者で家族などの支援を望むことができない者及び援護力が不足している者を対象とする。

② 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載、又は記録するものとする。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別

- d 住所または居所
- e 電話番号その他連絡先
- f 避難支援等を必要とする理由
- g 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に必要と認める事項
- ③ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手方法

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するために、関係機関で把握している情報を集約するよう努める。
- ④ 名簿の更新に関する事項

市は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。
- ⑤ 庁舎に被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

ウ 避難支援等関係者等

- ① 避難支援等関係者への情報提供

市は、災害対策基本法第49条の11に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿に記載された情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。

なお、市は、災害対策基本法第49条の11に基づき、災害が発生した場合や災害が発生するおそれがある場合には、本人の同意の有無にかかわらず、必要に応じ、避難支援等関係者に情報提供を行うものとする。
- ② 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

 - a 氷見消防署及び消防団
 - b 民生委員・児童委員
 - c 社会福祉協議会
 - d 地区社会福祉協議会
 - e 自治会
 - f 自主防災組織
 - g 氷見警察署
 - h その他避難支援等の実施に携わる関係者
- ③ 名簿情報の提供に際しての情報漏えい防止のための措置

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

 - a 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
 - b 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
 - c 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導すること
 - d 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること

- e 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること
 - f 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と必要に応じて協定を締結すること
- ④ 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者に対する支援は、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保できる範囲とし、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

また、市は、避難行動要支援者に対して、名簿の同意を得る際に、その旨理解が得られるよう努めるものとする。

エ 情報伝達、避難誘導體制の整備

- ① 地域ぐるみの協力のもと、要配慮者が迅速で安全に避難するために、きめ細やかな情報伝達、避難誘導體制の確立に努める。
- ② 避難所は、要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性に配慮するとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、宿泊施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- ③ 要配慮者の支援活動の中心となる自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等地域組織の育成に努める。
- ④ 要配慮者の特性に応じ、情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、携帯端末等の情報機器の活用、情報内容の工夫、緊急通報システムの整備等に努める。

オ 自主防災組織の強化

- ① 自主防災組織は、市町村から提出される避難行動要支援者名簿を活用し、個人情報の保護に配慮しつつ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関等との連携により、避難行動要支援者の実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。
- ② 災害発生後、直ちに在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難誘導を手助けできるのは、家族とともに近隣の住民であるので、身近な地域において（自治会等を単位として）、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう、自主防災組織の活動を強化する。
- ③ 自主防災組織は、市と連携し、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難誘導、救助活動に十分配慮した避難訓練を実施する。

(2) 要配慮者への支援

ア 社会福祉施設への緊急入所

県及び市は、地震災害により居宅で生活することが困難な要配慮者の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等、必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めておく。

イ 在宅の要配慮者対策

市は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、発災時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努めるとともに、要配慮者自身による自助対策（家具の固定、備蓄品や持ち出し品の用意、近所との関係づくりなど）を奨励するものとする。

ウ 個別避難計画の作成促進

市は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別避難計画を

策定するよう努める。

個別避難計画とは、高齢者や障害者など自ら避難することが困難な在宅の避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画であり、「市町村長は、個別避難計画を作成するよう努めなければならない」（災害対策基本法第49条の14）となっている。

個別避難計画の作成にあたっては、モデル地区を選定し、対応可能な地区から進めることとする。

本市における個別避難計画策定者数は84人（令和7年2月1日現在）。

個別避難計画作成するにあたっての課題

- ① 福祉専門職と連携して計画を作成する必要がある
- ② 災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い人から計画を作成する。
- ③ 避難方法や避難場所、避難支援等を実施する者を記載する。

2. 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 地震防災応急計画の策定

社会福祉施設及び介護保険施設の管理者は、地震による災害予防対策について、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

ア 現行の消防計画中に地震対策上、必要な事項を盛り込むなど、地震防災応急計画の策定に努める。

イ この応急計画の策定に当たっては、特に次の事項に留意する。

- ① 入所者、職員及び施設の安全（被害）確認に関すること。
- ② 施設の立地条件及び耐久性等に適応した安全性の確保に関すること。
- ③ 入所者の態様に配慮した避難誘導に関すること。（緊急避難場所、避難所、避難経路、避難誘導方法、避難実施責任者等）
- ④ 施設の被災状況等に関する市及び関係機関への情報伝達に関すること。
- ⑤ 施設と入所者の護者の情報連絡に関すること。
- ⑥ 防災教育・訓練の実施に関すること。

(2) 施設間の応援協力体制の確立

市及び県は、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、あらかじめ必要な事項を定めておく。

※資料編3-13 社会福祉施設を参照

3. 外国人の安全確保対策

(1) 防災知識の普及・啓発

市及び県は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、デジタル技術を活用して日頃から防災知識の普及・啓発に努める。

外国人技能実習生等が市へ転入の際、市役所窓口で、英語、中国語、ベトナム語等の外国語防災パンフレットを配付する。

また、防災訓練の実施に際しては、英語の緊急速報メール等にて、外国人住民の参加を呼びかける。

(2) 災害時の支援体制の整備

県及び市は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成、外国人住民の居住地の把握に努める。

(3) 案内表示板等の整備

市は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

第2編 地震・津波対策編

第2章 災害応急対策計画

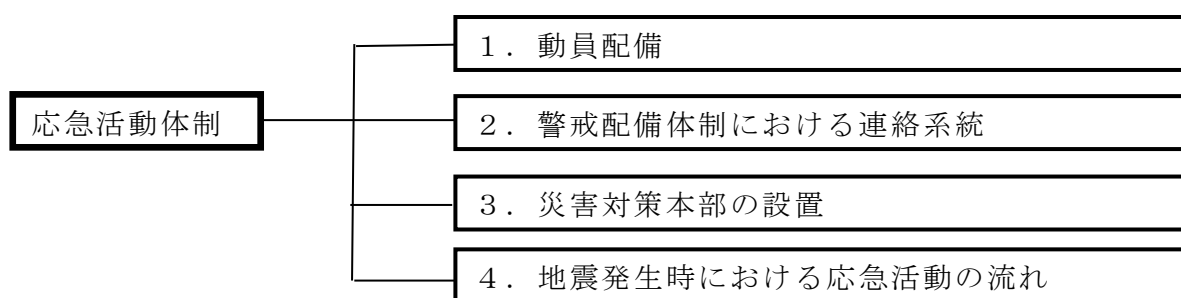
第1節 応急活動体制

【目的】

地震・津波により大規模な災害が発生した場合、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に抑える必要がある。

このため、県及び防災関係機関並びに公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急活動を実施する。

令和6年能登半島地震では道路の陥没や隆起が発生し、職員の本庁舎への参集が困難な事態となった。さらに大きな地震が発生した場合には、職員の安否確認と参集確認を行い、不足する人員へ対応するため職員の再配置を行う必要がある。



1. 動員配備

市は、地震や津波が発生した場合には、「氷見市災害時職員初動マニュアル」により、職員の安全確保に十分配慮しつつ直ちに次の配備体制をとり、被害の状況把握及び災害応急対策を実施する。

職員は、「氷見市災害時職員初動マニュアル」を理解し、指揮命令系統や各自・所属組織の発災後の各段階における役割を確認するとともに、迅速かつ確実な災害応急対応にあたるよう努めるものとする。

(1) 警戒配備体制及び非常配備体制

種別	配備基準	配備体制
情報収集体制	市の地域で震度3の地震が発生したとき	地域防災課、財務課、ふるさと整備課、道路課、都市計画課、上下水道課の指定された職員
第1警戒配備体制	① 市の地域で震度4の地震が発生したとき ② 津波警報が発表されたとき ③ 災害時応援協定を締結した都市にて震度6弱以上の地震が発生したとき ④ 市長が必要と認め、当該配備を指令したとき	各部局長等 地域防災課(兼務職員含む)の半数 各課等の指定された職員 総務課 財務課 福祉介護課 子育て支援課 健康課 商工振興課 観光交流課 水産振興課 農林畜産課 ふるさと整備課 各課長及び課長補佐等

		道路課 都市計画課 上下水道課 教育委員会 氷見消防署は本部との連絡員・上記以外の課長及び課長補佐等は自宅待機とし、状況によって、速やかに災害警戒本部体制に参集しうる体制
第2 警戒配備体制	① 市の地域で震度5弱の地震が発生したとき ② 津波警報が発表されたとき ③ 市長が必要と認め、当該配備を指令したとき	各部局長等 地域防災課の全職員(兼務職員含む) 地域防災課以外の課は課員の半数程度 氷見消防署は本部との連絡員・各部の所要人員をもって、災害の状況に応じた応急対策活動を実施し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部体制に移行しうる体制 災害警戒本部として部局長連絡会議を開催
非常配備体制	① 市の地域で震度5強以上の地震が発生したとき (災害対策本部設置) ② 市長が必要と認め、当該配備を指令したとき	全職員が登庁し、職員全体をもって、応急対策を実施する体制 災害対策本部員会議の開催

※ 市長は、被害の種類や規模によって、特に必要と認めるときは、(1)の基準と異なる配備体制を指令することができる。

(2) 職員の参集基準

ア 夜間、休日等において配備体制を決定したときは、あらかじめ各課で定められた「緊急時（勤務時間外）連絡体制」による電話や職員参集メールにより職員に伝達する。

また、各課で定める「緊急時（勤務時間外）連絡体制」は毎年更新するものとし、職員は、「氷見市災害時職員初動マニュアル」における自らの役割を理解しておくものとする。

なお、電話等が使用不能又は著しく使用困難なときは、職員は自ら被害情報を収集し、参集について自主判断する。

イ 職員の参集場所は、原則として所属する部局とし、所属長へ参集報告後、所属長の指揮のもとに情報連絡及び災害応急対策にあたる。

ただし、所属部局に参集が困難な場合は、最寄りの公民館や避難場所等に参集し、応急対策活動を行う。

ウ 参集時の交通手段は、原則として徒歩、自転車又はバイクとする。

エ 職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査するとともに、要援護者を発見したときは、救護措置に当たった後、速やかに参集する。

オ 震度6弱以上の地震が発生するなど市庁舎に甚大な被害があった場合には、災害対策本部のサブ本部が設置される氷見市ふれあいスポーツセンターに参集する。

(3) 動員配備の調整

各部の長は、部内各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要なときは、

部内の職員に応援を指示し、なおかつ職員の動員が不足する場合は、防災・危機管理監に報告し、職員動員の調整を求める。

また、甚大な被害が生じ、長期間の対応が想定される場合、交代要員を複数名確保するとともに、過去の災害対応経験で得た知識、経験、ノウハウ等を災害対応に活かすよう努めるものとする。

2. 警戒配備体制における連絡系統

災害の規模等により災害対策本部を設置しない場合、警戒配備体制により応急活動体制を行っている関係各課は、被害状況等を地域防災課に報告する。

地域防災課において、被害状況等の災害情報を集約し、防災・危機管理監に報告、防災・危機管理監は、その情報を市長と副市長に報告し、必要な指示を受ける。

3. 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

ア 災害対策本部

市長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

- ① 市の地域で震度5強以上の地震が発生したとき
- ② 地震や津波による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策のため必要があると市長が認めるとき

イ 現地災害対策本部

本部長は、災害対策本部が設置された場合で必要と認めたときは、災害対策本部の事務の一部を行う現地災害対策本部を設置する。

(2) 組織

ア 本部は、本部長、副本部長及び本部員その他職員をもって組織する。

イ 本部に、部及び課を置く。

ウ 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、本部長は、次の重要な災害対策について協議するため、本部員会議を招集する。

会議の開催は、被災状況の定期的な把握のため、原則、定時開催とする。

職 名	構 成 員
本部長	市長
副本部長	副市長、防災・危機管理監
本部員	教育長、政策統括監、企画政策部長、消防管理監、総務部長、市民部長、産業振興部長、建設部長、会計管理者、教育次長（ふるさと整備課長、道路課長、上下水道課長）（ ）はオブサーバー

- ① 災害応急対策の基本方針に関すること
- ② 動員配備体制に関すること
- ③ 各部班間の調整事項の指示に関すること
- ④ 自衛隊の災害派遣要請に関すること

- ⑤ 現地災害対策本部に関すること
- ⑥ 国、県、市町村、その他防災関係機関との連絡調整に関すること
- ⑦ 災害救助法の適用申請に関すること
- ⑧ 国、県、市町村、その他防災関係機関への応援要請に関すること
- ⑨ その他、災害の発生の防衛又は拡大の防止に関すること

エ 災害対策本部事務局

災害対策本部が設置されたときは、当該災害の総括的窓口として災害対策本部事務局を設け、事務局長は、地域防災課長とする。

事務局には、災害発生前の防災担当者及び必要な人員を配置し、次の災害対策に当たることとする。

- ① 各種情報の管理に関すること
- ② 各部班の活動状況の把握に関すること
- ③ 防災活動全般の調整に関すること
- ④ 本部員会議の運営に関すること
- ⑤ 避難所運営委員会に関すること
- ⑥ 報道機関への対応に関すること
- ⑦ その他本部長が指示した事項に関すること

オ 本部派遣員

本部長は、必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長等に対し、当該機関の職員が災害対策本部の事務に協力することを求めることができる。

また、本部派遣員に対し、資材又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- ① 指定地方行政機関
- ② 富山県を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊
- ③ 県
- ④ 指定公共機関
- ⑤ 指定地方公共機関

カ 国の非常（緊急）災害現地対策本部及び県の災害対策本部との連携

市の災害対策本部は、国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置したとき及び県が災害対策本部を設置したときは、相互に連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

(3) 職務権限の代行

地震災害発生時において、市長が不在等の非常時には、災害対策本部の設置等の市長権限の委譲の順位を次のとおりとする。

- ① 副市長
- ② 防災・危機管理監

(4) 設置場所

ア 災害対策本部

災害対策本部は、市庁舎内の会議室に設置する。ただし、市庁舎に甚大な被害が

生じ災害対策本部としての機能が果たせない場合は、氷見市ふれあいスポーツセンターに設置する。

イ 現地災害対策本部

被災現場近くの公共施設等に設置する。

(5) 災害対策本部の設置準備

ア 庁舎の被害状況の把握

庁舎の被害状況（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の把握を行い、停電時には、非常電源装置の作動等応急措置を施す。

イ 職員の被災状況の把握

勤務時間内の地震発生の場合、直ちに職員及び庁舎内の外来者の負傷状況等を把握し、応急手当や避難誘導を行う。

勤務時間外の地震発生の場合、職員の参集状況から安否不明の者を掌握する。

ウ 通信の確保

無線設備の点検を行い、通信機能の確保を図る。

エ 災害対策本部会議のデジタルツールによる進行及び県災害対策本部等との連絡

会議は、ペーパーレスかつデジタルツールによる映像での被災状況の把握に努め、県災害対策本部等との連絡についても、デジタルツールを活用するものとする。

災害対策本部に参加する本部員は、自ら使用するパソコン等を確保しておくものとし、災害対策本部事務局は、パソコンの予備や大型ディスプレイ等、会議に必要な機器を用意しておくものとする。

(6) 解散基準

本部長は、災害応急対策がおおむね終了したと認めるときは、災害対策本部及び現地災害対策本部を解散する。

(7) 設置及び解散の通知

災害対策本部を設置及び解散した場合、直ちにその旨を文書により通知発表する。

ア 富山県（防災・危機管理課）ただし、県に連絡できない場合は国（消防庁）

イ 警察署、消防署及び防災関係機関

ウ 報道機関

※資料編 1－2 氷見市水防協議会条例から 1－5 氷見市水防組織図までを参照

4. 地震発生時における応急活動の流れ

大規模な地震発生後の各段階において、優先的に実行又は着手すべき主な業務は次のとおり。

また、国や県内外の自治体、防災関係機関、民間事業者、ボランティア等の各種団体から、人的及び物的支援を円滑に受け入れるための体制について、「氷見市災害時受援計画」にて定め、整備することとする。

さらに、令和6年能登半島地震を上回る大きな地震が発生する場合には、職員の安否確認と参集確認を行い、「氷見市業務継続計画」により不足する人員へ対応するため職員の再配置を行う必要がある。

(1) 第1段階（地震発生からおおむね12時間以内）

- ・被災情報の収集（社会福祉施設等における被害状況、昼間の地震発生時の場合、保育所や認定こども園、小・中・義務教育学校等における幼児児童生徒の安全確認）
- ・津波警報が発表された場合の住民への避難伝達（避難指示）
- ・初期消火、消火活動
- ・建物等の下敷きになった者の救出（地域住民の共助）
- ・一人暮らし高齢者等の災害時要援護者の安全確保（地域住民の共助）
- ・職員の緊急参集及び災害対策本部の設置
- ・自衛隊等の出動準備要請及び受入れ体制の準備
- ・通信施設被害の状況確認及び通信の確保

(2) 第2段階（地震発生からおおむね24時間以内）

- ・被災情報の収集（孤立した集落が発生していないか）
- ・県や災害時応援協定都市等への応援要請
- ・自衛隊等への派遣要請、広域応援の要請
- ・避難所の開設（施設の安全確認、管理・運営担当職員の派遣）
- ・緊急道路の確保及び啓開、交通規制の実施
- ・医療機関の被災状況の把握（医師、看護師の要員は確保できているか）
- ・医療救護所の設置
- ・公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- ・ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置

(3) 第3段階（地震発生からおおむね48時間以内）

- ・市全体の被害状況把握（土砂災害発生のおそれがある場合、避難指示等の発令）
- ・災害救助法の適用要請
- ・一人暮らし高齢者等の安否情報確認
- ・医療情報の把握（受入れ許容能力、人工透析患者の受入れ可否、その他）
- ・市外からの医療救護班の受入れ
- ・避難所への避難者の概数及び飲料水、食料等の物資の必要量の把握
- ・物資の輸送車両、集積場所及び活動拠点の確保
- ・氷見市災害ボランティアセンターの設置

（令和3年4月20日、氷見市と社会福祉法人氷見市社会福祉協議会は、氷見市災害ボランティアセンターの設置、運営等に関し協定を締結）

(4) 第4段階

- ・避難所等への仮設トイレの設置
- ・避難所等への飲料水・食料・生活必需品等の物資の輸送
- ・避難所での災害時要援護者の状況把握

(5) 第5段階（情報の収集・伝達）

- ・避難所外避難者の状況把握
- ・被災建築物応急危険度判定
- ・災害ボランティアの受入れ

- ・義援金の受付

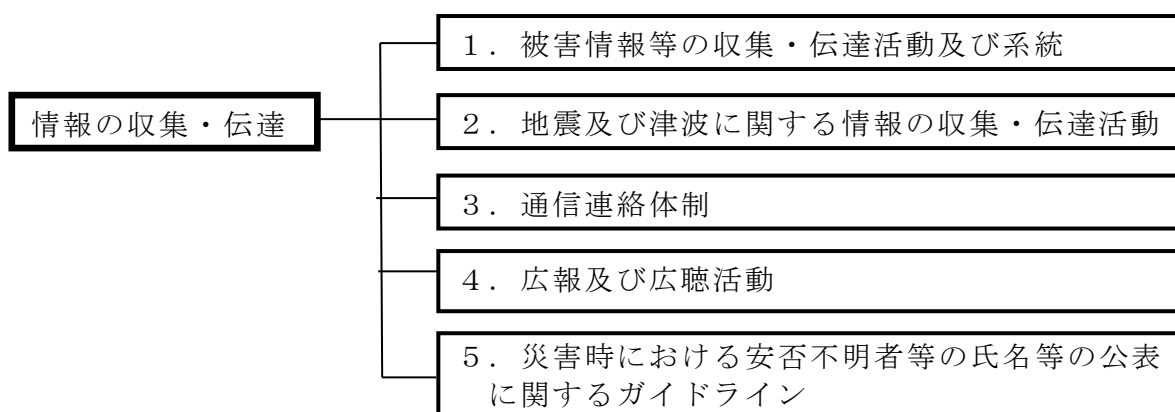
第2節 情報の収集・伝達

【目的】

地震・津波情報、被害情報、応急措置の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に県及び防災関係機関に情報を提供する。

道路等の途絶による、いわゆる孤立集落については、早期の解消が必要であることから、国、県、市、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市に連絡する。

また、市及び県は、防災関係機関との連携により速やかに孤立している集落を把握し、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。



1. 被害情報等の収集・伝達活動及び系統

被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に対して定期的に伝達する。

(1) 被害情報等の収集・伝達活動

地震・津波による災害が発生した場合、市は、以下により被害の程度を把握し、把握した第1報を県（県に伝達できない場合は国[消防庁]）に少なくとも30分以内を目途に報告する。

第1報の報告後は、具体的な被害状況の把握に努め、把握した情報を県（県に伝達できない場合は国[消防庁]）に随時報告する。

県への報告については、被害状況等の災害情報を集約する防災担当課が、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部室が報告するものとする。

ア 災害即報時の留意事項

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域

- ④ 被害状況（人的被害、住宅被害に重点を置く。）
- ⑤ 応急対策の実施状況（災害対策本部の設置、避難指示、避難所の開設、交通規制、広域応援要請等）
- ⑥ その他必要な事項

イ 映像による被害状況の把握

被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。

スマートフォンやドローンによる上空からの撮影等により被災状況等の映像を関係機関と共有し、有効に活用する。

ウ 市及び消防本部の被害状況報告等

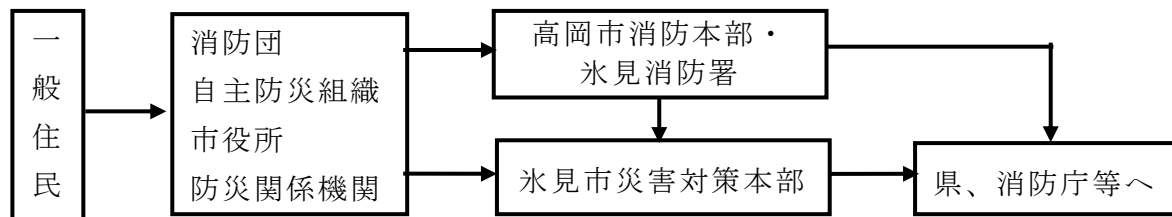
市及び消防本部は、富山県総合防災情報システム等により被害状況を県へ報告するほか、県は、県から市に派遣したリエゾン（連絡員）から情報を収集する。

エ 災害確定報告

応急措置が完了した後、10日以内に県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

(2) 被害情報等の収集・伝達系統

被害情報等の収集・伝達系統における概略図は、次のとおり。



※ 有線が途絶した場合は、防災行政無線（戸別受信機含む）、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。

必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行うことも考慮し、さらに、災害対策用移動通信機器の輸送が困難な場合は、ヘリ等の航空機を保有する関係機関への輸送の要請について検討することとする。

また、全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

2. 地震及び津波に関する情報の収集・伝達活動

県及び市は、地震及び津波に関する情報を関係機関の連携のもとに、迅速かつ確実に収集・伝達し、応急対策を効果的に実施する。

(1) 地震に関する情報

気象庁では、地震発生直後から地震や津波に関するさまざまな情報が発表される。気象業務法に基づき気象庁が発表する地震に関する情報は、次のとおりである。

ア 地震動の特別警報、警報及び予報の区分及び名称について

区 分	情報発表の名称	内 容
地震動特別警報	「緊急地震速報(警報)」 又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに(※)、震度4以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置づける。
地震動警報		
地震動予報	「緊急地震速報(予報)」	最大震度3以上または長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

(※) 2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

イ 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後、震度3以上を観測した地域名(全国188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表(※1)。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

※1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表する。

(2) 津波に関する情報

気象業務法に基づき気象庁が発表する津波に関する情報は、以下のとおりである。

ア 大津波警報・津波警報・注意報

① 大津波警報・津波警報・注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等の種類と発表する津波の高さ（注）等

津波警報等の種類	発表基準	発表する津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（予想される津波の高さの区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを越え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。

※大津波警報は、特別警報に位置づけられる。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

② 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を

行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的に発令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

イ 津波情報

① 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

② 津波情報の留意事項等

- a 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場所によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
 - ・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- b 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- c 津波観測による情報
 - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。
- d 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達時刻(注1)や予想される津波の高さ(発表内容は「津波警報等の種類と発表する津波の高さ等」の表に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(注2)
沖合の津波観測に関する	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から

情報	推定される沿岸までの津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
----	---------------------------------

(注1) この情報で発表する到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

- ・気象庁防災情報XMLフォーマット電文及び気象庁ホームページでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表される。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	0. 2 m 以上	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	0. 2 m 未満	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

(津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。)

発表する場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0. 2 m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0. 2 m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

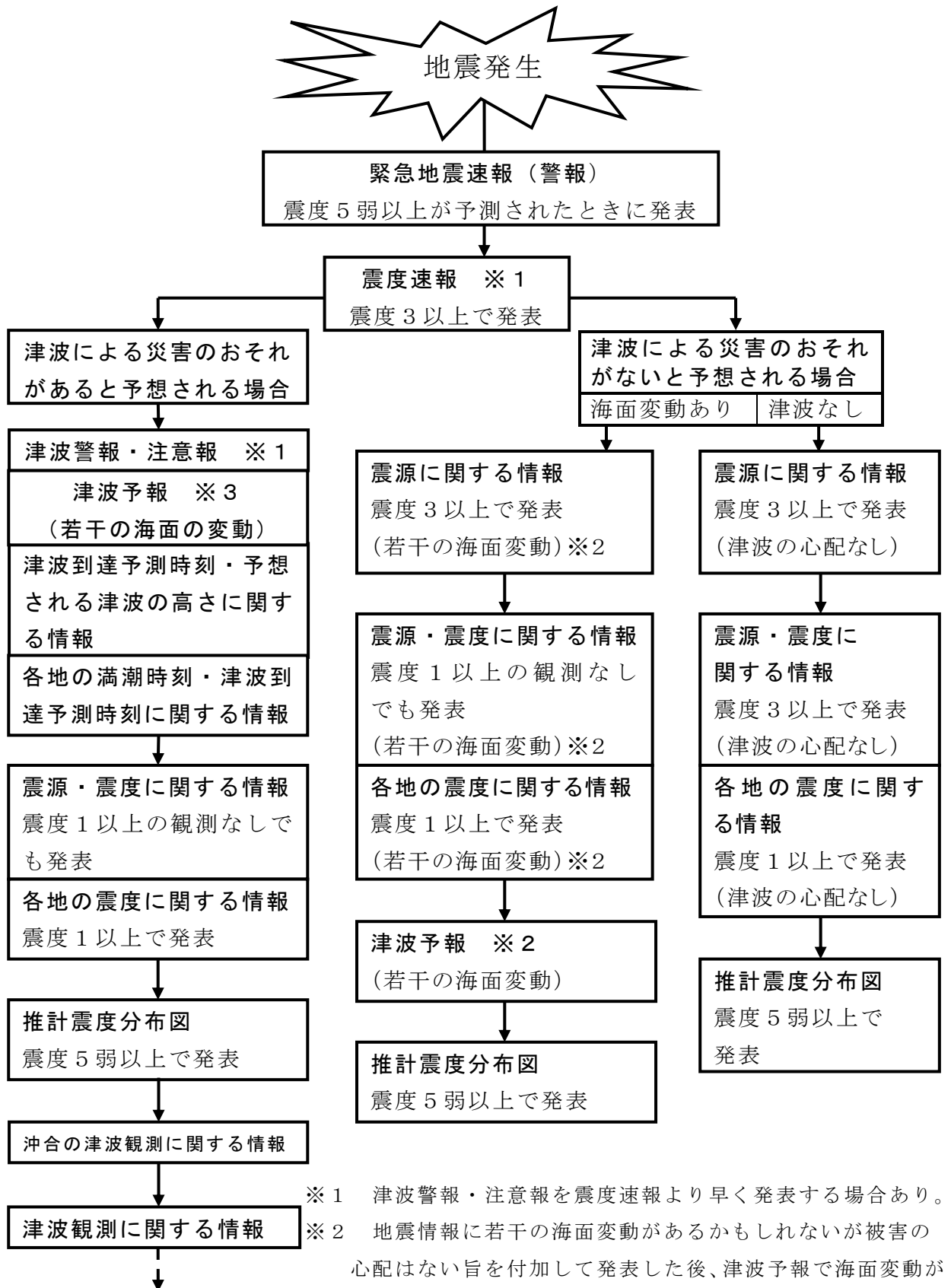
- ・気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「津波予報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表される。

エ 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。その内、富山県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

津波予報区	区域	通知担当気象官署
富山県	富山県	気象庁

(3) 地震及び津波に関する情報の発表の流れ



※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。

※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。

※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

(4) 情報の伝達

ア 津波に関する情報の伝達

津波に関する情報は、危険地域に対して迅速に周知するため、関係機関は、「津波警報等伝達系統図」により、迅速かつ的確に伝達する。

また、津波警報等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線（戸別受信機含む）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）サイレン、テレビ、ラジオ（臨時災害放送局（コミュニティFM放送を含む。）を含む。）、インターネット、防災アプリ（耳で聴くハザードマップ等）、シームレスデジタル防災マップ、携帯端末の緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービス等のあらゆる手段の活用のほか、住民同士の声かけ等を促進するものとし、関係機関は、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

- ① 富山地方気象台及び関係機関は、「津波警報等伝達系統図」により伝達する。
- ② 県は、「富山県総合防災情報システム」により、市及び氷見消防署に伝達する。
- ③ NHK富山放送局は、NHK放送センター又は富山地方気象台から通知があったときは、ラジオにあっては番組間を利用（緊急の場合は番組を一時中断）し、テレビにあっては字幕等によって放送し、住民に通知する。

その他の放送機関は、民間放送連盟等から通知があったときは、ラジオにあっては番組間を利用（緊急の場合は番組を一時中断）し、テレビにあっては字幕等によって放送し、住民に通知する。

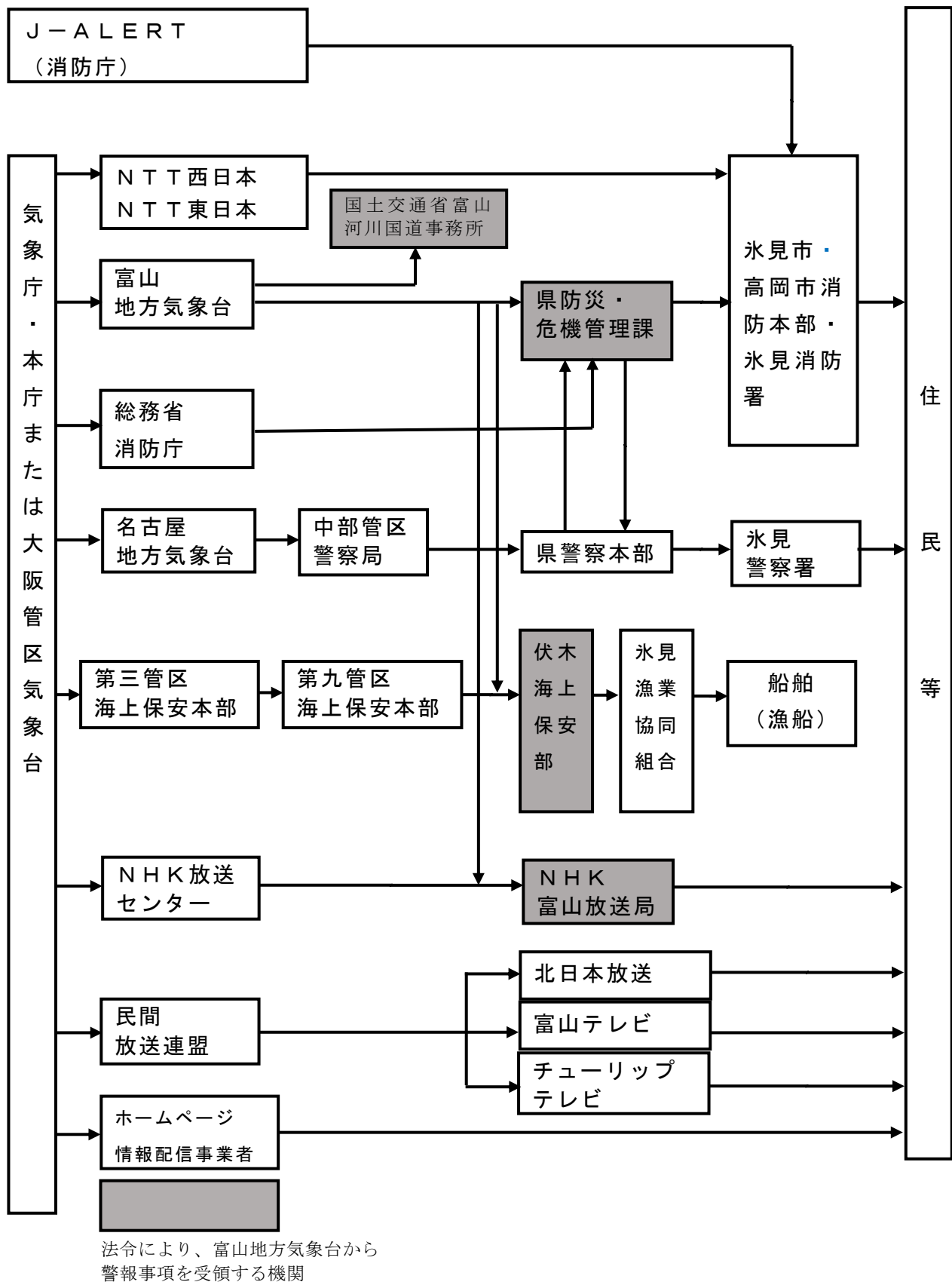
- ④ 県警察本部は、中部管区警察局等から通知があったときは、警察専用通信施設により、警察署、交番等に伝達するものとし、併せて市にも通知する。
- ⑤ 伏木海上保安部は、第九管区海上保安本部又は富山地方気象台から通知があったときは、無線設備又は巡視船艇により航行中及び港内船舶に伝達する。
- ⑥ 市は、同報系防災行政無線（戸別受信機含む）や広報車等により、住民等へ周知するとともに、関係機関への伝達を行う。

イ 地震に関する情報の伝達

地震に関する情報の伝達は、津波に関する情報の伝達に準じて実施する。

- ① 県は、「富山県総合防災情報システム」により、市及び氷見消防署に伝達する。
- ② 放送機関は、富山地方気象台等から地震に関する情報の連絡を受けたときは、直ちに放送を行う。
- ③ 市は、受信した情報を必要に応じ、直ちに住民等に周知するものとする。

津波警報等伝達系統図



(5) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれかの基準によるものなのに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具から離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 〈注意〉 ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消化しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 〈注意〉 ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下から退避する。
屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(6) 水防法に基づく津波に係る水防警報

ア 水防警報の発表

国土交通大臣又は知事は、洪水、津波又は高潮により県民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川等について、水防警報を発表する。

なお、水防警報は、洪水等によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う旨を警告するものであるが、災害が津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

イ 水防警報の種類、内容及び発令基準（津波に関するもの）

津波に係る水防警報の種類、内容及び発表基準は次のとおりである。

なお、知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係ある機関に通知するものとする。

待機	消防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等、必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	巡視により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要と状況が解消したと認めるとき

ウ 本市における水防警報河川

県管理 仏生寺川、上庄川、余川川、阿尾川、宇波川

※水防警報河川及び発表基準は平成23年12月27日現在のもの。

(7) 土砂災害緊急情報等の活用

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する住民への避難指示の判断等にあたり活用する。

ア 国の措置

- ① 河道閉塞による湛水の発生によってたまる水の量が増加すると予想され、堆積した土砂等の高さがおおむね20m以上であるとともに、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね10戸以上の場合は、緊急調査を実施するものとする。
- ② 噴火による降灰等が、河川の勾配が10度以上の流域のおおむね5割以上の土地において、1cm以上堆積していると推計され、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね10戸以上の場合は、緊急調査を実施するものとする。
- ③ 緊急調査で得られた土砂災害が想定される区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知及び一般へ周知するものとする。

イ 県の措置

- ① 地すべりにより、地割れや建築物等の外壁のき裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあり、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね10戸以上の場合は、緊急調査を実施するものとする。
- ② 緊急調査で得られた地すべり災害が想定される区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知及び一般へ周知するものとする。

ウ 市の措置

国や県からの土砂災害緊急情報および土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する住民への避難指示の判断等にあたり活用するものとする。

3. 通信連絡体制

県、市及び防災関係機関は、震災応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信、インターネット等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし、災害応急活動を円滑に遂行する。

国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的な利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対し

てわかりやすく情報提供（ホームページとトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するとともに、国は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。

(1) 有線電話

電話回線が異常に混雑した場合においても、N T Tが行う発信規制や混雑している所への通信規制の対象とならない災害時優先電話について、あらかじめN T T富山支店の指定を受けるとともに、着信防止措置をとり、災害対策上支障がないよう措置しておく。

(2) 無線電話

ア 県防災行政無線

災害発生時には、県防災行政無線が有する電話、F A Xを活用する。

イ 市防災行政無線（戸別受信機含む）

土砂崩れの発生による道路の寸断等の災害が発生した場合、市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うため、M C A無線方式による移動系無線システムを活用する。

ウ 衛星携帯電話

災害発生時に加入電話や自己所有する無線通信施設等が使用できなくなった場合には、衛星携帯電話を活用する。

エ 移動体通信事業者が提供するサービス

携帯端末の緊急速報メール機能等の移動体通信事業者が提供するサービスを積極的に活用する。

4. 広報及び広聴活動

災害発生時の混乱した事態に、市民の心の落ち着きや秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況や各種生活情報を市民に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。

なお、市民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等、適時適切に正確な情報を提供するように努めるものとする。

また、速やかな復旧を図るため、各防災関係機関が連携をとりながら広聴活動を実施し、被災者の要望事項の把握に努める。

(1) 広報活動

ア 実施機関

各防災関係機関が連絡をとりながら、適切かつ迅速に行う。

イ 広報活動の内容

地域住民への災害に関する広報については、市、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線（戸別受信機含む）、広報車、ケーブルテレビ、市ホームページ、携帯端末の緊急速報メール、S N S、防災アプリ等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。

また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため災害情報共有システム（Lアラ

ト) 等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

① 地震発生直後の広報

a 地震・津波に関する情報

② 災害発生直後の広報（おおむね地震発生から2日以内）

a 災害発生状況（家屋の倒壊や火災等の災害発生状況）

b 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況等）

c 交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、運行状況等）

d 地域住民のとるべき措置（火災防止、流言飛語の防止、近隣助け合いの呼びかけ等）

e 避難指示（避難地域の状況、緊急避難場所及び避難所の開設状況等）

f 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

g 電力復旧時における火災発生の防止や感電等の事故防止に係る注意喚起

h 安否情報の確認については、N T T西日本の災害用伝言ダイヤル「1 7 1」や携帯電話各社の災害用伝言板を利用すること

③ 応急復旧活動段階の広報（おおむね地震発生から3日以降）

a 地域住民の安否情報（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）

b 給食・給水の実施状況、生活必需品の配布状況その他生活に密着した情報（水道管等地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

c 災害廃棄物の処理に関すること

d 治安状況や犯罪予防に関すること

④ 支援受入れに関する広報

a 各種ボランティア情報（他機関と連携したニーズ把握、受入れ・派遣情報等）

b 義援金・救援物資の受入れに関する情報

⑤ 被災者に対する広報

a 被災者への相談サービスの開設状況

・罹災証明の発行

・小・中・義務教育学校の授業再開等の情報

・生活再建資金の貸付

⑥ その他必要事項

自主防災会や自治会等への依頼事項

ウ 災害報道

地震災害発生時においては、余震や津波情報を迅速に伝達するとともに、情報の混乱からパニックを防止することも大切である。

また、ライフラインの復旧状況等、住民が知りたい生活情報をより速く、的確に伝えることで市民の心の落ち着きを取り戻し、社会的混乱を最小限に抑えることが必要である。

特に、放送による災害報道は、広範囲かつ迅速に伝達されるため、災害発生時の情報伝達にあたって積極的に活用するものとする。

① 報道機関への発表

市及び防災関係機関は、報道機関に対して、災害の規模等に応じて、定期的又は随時に、被害状況、応急活動状況等、必要事項を発表するとともに、積極的に資料を提供するものとする。

② 災害報道についての配慮

報道機関は、災害関係記事又は番組を編成して報道する場合は、耳、目の不自由な人や高齢者、在外外国人に十分配慮するよう努めるものとする。

エ 関係機関の応援協力関係

① 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

② 各防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

(2) 広聴活動等

市は、県と連携し、被災者又はその関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、次のとおり広聴活動等を実施する。

ア 総合窓口の設置

災害対策本部に被災者からの相談、要望、苦情を受け付ける総合窓口を設置し、専任職員を配置する。

イ 広聴活動の実施

被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、関係機関と連絡し、適切な処理に努めるとともに、地域住民の安否情報の収集に努めるなど、強力な広聴活動を実施するものとする。

ウ 住民等からの問い合わせに対する対応

市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合は、その加害者に居所を知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

5. 災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン

豪雨や地震等、県災害対策本部が設置される災害が発生した場合において、「富山県災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、不明者名を公表し、不明者の絞り込みや搜索活動の効率化を図るものとする。

(1) 公表の基本的な考え方

円滑な捜索・救助活動のために安否不明者の氏名等を公表する緊急性が認められる場合は、例外として家族の同意が得られない状況であっても、住民基本台帳の閲覧制限がない氏名等の個人情報が必要最小限で県が取りまとめて公表する。

※「安否不明者」とは、行方不明者となる疑いのある者とする。

「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

(2) 公表に係る役割分担

県は、対象者の氏名等公表、公表内容に係る報道対応等

市は、家族等の意向確認、住民基本台帳情報の確認、県への報告等

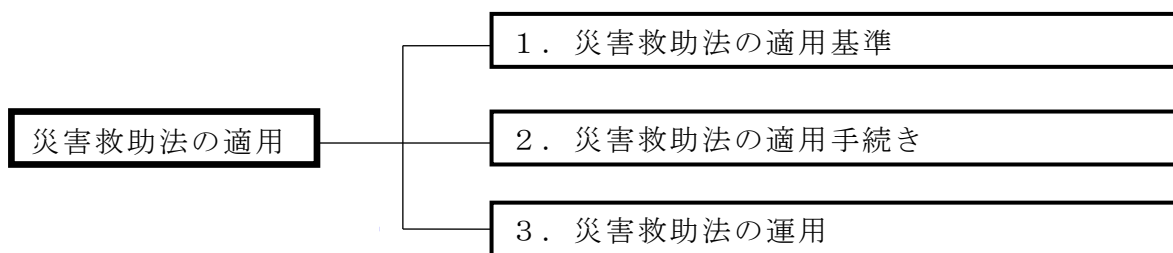
警察本部は、人的被害の事実確認、県及び市との情報共有等

※市が独自に公表する場合もありうる。

第3節 災害救助法の適用

【目的】

災害により、市の区域を単位として住家の滅失した世帯数が一定の基準を越える場合、多数の者が生命又は身体に危害を受ける恐れが生じ、被災者が現に救助を要する状態にあるときは、知事に災害救助法の適用を要請する。



1. 災害救助法の適用基準

災害救助法施行令第1条に定めるところによると、氷見市（人口30,000人以上50,000人未満）における具体的適用基準は次のとおりである。

- (1) 氷見市における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が60世帯以上。
（同項第1号適用）
- (2) 被害世帯数が(1)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が1,000世帯以上で、氷見市の被害世帯が30世帯以上であること。（同項第2号適用）
- (3) 被害世帯が(1)又は(2)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達したこと又は、当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当すること。
- (5) 住家が滅失した世帯数の算定は、住家の「全壊（全焼、流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおりみなし換算を行う。

*滅失住家 1世帯＝全壊（全焼、流失）住家1世帯

*滅失住家 1世帯＝半壊（半焼）で著しく損壊した住家2世帯

*滅失住家 1世帯＝床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家3世帯

*「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」内閣府平成21年6月改定を参照

2. 災害救助法の適用手続き

- (1) 災害救助法適用の県への要請

災害に際し、市域内の災害が前記1の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法適用を知事に要請する。

その場合には、県危機管理局防災・危機管理課を経由して知事に対して次の事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理する。

ア 災害の種類

イ 災害発生の日時及び場所

ウ 災害の原因及び被害の状況

エ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置

オ その他必要な事項

(2) 適用要請の特例

【災害救助法第13条】

都道府県知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により市町村が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

※資料編6-1 災害救助法の適用基準等、6-2 災害救助法による救助の程度と期間を参照

3. 災害救助法の運用

(1) 災害救助法に基づく救助の実施

実施責任者 富山県知事

(2) 救助の内容

災害救助法による救助の内容は、おおむね次の事項とする。

救助の種類	実施期間
避難所の供与	災害発生の日から 7日以内
応急仮設住宅の供与	〃 20日以内に着工、 完成の日から 2年以内
炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から 7日以内
飲料水の供給	〃 7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与	〃 10日以内
医療	〃 14日以内
助産	分娩した日から 7日以内
被災者の救出	災害発生の日から 3日以内
被災した住宅の応急修理	〃 1月以内
学用品の給与（教科書）	〃 1月以内
（文房具）	〃 15日以内
死体の搜索	〃 10日以内
死体の処理及び埋葬	〃 10日以内
障害物の除去	〃 10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内

(3) 被災者台帳等

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成や、数多くの職員が住家被害認定調査を行うことができるように研修を行うとともに、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的実施に努めるものとする。

さらに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用したシステム化を積極的に検討するものとする。

ア 罹災証明書

① 罹災証明書の発行の手続き

総務部長は、罹災証明交付申請者に対し「罹災者台帳」に基づき、罹災証明書を発行する。

「罹災者台帳」で確認できないものについては、調査すべき事項を記載した書面を災害対策本部へ提示することとし、災害対策本部長は関係部局に調査の指示を行う。

② 証明の範囲

「罹災証明書」の発行は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害。

③ その他

「罹災証明書」発行にかかる証明手数料は徴収しない。

イ 応急救助の実施状況等の報告

災害救助法を適用し、応急救助を実施した場合はその実施状況等を次により報告するものとする。

① 救助実施記録日計票の作成等

災害対策本部各部班は、救助実施記録日計票（以下「日計票」という。）を作成する。なお、日計票の作成、取りまとめ等の事務処理については、それぞれの実情にあった方法を採用し、適宜運用してもさしつかえないものとする。

② 救助実施状況等

災害対策本部各部課（室）は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日救助の実施状況を地域防災課に報告するものとする。

なお、この報告は、前記の事項をできる限りの範囲内で掌握し、電話等の方法により、その結果を県に報告する。

(4) 労働者雇用期間の延長

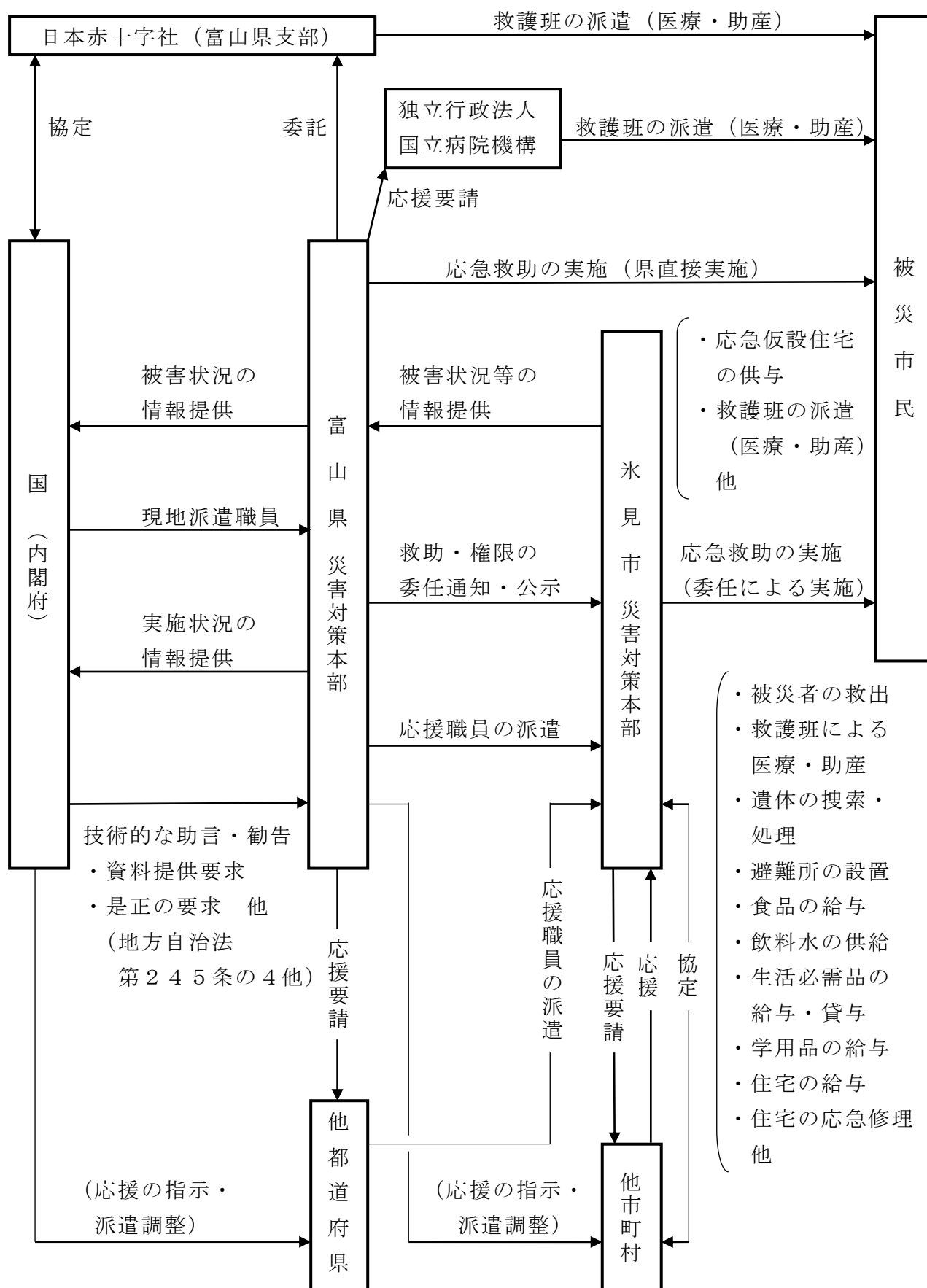
災害規模等により期間の延長を必要とする場合は、厚生労働大臣の承認を得て自動的に延長することができる。

(5) 労働者の賃金

雇用労働者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労働者を雇用した地域における通常の実費程度を支給する。

※資料編 6－1 災害救助法の適用基準等、6－2 災害救助法による救助の程度と期間を参照

災害救助法による応急救助の実施概念図



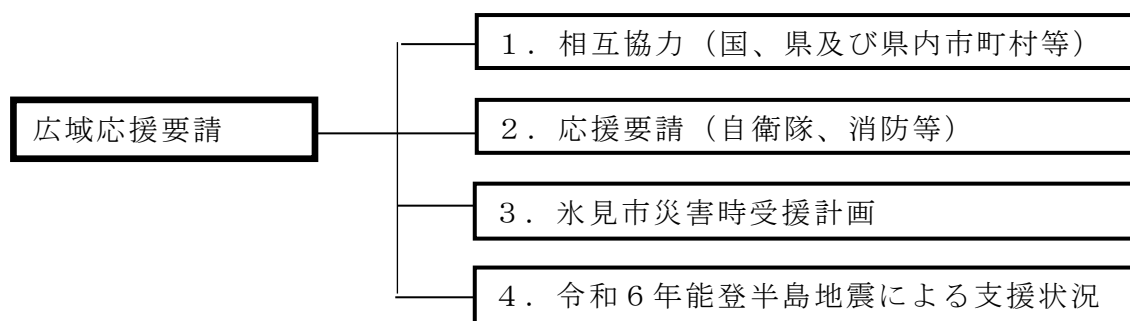
第4節 広域応援要請

【目的】

地震・津波の規模や情報収集した被害状況から、防災関係機関だけでは対応が困難な場合は、県と連携し、国や県内外の自治体への広域応援、防災関係機関や自衛隊への災害派遣要請を迅速かつ的確に行う。

また、民間事業者、ボランティア等の各種団体から人的・物的支援を円滑に受け入れるための体制をあらかじめ整備しておくことにより、迅速かつ効果的な被災者支援を実施することを目的とした「氷見市災害時受援計画」により、必要な準備を整えるものとする。

なお、協力先との連絡調整にあたっては、市の窓口の一本化を図り、円滑な対応を実施するよう努める。



1. 相互協力（国、県及び県内市町村等）

(1) 応援要請

ア 他市町村への要請（災害対策基本法第67条）

市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、締結した相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し、応援要請を行う。

イ 県への要請

① 県への応援要請（災害対策基本法第68条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって、県の応援を要請する。

ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

- a 災害の状況及び応援を求める理由
- b 応援を希望する人員、物資等
- c 応援を必要とする場所、期間
- d 応援を必要とする活動内容
- e その他必要な事項

② 知事に対する職員派遣のあっせん要請（災害対策基本法第30条、地方自治法第252条の17）

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事

に対し、次の事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関又は特定公共機関※の職員の派遣についてあつせんを求める。

- a 派遣のあつせんを求める理由
- b 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- c 派遣を必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他勤務条件
- e その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

ウ 国等の機関に対する職員派遣の要請（災害対策基本法第30条）

市長は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は特定公共機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請するものとする。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

エ 公共的団体、民間団体等に対する要請

市長は、必要があると認めるときは、公共的団体、民間団体に協力を要請するものとする。

※特定公共機関 その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの。

(2) 応援受入体制の確立

令和6年能登半島地震では、トラックの配送により県外の自治体からペットボトルの水や保存食、民間事業者からバナナやパンなどの提供が多数あり、すべて一旦、本庁舎1階に受け入れた。

その後、市職員が小分け、福祉施設や自主防災組織へ連絡し、提供を受けた物品を取りにきてもらった。

ア 連絡体制の確保

市は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確にその状況を把握し、国、県等に通報するほか、必要な情報連絡を行う。

イ 受入体制の確保

市は、「氷見市災害時受援計画」にて、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れし、情報共有や各種調整を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各種業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員の執務スペースの確保を行うものとする。

その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設拠点の設置や車両の駐車場など活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

ウ 経費の負担

応援に要した費用は、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

(災害対策基本法第92条)

2. 応援要請（自衛隊、消防等）

地震・津波の規模や情報収集した被害情報から自衛隊等の派遣を要請する必要がある場合、市長は、知事に対し自衛隊等の災害派遣要請を依頼する。

(1) 自衛隊の災害派遣（自衛隊法第83条第1項）

知事は、地震・津波により災害が発生し必要がある場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

ア 災害派遣要請の手続き

① 要請者 知事

② 要請手続

知事は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

- a 災害の状況及び派遣を要請する理由
- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する区域及び活動内容
- d その他参考となるべき事項

③ 要請文書あて先

名称	所在地	電話番号
陸上自衛隊第14普通科連隊	〒921-8520 石川県金沢市野田町1-8	076-241-2171
海上自衛隊舞鶴地方総監部	〒625-8510 京都府舞鶴市余部下1190	0773-62-2250
航空自衛隊第6航空団	〒923-8586 石川県小松市向本折町戊267	0761-22-2101

イ 災害派遣要請の依頼手続き

① 依頼者 市長

② 依頼手続

市長は、知事に対して派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、電話等により防災・危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、通信の途絶等により、市長が知事に対して、災害派遣要請の依頼ができない場合は、直接、その旨及び市域に係る災害の状況を部隊に通知し、事後、速やかに所定の手続きを行う。

- a 災害の状況及び派遣を要請する理由
- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する区域及び活動内容
- d その他参考となるべき事項

ウ 自衛隊の自主派遣

- ① 自衛隊指定部隊等の長は、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。
 - a 災害に際し、関係機関に対して、当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報活動を行う場合。
 - b 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置をとる必要がある場合。
 - c 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合。
 - d その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがない場合。
- ② 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに、部隊の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施する。
- ③ 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

エ 自衛隊との連絡

① 情報の交換

県及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速かつ的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をする。

② 連絡員の派遣要請

県は、災害が発生した場合、陸上自衛隊第14普通科連隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部及び航空自衛隊第6航空団に対し、県災害対策本部（本部設置前には、防災・危機管理課）への連絡幹部の派遣を依頼し相互の連携をとるとともに、県庁内に自衛隊連絡所を設置する。

オ 災害派遣部隊の受入体制

① 災害救助復旧機関との調整

知事及び市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効果的に作業を分担するよう配慮する。

② 作業計画及び資材等の準備

知事及び市長は、自衛隊が作業を速やかに開始できるよう、次の基準により計画する。また、作業実施に必要な資材を整えとともに、諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

- a 作業箇所及び作業内容

- b 作業の優先順位
- c 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- d 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

③ 活動拠点の確保

- a 宿舎（テント設営敷地を含む。）
- b 資機材置場、炊事場
- c 駐車場
- d ヘリコプター離着陸場

場所は、被災地近傍の公園、グラウンド等が適切で、面積は、連隊（1千人規模）で約15,000㎡、師団（約1万人程度）で約140,000㎡以上の地積が必要である。

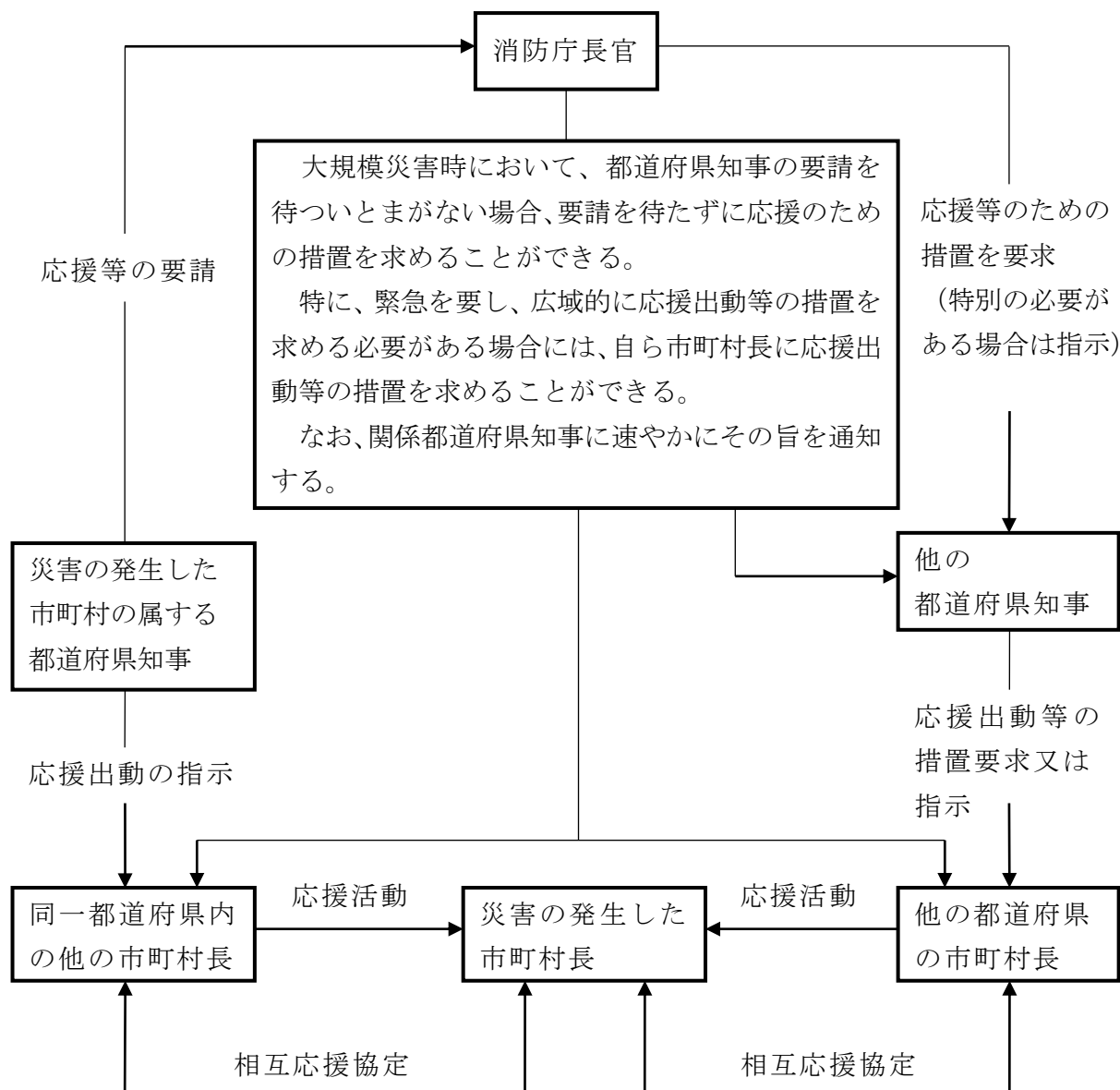
カ 災害派遣の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、速やかに捜索救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消火機関に協力して消火にあたる。 消火薬剤は、関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 薬剤等は、関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(2) 広域消防応援

市長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、他の消防に応援、支援を要請するものとする。

大規模災害時における緊急の広域消防応援の流れ（消防組織法第44条関係）



ア 市町村消防相互の応援協力

県内の市町村は、大規模災害に対処するため、消防組織法第39条の規定に基づき、昭和44年3月7日、県内市町村相互の応援協定を締結している。

市長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、県下の他の消防に対し、富山県市町村消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

イ 消防庁長官への応援要請

知事は、市長からの要請又は自らの判断により、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対応できないと認める場合には、消防組織法第44条の規定によ

り、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく、他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣を消防庁長官に要請するものとする。

① 緊急消防援助隊

国内で発生した地震等の大規模災害時に全国の消防機関による迅速な援助体制を確保するため、消防組織法第45条の規定に基づき、各都道府県に緊急消防援助隊が編成されている。

② 広域航空消防応援

知事は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に他の都道府県及び消防機関の保有するヘリコプター等による応援を要請し、当該応援の要請を受けた都道府県等は、円滑かつ迅速にこれに応ずるものとしている。

(3) 広域緊急援助隊（警察官の出動要請）

市災害対策本部の各部班は、警察官の出動を要請する場合、市災害対策本部を通じ所轄警察署長に対し出動を要請する。

なお、広域的かつ迅速な災害警察活動部隊として、広域緊急援助隊がある。

広域緊急援助隊は、国内の大規模災害時に都道府県の枠を越えて、迅速かつ広域的に被災地へ赴き、直ちに被害情報、交通情報の収集、救助救出、緊急交通路の確保等の活動にあたることを目的として、都道府県警等に設置されている。

(4) 災害派遣医療チーム（DMAT）※1等

ア 応援要請

知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道府県知事に対し、DMAT、ドクターヘリ、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース等の派遣を要請する。

また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

イ 広域医療搬送

県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に航空搬送する必要があるときは、必要に応じて、富山空港に広域医療搬送拠点を設置し、傷病者の搬送について、自衛隊や消防庁等関係機関に要請する。

また、富山空港消防除雪車庫において、臨時医療施設（SCU）※2を設置する。

※1 災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team。略称「DMAT」）

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多くの傷病者が発生した事故などの現場に急性期（48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な医療チーム。

※2 広域医療搬送拠点での臨時医療施設（Staging Care Unit。略称「SCU」）

大地震が起こった際、DMATの医師らが一旦SCUで患者の応急措置をした後、トリアージ（患者の緊急・重症度判定）に応じて、被災地の外にある災害拠点病院等へ搬送する。

(5) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。

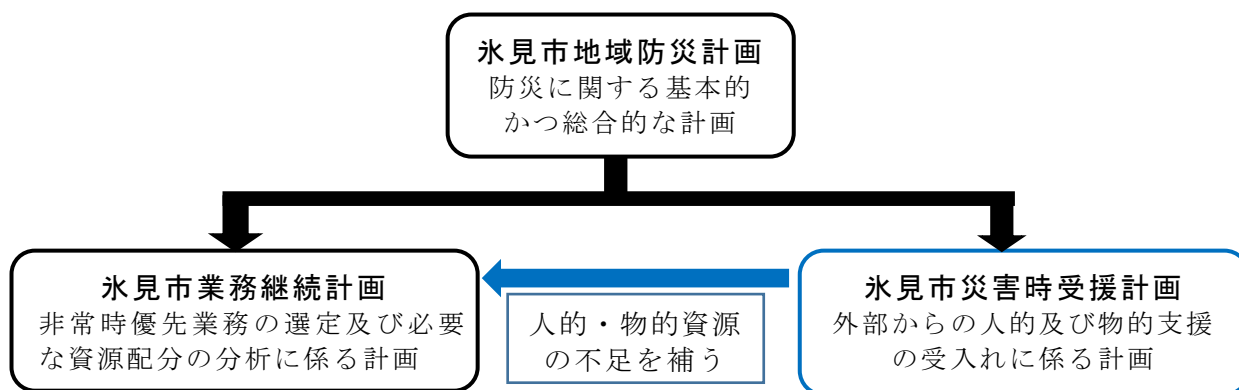
知事又は市長は、大規模自然災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、国土交通省（北陸地方整備局又は各事務所）に対し、派遣要請を行うこととし、当該派遣要請を受けた国土交通省は、迅速にこれに応ずることとしている。

また、TEC-FORCE、警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

3. 氷見市災害時受援計画（令和5年1月 災害時応援協定等一覧を修正）

「氷見市災害時受援計画」は、「氷見市地域防災計画」に基づく応援要請を具体化した下位計画として位置付ける。

また、「氷見市業務継続計画」において必要な人員及び物資の不足を、自治体や防災関係機関、民間事業者、ボランティア等の各種団体から応援を受け入れする計画とする。



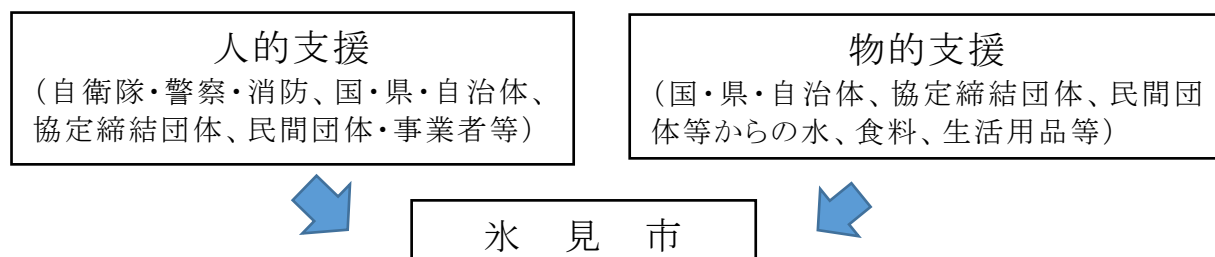
(1) 受援体制

応援の要請や受け入れ等の受援業務については各担当課において実施し、庁内全体の取りまとめを災害対策本部にて行う。

(2) 受援の区分

受援には、応援団体から人員の支援を受ける人的支援と、水、食料、生活用品等の支援を受ける物的支援に区分される。

大規模災害時には、これらの支援を円滑に受けていくことが必要である。



(3) その他

主な受援対象業務や応援要請に関する書類の各種様式については、氷見市災害時受援計画を参照。

災害ボランティアの受入については、第1章災害予防計画 第15節災害ボランティア活動の支援を参照。

4. 令和6年能登半島地震による支援状況

(1) 人的支援

業務内容	期間	派遣元・人数（のべ）等
① 避難所運営	1月 2日～1月17日	県内11市町村から80名
② 給水業務	1月 2日～1月18日	国土交通省、県内5市町、島田市、関市、川崎市、横浜市、ウォーターエージェンシーから241名
③ 被災建築物 応急危険度判定	1月 5日～1月11日	富山県36名、県内3市町から18名 富山県建築士事務所協会他から48名
④ り災証明	1月 6日～3月22日 1月12日～2月 9日 1月21日～3月10日	富山県 204名 福島県1, 170名 岡山県2, 064名（3/1現在）
⑤ 住宅応急修繕 受付	1月 7日～1月27日	富山県から42名
⑥ 被災住宅相談	1月17日～2月18日	とやま住まい情報ネットワーク他から 104名
⑦ 下水道点検	1月 9日～1月18日 1月26日～	富山県11名、県内6市町・1一部事務 組合から76名 日本下水道管路管理業協会
⑧ 災害廃棄物 対応	1月15日～2月 9日 1月22日～3月20日 1月30日～2月 9日 3月 4日～3月31日 2月 5日～3月 8日	富山県から20名 富山県自治労 環境省（千葉県館山市） 茨城県常陸大宮市、群馬県前橋市・館林 市、茨城県つくば市・つくばみらい市・ 水戸市計70名 県内市町35名
⑨ 保健業務	1月15日～1月19日	富山県24名、県内10市町村から31 名
⑩ 農業用水利 施設点検業務	1月15日～	農林水産省、富山県他のべ1,870名
⑪ 中長期 派遣職員	4月1日～	岡山県3人、以下各1人青森県、秋田県、 京都府、愛媛県、佐賀県、大分県、長野 県、愛知県、愛知県みよし市、三重県伊 勢市、大町市、関市、神奈川県（7月ご ろから派遣予定）

(2) 物的支援

180企業・団体 193件（災害対策本部での受入物品）

主な支援物資	配布先
① 水（ペットボトル） 2ℓ ペットボトル約3万本 500mlペットボトル約10万本	避難所、福祉施設、市役所1階、民生委員など
② ブルーシート約4,200枚	市役所1階、宇波公民館、姿公民館など
③ 食料品（アルファ米、パック米、カップラーメン、パン、お菓子他）	避難所、福祉施設、市役所1階など
④ 避難所用弁当 628食（1/12～1/31）	ふれあいスポーツセンター、姿公民館
⑤ おむつ	避難所、福祉介護課、子育て支援課
⑥ 赤ちゃん関連（ミルク他）	避難所、子育て支援課、地域子育てセンター
⑦ 消毒液	避難所、福祉施設など

※主な支援物資の受付は1月6日に終了

第5節 救助・救急活動

【目的】

倒壊家屋等の下敷き、土砂崩れによる生き埋め、車両事故による負傷者等について、は一刻も早い救出・救助が必要となることから、市は防災関係機関と連絡を密にしながら、また、自主防災組織や市民等の協力を得て速やかな救助・救急活動を実施する。



1. 救助活動

消防、警察、自衛隊及び施設の管理者は、家屋の倒壊、がけ崩れ等災害に対応した救助資機材を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

(1) 情報の収集・伝達

消防・警察は、119番・110番通報、住民からの通報、参集職員の情報、自主防災組織からの情報提供等により被災状況を把握し、収集した被災情報を防災関係機関に連絡する。

(2) 消防・警察の救助活動

ア 地震発生後、多発すると思われる救助要請に対しては救助計画を立て、組織的な対策をとる。

イ 自主防災組織、住民が独力で救助可能と思われる場合は、自主防災組織等に救助活動を実施するよう促す。

ウ 地震発生初期においては、住民、関係機関等の通報により活動し、その後は、計画的な搜索活動を行う。

エ 要援護者が多数いる場合は、次の事象を優先して救助活動を行う。

- ① 救命活動を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせ、他の関係機関と連携した活動を行う。
- ② 同時に多数の救助救急活動を要する場合は、被災の程度、傷病者の発生の程度に応じて優先順位を決定する。

オ 災害の実態や規模に応じて、単独で、また、保有している資機材等では対応できないと予想される場合は、県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行い、また、NPO法人全国災害救助犬協会等のボランティア団体にも必要に応じて協力を要請する。各防災関係機関は、連携し、迅速かつ的確に計画的な救助活動を行う。

(3) がけ崩れ等による救助活動

人命を救助するため、がけ崩れ等崩壊土砂を除去する必要がある場合は、まず、道路等の施設管理者が主体となって土砂を除去し、その後、消防、警察、自衛隊及び管理者が連携して救助活動にあたる。

(4) 救助資機材の調達

防災関係機関は、自らが保有している救助資機材では対応が困難な場合には、市内の建設業協会等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

(5) 海上における救助活動

海上における救助活動については、海上保安部が中心となって実施するものとし、氷見消防署は、伏木海上保安部と連携し、救助活動に関する必要な協力を行うとともに、救助された者を医療機関へ搬送する。

(6) 市民、自主防災組織の活動

ア 自主防災組織及び自衛消防隊は、自分たちの住んでいる地域や事業所内の被害状況を調査把握し、生存者の確認、要救助者の早期発見に努め、消防に連絡する。

イ 市民は、被災状況に応じて自主的に被災者の救助活動を行うとともに、救助活動を行う消防に協力する。

(7) 実動組織間の調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMA T）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

さらに、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。

2. 救急活動

消防等は、地震発生後に大量に発生する傷病者に迅速かつ的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。また、住民等は、できる限り応急手当を行い救急活動に協力する。

(1) 住民等による応急手当

住民、自主防災組織及び消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、止血、心肺蘇生（A E Dを含む）等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

(2) 救急要請への対応

ア 負傷者の搬送は、原則として消防とする。ただし、消防署の救急車が対応できない場合は、県、市、医療救護班で確保した車両により搬送し、状況によっては、他市町村、他県に応援を要請する。

イ 救急隊員は、トリアージ（患者の緊急・重症度判定）により負傷者の状況に応じた応急処置を行う。

(3) 医療機関との連携

ア 市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携のう

え、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

イ 消防機関は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の被災状況や重傷者の受け入れ状況を確認し、迅速かつ的確に負傷者の搬送を行う。

(4) ヘリコプターの活用

県及び市は、道路・橋梁の冠水・流失、交通渋滞、土砂崩れ等による交通の途絶等により救急車が使用できない場合、又は遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要があるなど、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター、警察ヘリコプター又は富山県ドクターヘリを活用する。

ただし、傷病者が多数いるため、これらのヘリコプターだけでは対応できない場合は、他県市、自衛隊及び海上保安部に応援を要請する。

3. 消防応援要請

市は、自ら救助・救急活動を実施することが困難な場合、県や県内他市町村へ応援要請を行う。

(1) 県内他市町村への応援要請

県内他市町村への応援要請は、「富山県市町村消防相互応援協定」又は消防組織法第43条による知事の指示により行う。

(2) 緊急消防援助隊の出動要請

ア 緊急消防援助隊の出動要請を行うときは、次の事項を明らかにして県に要請する。

ただし、書面による要請のいとまがないときは、口頭による要請を行うものとし、事後、速やかに書面を提出するものとする。

- ① 災害発生日時、災害発生場所、災害の種別・状況、人的・物的被害の状況
- ② 応援要請日時、必要応援部隊
- ③ その他の情報（必要資機材、装備等）

イ 県は、市から緊急消防援助隊の出動要請を受けた場合、又は市の要請を待ついとまがない場合は、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動を要請し、その旨を代表消防機関及び市に対して連絡する。

(3) 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備

高岡市消防本部・氷見消防署は、次に掲げる活動支援情報について、被災地に到着した緊急消防援助隊に対して速やかに提供できるよう、あらかじめ資料等を準備しておくものとする。

ア 地理の情報（広域地図、住宅地図等）

イ 水利の情報

- ① 水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
- ② 水利の所在地
- ③ 水利地図（広域地図、住宅地図等）

ウ ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報

エ 住民の避難場所の情報

オ 野営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報

4. 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

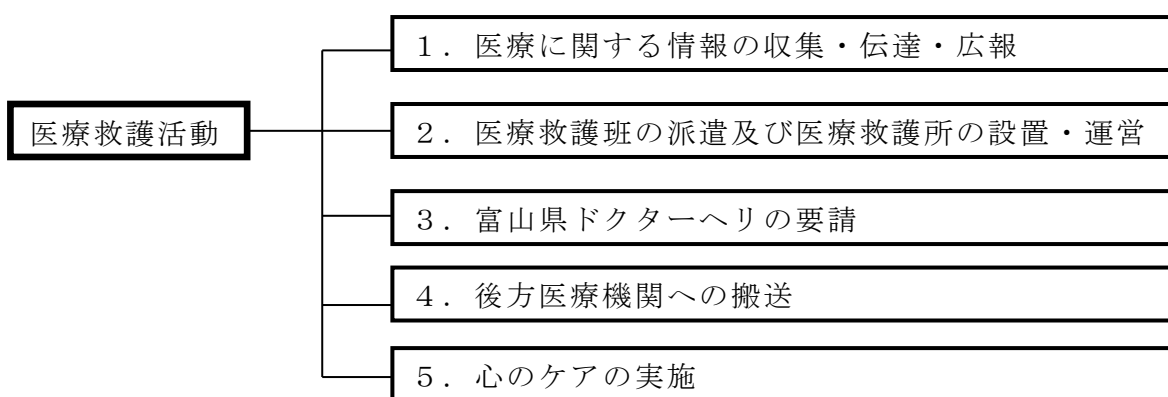
なお、消防機関については、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第6節 医療救護活動

【目的】

大規模な災害が発生すると医療機関自体が被災し、診療機能の低下が予想される。
また、医療機関は被災しなくてもライフラインが途絶すると、その機能の一部又は全部が停止する場合がある。

このため、市は、医療機関の被害状況を早期に把握し、県、各医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら、被災者の救護に万全を期する。



1. 医療に関する情報の収集・伝達・広報

災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには、正確な情報の把握が重要であることから、市は医療機関から必要な情報収集を行うとともに、防災関係機関との情報の共有化を図る。

また、必要な事項については、報道機関に情報提供を行い、市民への周知に努める。

- (1) 医療機関の被災状況（ライフラインの状況を含む。）
- (2) 稼働状況（診察受入可能状況）
- (3) 入院患者の状況（早期の対策が必要な患者に留意する。）
- (4) 外来患者の集中状況等（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）
- (5) 血液、医薬品、医療資機材の状況
- (6) 医師、看護師等医療スタッフの状況
- (7) 重症患者等の受入れの可能性

2. 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置・運営

(1) 医療救護班の派遣

市は、把握した情報を基に医療救護班の派遣の必要性を判断し、必要と認める場合は、市医師会や日本赤十字社富山県支部等と連携して災害現場、避難所等に医療救護班を派遣する。

災害救助法が適用された場合は、県の補助機関として県災害対策本部医務班の指示に従い活動する。

(2) 医療救護所の設置・運営

市は、把握した情報を基に医療救護所の設置の必要性を判断し、必要と認める場合は、市医師会や日本赤十字社富山県支部等と連携して、金沢医科大学氷見市民病院に設置し、運営する。

震度6弱以上の地震が発生するなどし、金沢医科大学氷見市民病院に甚大な被害があった場合には、氷見市医師会と協議の上、医療救護所の確保を図る。

また、必要に応じて、災害現場や避難所等に医療救護所を設置し、医薬品や医療資器材の確保等、医療救護班の活動を支援する。

(3) 医療救護班の要請

ア 医療救護班の要請

市は、医療救護活動が自らの能力で実施が困難であると判断したときは、県に対して、応援を要請する。

また、医薬品、医療資器材等が十分に確保できない場合は、県に対し、これらの調達のあつせんを依頼する。

イ 災害派遣医療チーム（DMAT）の要請

市は、大規模災害時において、市域内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、必要に応じて、県に対し、災害派遣医療チームの派遣要請を依頼する。

ウ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の要請

市は、必要に応じて、県に対し、災害派遣精神医療チームの派遣要請を依頼する。

(4) 保健師等による健康管理

ア 市は県と連携して、災害時の保健活動マニュアルに基づき、保健師等により被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。

なかでも、インフルエンザ等の感染症やエコノミークラス症候群、高齢者の心身機能の低下等について予防に努める。

イ 避難が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等においては、被災者の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行う。

3. 富山県ドクターヘリの要請

(1) 富山県ドクターヘリの要請

市は、必要と認められる場合、県にドクターヘリを要請して迅速な医療救護を実施する。

(2) 富山県ドクターヘリの活動内容

ア 医師等の現場派遣

イ 患者の搬送

ウ その他災害現場等における救命活動に必要な措置

4. 後方医療機関への搬送

市内の医療機関や医療救護所で処置の困難な重症患者が発生した場合、高岡市消防本部に市外の後方医療機関への搬送を要請する。

また、市は、車両による搬送が困難と認められるときは、ヘリコプターによる搬送を検討し、県に要請する。

5. 衛生・巡回診療・保健

(1) 各避難所への保健師等の巡回

市は県と連携して各避難所に保健師等を巡回させ、避難所内の感染症の予防や生活習慣病などの疾患の発症や悪化予防、被災者の心身の機能の低下を予防するため、避難所全体の健康面に関するアセスメントやモニタリングを実施する。

そのアセスメント等の結果を踏まえ、避難所運営関係者、福祉分野をはじめとした専門職、ボランティア等の外部支援団体とも連携し、避難者の健康課題の解決や避難所の衛生環境の改善を図る。

(2) 各避難所における保健師等の巡回相談の体制整備

長期の避難所生活により、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下、生活習慣病などの疾患の発症や悪化、こころの健康に関する問題等、健康上の課題が多く生じることから、保健師・看護師等のチームによる個別訪問や保健指導、巡回相談などを実施し、身近な場所で健康相談をできるようにする。

(3) 避難者の健康管理及び避難所の衛生管理

避難所における感染症等の疾病予防、健康問題の悪化防止のため、避難者に問診や検温を行うなど、避難者の健康状態を確認する。

また、マスク、手指消毒液の用意、避難所内の適切な換気の実施、避難所内の清掃や消毒、清潔保持等、避難所の衛生管理を適切に行う。

(4) 感染症患者や発熱者への対応

感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用のスペースないし個室を確保することが適切である。

動線計画を含め、施設の利用計画について、必要に応じて専門家の確認を受ける。

感染症を発症した場合は、感染拡大防止や安静等を目的に、被災者自身の希望に関わらず個室への入室等を要する場合もあるため、被災者の理解に努めるとともに、感染症の種類に応じ、保健所や医療機関等と連携して、病院等への移送を含め、必要な対応を行う。

発熱した避難者についても、同様の対応を行うよう努める。

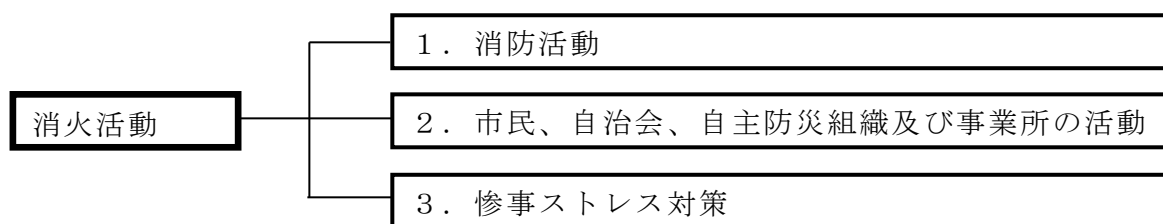
第7節 消火活動

【目的】

大規模地震が発生した場合、同時多発火災の発生やその延焼拡大により、多くの人命の危険が予想される。

このため、市民、自主防災組織及び事業所等は、可能な限りの初期消火を行う。

一方、消防は市民等に呼びかけを行い、全機能を挙げて避難の安全確保、延焼の拡大防止に努める。



1. 消防活動

消防機関は、火災状況を把握すると同時に、効率的な消火活動を行い、早期鎮圧と延焼阻止に努める。

(1) 消防本部における消防活動

高岡市消防本部において別に定める「高岡市消防計画」による。

(2) 消防団の活動

消防団は、地域に密着した消防機関として、管轄区域の被災情報の収集、出火防止等の住民指導のほか、火災その他の災害に対して現有装備を活用して消防活動にあたる。

ア 出火の防止

地震の発生と同時に付近の住民に対し、出火の防止と初期消火の呼びかけを行う。

イ 情報収集活動

管轄区域を巡回し、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、氷見消防署に伝達する。

ウ 消火活動

消火活動あるいは避難道路、避難地確保のための消火活動を行う。

エ 救助救急活動

要救助者の救助と負傷者に対する止血等の応急措置を行い、安全な場所への搬送を行う。

オ 避難方向の指示

避難指示等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、火災の状況等、的確な情報に基づき、住民に安全な方向を指示して住民の安全確保と指定緊急避難場所及び指定避難所の防護活動を行う。

(3) 応援要請

「第2章 第4節 広域応援要請 2. 応援要請」を参照。

ア 市長は、自らの消防力のみで対処できないときは、「富山県市町村消防相互応援協定」に基づく応援を、県内の他の消防機関へ要請する。

高岡市消防本部は、県外の消防相互応援協定を締結している消防機関へ応援を要請する。

イ 市長は、緊急消防援助隊、広域航空消防応援又は自衛隊の災害派遣を求める必要があるときは、知事に出動を要請する。

2. 市民、自治会、自主防災組織及び事業所の活動

(1) 市民の活動

地震が発生した場合、市民はまず身の安全を確保し、出火の防止と初期消火に努める。

ア 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに消す。地震発生が調理中の場合、鍋や天ぷら油による火傷に注意する。

イ プロパンガスは、ガスボンベのバルブ、石油類のタンクは、タンクの元バルブを閉止する。

ウ 電気器具は電源コードをコンセントから外し、避難の際は、ブレーカーを切るなど通電時の出火防止に努めるとともに、停電時におけるろうそく等の火気の使用に注意を払う。

エ 火災が発生した場合は、消火器等で消火活動を行うとともに、隣人に大声で助けを求める。

(2) 自治会・自主防災組織の活動

ア 地震発生後、地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等、出火の防止を呼びかける。

イ 火災が発生したときは、消防に通報するとともに、消火器やバケツ、あらゆる手段を用いて初期消火活動にあたる。

ウ 消防機関が到着したときは、協力して消火活動にあたる。

(3) 事業所の活動

ア 火気の停止、プロパンガスの供給遮断の確認、ガスや石油類の流出等、異常の発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ 従業員は火災を発見した場合、事業所内の守衛室等定められた場所に通報し、報告を受けた者は消防に通報するとともに、非常ベル等で所内従業員等に伝達する。

ウ 事業所の自衛消防隊は機を失することなく、消火設備や器具を集中させて一気に消火し、延焼阻止に努める。

なお、火災が多数発生した場合、重要な場所から先に消火し、危険物に引火するなどして火災が拡大すると判断される場合は、付近の住民に避難を呼びかける。

エ 顧客や従業員の避難誘導にあたっては、指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

3. 惨事ストレス対策

消火活動を実施する機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

なお、消防機関については、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

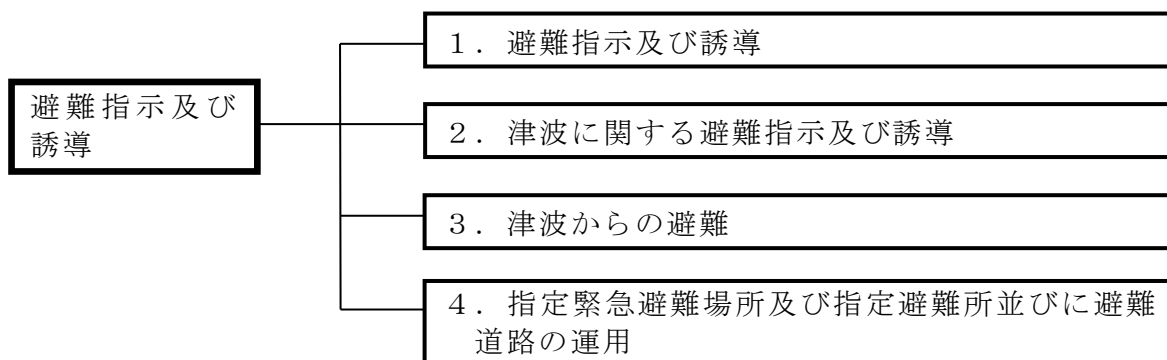
第8節 避難指示及び誘導

【目的】

大規模な地震が発生した時には、家屋倒壊、延焼火災の拡大、津波、地すべり、がけ崩れ、噴泥（水）等の発生が予想され、住民の避難を要する地域が生じると予想される。

市民の生命保護又は被害拡大の防止のため必要と認められる場合は、市民に対して適切に避難指示を行うとともに、市民が安全かつ迅速に避難できるよう避難所への円滑な誘導に努める。

誘導にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の避難を優先して行う。



1. 避難指示及び誘導

避難行動は、準備にかかる時間的余裕がある場合には、高齢者等避難、避難指示の2段階で発令する。

(1) 避難指示等の発令時の状況及び市民に求められる行動

発令区分	発令時の状況	市民に求められる行動
高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	- 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、近くの避難場所への避難行動を開始する。（避難支援者は、支援行動を開始） - 上記以外の者は、家族との連絡、非常持出品の用意等の避難準備をする。
避難指示	- 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。 - 山鳴り、流木の流出、斜面の崩壊等、前兆現象の発生や切迫した状況から人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況。 - 堤防の隣接地帯、地域の特性等から人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況。 - 人的被害の発生した状況。	危険な場所から全員避難する。

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、近くの避難場所等に避難することが必ずしも適切でなく、事態の切迫した状況に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

(2) 発令基準

避難指示等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

なお、避難指示等において必要となる判断基準や伝達マニュアルの事前作成に努める。

ア 災害の拡大により、市民の生命に危険が及ぶと認められるとき。

イ 警報等が発令され、風水害による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき。

ウ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、市民に生命の危険が認められるとき。

エ 土砂災害警戒情報及び補足情報、前兆現象や災害発生状況などを総合的に判断して、避難指示等が必要と認められるとき。

オ 災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。

カ 不特定多数の者が集まる施設、学校、工場等、防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき。

キ その他、災害の状況により、市長が認めるとき。

(3) 避難指示等の実施責任者

市長は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて県や富山地方気象台、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

避難指示等を行った場合、速やかに知事に報告を行う。また、避難指示等が行われたときだけでなく、自主避難が行われたときにも関係機関に連絡を行うものとする。

避難指示等の実施責任者は次のとおりである。

発令区分	実施責任者 (関係法令)	措置	避難指示等の内容
高齢者等 避難	市長	要配慮者へ避難行動の開始を求める。	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき、避難行動の開始を求める。
避難指示	市長 [又は知事] (災害対策基本法 第60条)	立退きの勧告及び 立退き先の指示	災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告又は指示するとともに、併せて立退き先を指示する。 [知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。]
	知事及びその命を受けた職員又は 水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき、区域内の居住者に対し避難のため、立退きを指示する。

	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、区域内の居住者に対し避難のため、立退きを指示する。
	市長 [又は知事] (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき、区域内の居住者に対し避難のため、立退きを指示する。 [知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。]
	警察官 (災害対策基本法第61条) (警察官職務執行法第4条) 海上保安官	立退き及び立退き先の指示 警告 避難の指示	・市長が避難のため、立退きを指示することができないと認めるとき。 ・市長から要請があったとき。 ・重大な被害が切迫していると認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し必要な限度で避難等の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第94条)		災害の危険により避難を要する場合に、警察官等がその場にいない場合に限り、居住者に対し避難の指示等、必要な措置をとる。

(4) 避難指示等の内容及び市民への広報伝達

高齢者等避難、避難指示について、次の内容を明示して行う。

ア 要避難対象地域

イ 避難先（場所、施設名）

ウ 高齢者等避難、避難指示の理由

エ その他避難時の注意事項等（災害危険箇所の所在、災害の概要等）

高齢者等避難、避難指示の広報伝達の方法は、要避難対象地域の住民に対し、防災行政無線（戸別受信機含む）や広報車、ケーブルテレビ、市ホームページ、携帯端末の緊急速報メール、SNS等により広報する。

また、消防団や自主防災組織へ協力を要請し、必要に応じて各家庭へ戸別訪問し、内容を伝達する。

災害時要援護者関連施設が要避難対象地域に含まれる場合、施設に避難指示等の情報の伝達を確認し、避難の状況（施設内避難若しくは施設外避難）を把握する。

※資料編3-17 津波・洪水浸水域及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設を参照

(5) 避難誘導

ア 市

高齢者等避難、避難指示があった場合、警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。

避難指示が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、避難指示は、地域住民のほか、滞在者に対しても行われることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。

イ 消防機関

- ① 避難指示があった場合、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を市、警察署に通報する。
- ② 避難が開始された場合は、消防団員により、避難誘導にあたる。

ウ 警察

市に協力し、一定の地域や事業所を単位として集団をつくり、誘導員及び各集団のリーダーの誘導のもとに、次により避難させる。

- ① 避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保し、避難者を迅速かつ安全に避難させるとともに、活発な広報活動を行い、事故・紛争等の防止に努める。
- ② 指定緊急避難場所及び指定避難所においては、警戒員を配置し、関係防災機関と密接に連絡のうえ、指定緊急避難場所及び指定避難所の秩序維持に努める。
- ③ 指定緊急避難場所及び指定避難所の誘導員及び警戒員は、常に周囲の状況に注意し、火災の延焼方向、速度の状況を把握して指定緊急避難場所及び指定避難所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難の措置を講ずる。

エ 自主防災組織

自主防災組織は、市、消防機関、警察等の各機関と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行う。

この場合、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に配慮する。

(6) 警戒区域の設定等

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、必要があると認めるときは、市長は、次の措置をとることができる。（災害対策基本法第63条）

ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令

イ 他人の土地の一時使用

ウ 現場の被災工作物の除去等

エ 市民を応急措置の業務に従事させること

上記の場合において、市長の委任を受けて職権を行う者が現場にいないとき又は要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同様の措置をとることができる。

また、災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、前三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。

なお、当該措置をとった場合は、直ちに市長に報告しなければならない。

2. 津波に関する避難指示及び誘導

(1) 避難指示

市は、強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、速やかに的確な避難指示を行うものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

避難指示の周知にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線（戸別受信機含む）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、インターネット、防災アプリ（耳で聴くハザードマップ等）、シームレスデジタル防災マップ、緊急連絡メール等の移動体通信事業者が提供するサービス、住民同士の声かけ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関の協力を得ながら、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(2) 避難誘導

市は、避難指示をした場合は、あらかじめ定めた津波避難計画に基づき、警察署及び消防機関、自主防災組織等との連携協力により、避難誘導を行う。

避難誘導にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者や観光客等の一時滞在者について配慮する。

また、津波警報等が発表され、津波が到達するまで猶予がないと考えられる場合には、人命優先の観点から、避難誘導や防災対応にあたる者も安全な高台等に避難するよう、事前にルール化しておくものとする。

3. 津波からの避難

(1) 基本的な考え

津波からの避難は、強い揺れや長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示の発令を待たずに、自らの判断で迅速にできるだけ高い場所に避難することが基本である。

また、東日本大震災における住民の避難行動を見ると、避難するきっかけとして、地域における避難の呼びかけや率先避難が大きな要因であったことから、自ら避難することが地域住民の避難に繋がることを理解し、共に声を掛け合いながら迅速に避難するなど、地域が一体となり、避難することが重要である。

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知

避難場所については、津波避難ビル等や高台などの一時的な避難場所となる「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所（緊急避難場所）」と、学校や公民館等などの「避難生活を送るために避難する場所（避難所）」があるが、津波発生時に住民等が

間違わないよう両者の違いについて、周知徹底を図るものとする。

(3) 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

令和6年能登半島地震では、津波警報が発令され多数の住民が車で避難し、渋滞が発生した。「令和6年能登半島地震に関するアンケート調査」では、避難場所への移動時間について10分で避難できたと回答した人は、徒歩が47パーセント、車が38パーセントとなった。

地震・津波発生時の速やかな避難には、徒歩が早いと考えられることから、市は「地震・津波発生時は原則として徒歩避難」の周知に努めるものとする。

ただし、避難行動に支援が必要な人の避難には、「個別避難計画」を作成し、車の使用はやむを得ないものとする。

(4) 住民、船舶に求められる津波からの避難等

ア 住民に求められる津波からの避難等

- ① 強い揺れ(震度4程度以上)又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに津波避難ビルや高台等の安全な場所に避難すること。
また、揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに安全な場所に避難すること。
- ② 津波警報等や避難指示等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合には、迷うことなく、さらに高い場所へ避難すること。
- ③ 避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが地域における率先避難者となるよう努めること。
- ④ できるだけ正しい情報を、防災行政無線(戸別受信機含む)、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話等を通じて入手すること。
- ⑤ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わないこと。
- ⑥ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで気をゆるめないこと。

イ 船舶に求められる津波からの避難等

- ① 強い揺れ(震度4程度以上)又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、時間的に余裕のある場合にのみ、直ちに港外(水深の深い広い海域)に待避すること。
また、揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたときは、時間的に余裕のある場合にのみ、直ちに港外に待避し、急いで安全な場所に避難すること。
- ② できるだけ正しい情報を、テレビ、ラジオ、無線等を通じて入手すること。
- ③ 港外に待避できない小型船舶については、時間的に余裕がある場合にのみ、高いところに引き上げて固縛するなどの措置をとること。
- ④ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで気をゆるめないこと。

4. 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用

ア 市は、避難住民の安全を確保するため、あらかじめ運営要領を定めるとともに、事態の推移に即応して次の措置をとる。

- ① 指定緊急避難場所及び指定避難所の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を配置すること。
- ② 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと。
- ③ 疾病者に対し、救急医療を施すため、救護所及び医師を確保すること。
- ④ 指定緊急避難場所及び指定避難所の衛生保全に努めること。
- ⑤ 避難期間に応じて、水、食料及び緊急物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、平等かつ効率的な配給を実施すること。
- ⑥ 避難解除となった場合の避難者の帰宅又は指定避難所への移動を安全かつ円滑に誘導すること。

イ 県は、市から指定緊急避難場所及び指定避難所の運用に必要な措置の要請があった場合は、直ちに各部局又は関係機関へ指令を発し、速やかに要請事項を実施する。

(2) 避難道路の運用

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに周辺道路の交通規制

警察は、災害時における交通の混乱を防止し、避難を容易にするため、次により指定緊急避難場所及び指定避難所並びにその周辺道路における交通規制を可能な限り実施する。

- ① 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに同場所への避難にあたる道路は、駐車禁止とする。
- ② 指定緊急避難場所及び指定避難所周辺の幅員3.5m未満の道路は、原則として車両通行禁止とする。
- ③ 上記以外の道路についても、車両の通行抑制をするため、一方通行や通行禁止の交通規制をする。
- ④ 避難路にあたる道路で信号機の減灯、故障灯が発生した主要交差点には、整理誘導のため、警察官を配置する。

イ 幹線避難路の確保

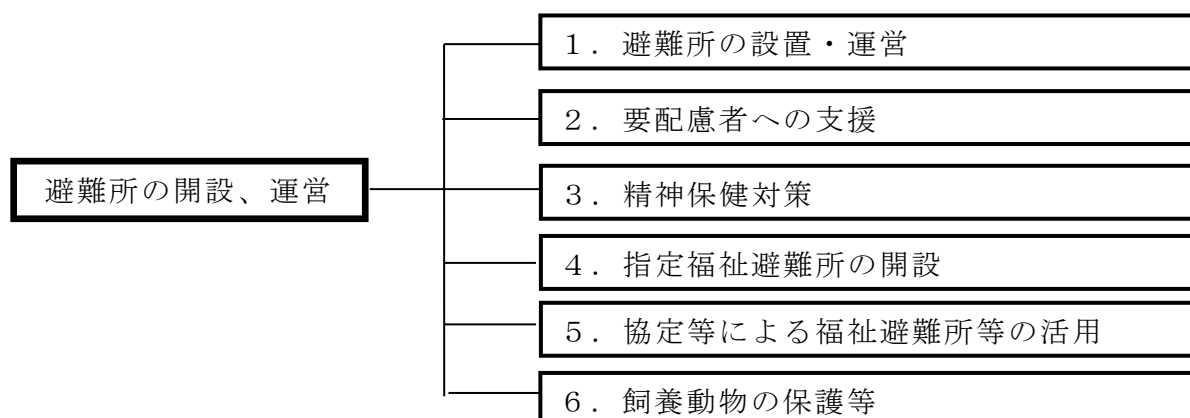
市は、避難を容易にするため、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物を除去する。

第9節 避難所の開設、運営

【目的】

市は、市内の学校等を避難所として開設する。避難所は、住民が帰宅又は仮設住宅等の居住場所を得た段階で閉鎖する。

避難所の運営は、避難所管理者、施設管理者、自治会、自主防災組織、ボランティア等を中心とした避難所管理チームが自主的に行うことを原則とする。運営にあたっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対する配慮、男女の視点の違いに十分配慮する。



1. 避難所の設置・運営

避難場所に避難した住民のうち、住居を喪失するなど、引き続き救助を要する者については、応急的な食料等の配布を行うため、避難所を開設し、収容保護する必要がある。

避難所の開設にあたっては、避難生活における良好な生活環境の確保するため、国際基準の「スフィア基準」が満たされるよう避難所の環境改善の取り組みを進める。

「スフィア基準」では、一人当たりの居住スペースは3.5平方メートルを確保、トイレは避難者の50人から20人当たり1基で、男女比は女性用が男性用の3倍などの指標が定められている。

(1) 避難所の開設

ア 市は、必要に応じて市内の学校、公共建物等を指定避難所として開設し、住民等に対し、周知徹底を図る。

指定避難所として指定していない施設であっても、発災時に近隣の人が避難してくる場合には、災害に対する施設の安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として位置付け、物資の提供など必要な支援を行う。この場合の避難所運営は、地域コミュニティに委ねることとする。

イ 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県（災害対策本部）及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

ウ 避難所を設置したときは、避難所管理要員をおく。

エ 避難所の開設期間は、災害救助法の規定により災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、期間を延長することができる。

オ 避難所を開設した場合、自主防災組織や自治会、避難住民等の協力を得て、避難者名簿を作成する。

避難者名簿は、避難者への食糧、生活用品の配布や、市民からの安否の問い合わせ等に対応するために必要となる。

カ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、より快適な生活環境を確保するため、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(2) 避難所の運営

ア 市はあらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。

避難所には原則として、避難所管理要員として市職員（指定避難所運営指定職員）を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア、防災士等の協力を得て、避難者の保護にあたる。

また、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、保全管理に十分留意する。

市は各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、防災士、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

イ 管理要員は、自主防災組織等地元住民と協力し、地区防災計画により事前に作成した配置図に沿ったパーティションの設置や避難者の誘導を行うとともに、避難所に収容されている避難者の人数、氏名、生活必需物資の需給状況、その他被災者ニーズ等の生活情報を早期に把握し、電話、携帯電話及び電子メール又は情報連絡員（伝令）等により、市災害対策本部へ連絡する。

市災害対策本部は、住民の避難状況を地区別、避難所別にとりまとめ、県災害対策本部総務班へ電話、携帯電話及び電子メール等により連絡する。

また、避難所の維持管理のための責任者は、次の関係書類を整理保存しなければならない。

- ① 避難所名簿
- ② 物資管理簿
- ③ 避難所状況報告

④ 避難所設置に要した支払証拠書類

⑤ 避難所設置に要した物品支払証拠書類

ウ 指定避難所としてあらかじめ指定されている学校においては、災害発生時には、避難所管理責任者の調整のもと、校長の指導により運営業務に協力する。

エ 市は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。

また、避難所の生活環境整備にあたり、必要に応じて子育て支援ネットワーク等の団体を紹介するなど、関係団体の専門的な知識等を活用した支援を行うものとする。

さらに、ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるとともに、また、避難の長期化等、必要に応じて、プライバシーの確保の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

オ 女性の視点を踏まえた避難所運営

① 女性と男性では災害から受ける影響やニーズが異なることを配慮し、避難所の運営責任者、市町村の運営担当者、住民による自主的な運営組織には女性が参画し、女性と男性の双方のニーズに対応することから、避難所の運営責任者（リーダーや副リーダー）に、女性と男性の両方を配置する。

また、リーダー、食事作りや片付けなど、特定の活動が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないよう配慮する。

② 女性に配慮し、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

③ プライバシーを確保する観点から、間仕切りやプライベートテントにより世帯ごとのエリアを設ける。

④ トイレ、物干し場、更衣室、休養スペース及び入浴施設は男女別に設け昼夜を問わず安心して利用できる場所に設置する。

女性用トイレの数は、男性用よりも多くする。

カ 県及び市は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。

キ 飼い主とともに避難所に避難した家庭動物（ペット）については、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所内、又はその隣接地に動物の収容場所を確保するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。

市は、避難所における家庭動物の受入れ状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

避難所でのペットの管理責任は、飼い主にあることを原則とする。

ペットの受け入れ場所

- ① ペットの受け入れ場所は、避難所敷地内で屋根のある場所を確保する。
- ② ペットは逸走対策として首輪とリードを装着し、犬、猫など動物の種類ごとに区分してケージに入れ、飼育することが望ましい。
- ③ ペットは、アレルギーや感染症予防のため、避難所利用者が生活する場所とは別の場所に受け入れ、導線が交わらないよう注意する。

(3) 避難所における感染症対策

ア 住民への呼びかけ

- ① 避難所内でのマスクの着用や手指の消毒を呼びかける。
- ② 発熱、せき等の症状がある者、濃厚接触者の場合は避難所到着時に速やかに避難所職員等に申し出るよう呼びかける。

イ 避難所における感染症対策

- ① 避難者や避難所管理チームは、頻繁に石鹸と水で手洗いする（食事前、トイレ使用后、病人の世話、ごみ処理後等）とともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。
- ② 水を十分確保することが困難で手洗いができない場合は、アルコール等消毒液で代用する。
- ③ アルコール等消毒液は避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、入館時には必ず手指の消毒を行うよう徹底させる。
- ④ 飛沫感染を避けるため、せき等が出ていない場合もマスクを着用する。
- ⑤ 避難所管理チームの役割を決め、避難所内の物品及び施設等は、定期的に、目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。
- ⑥ 避難所内は、十分な換気に努めるとともに、避難者間のスペースを十分に確保する。
 - ・換気は30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。
 - ・居住区では、個人（又は家族）ごとに1～2m程度の距離を確保し、パーティションやテントを活用する。
- ⑦ 食事時間をずらして密集・密接を避ける。
- ⑧ 段ボールベッドや布団の配置は互い違いにし、飛沫感染を避ける。
- ⑨ 避難所内は内履きと外履き（土足）エリアに分け、生活区域へは外履きで入らない。
- ⑩ 避難所内の入口、掲示板、洗面所及びトイレ等には、手指衛生、せきエチケット及び3密回避等を呼びかけるポスター等を掲示する。

ウ 避難者の健康管理

- ① 避難者が避難所に到着した時点で検温や体調の聞き取りや「体調チェック表」等を活用するなど、健康状態（発熱、咳、発疹、傷、下痢、嘔吐など）の確認を行う。併せて、避難所管理チームにも同様の確認を行う。
- ② 健康状態の確認の結果、発熱等がある者、感染症の疑いがある者は専用のスペ

ースに隔離し、医師の診察を受けさせる。

③ 避難者及び避難所管理チームの健康状態の確認は定期的に行う。

④ 車中泊、テント泊等の避難所以外で避難生活を送っている者の健康状態の確認も定期的に行う。

・エコノミークラス症候群発生防止のため、定期的に体を動かす等の対策を周知する。

⑤ 高齢者・基礎疾患を有する者は重症化するリスクが高いため、保健師等を派遣して健康状態の確認を徹底する。

・基礎疾患等の個人情報の取扱いには十分留意する。

エ 発熱者等の対応

① 発熱者等で同じ兆候・症状のある者を同室にしないよう努める。やむを得ず同室にする場合は、パーティション、ビニールシート、段ボール等で区切るなど工夫する。

② 発熱者等が出た場合、症状等を医師に連絡・相談し、必要に応じて診察を受けさせる。

③ 発熱者等の処遇は、医師の判断に従う。

④ 医師の診察の結果、感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果がでるまでの間の当該発熱者等の処遇は医師の指示に従う。

⑤ 発熱者等の専用スペース等には、隔離した避難者の見守り、清掃の実施、食事の供給等を行うための特別なスタッフを配置する。当該スタッフには手袋・レインコート等の防護具を着用させる。

⑥ 発熱者等の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

オ 避難者が感染症を発症した場合の対応

感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者のマスク着用や手洗い、過密抑制など感染症対策を徹底する。

(4) 被災者への情報提供等

ア 通信・情報機器の確保

被災者への情報提供や被災者相互の安否確認、在宅避難者の情報入手等のため、避難所にテレビ、電話、Wi-Fi等の通信・情報機器及び行政情報に関する掲示スペースを確保する。

イ 被災者の必要性に即した情報提供等

被災者が必要とする情報は、1)避難誘導段階、2)避難所設置段階、3)避難所生活段階、4)応急仮設住宅設置段階、5)応急仮設住宅生活段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供する。

ウ 要配慮者等への情報提供

各避難所へ専門的支援者が派遣等された際、避難所にいる要配慮者に対して、専門的支援者が派遣された旨の情報提供を行う。

障害児者への情報提供にあたり、障害児者(支援)団体やボランティア団体と連携し、情報提供を行う。特に視覚障害児者をサポートする人の配置等の配慮が必要である。

エ 外国人については、日本語を解せない者や、被災地の地理や事情に不慣れな者もいて、必要な情報を得ることが困難と考えられることから、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り多様な言語やひらがな・カタカナ等のわかりやすい言葉による情報提供、絵や写真の提示など、多様な手段により情報提供がなされるよう配慮する。

(5) 被災者の他地区への移送

ア 市

- ① 市が用意した避難所に被災者を収容できないとき、市長は、県に対し、被災者の他地区への移送について要請する。
- ② 被災者の他地区への要請をした場合、市長は、所属職員の中から避難所管理要員を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。
- ③ 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の市が行い、被災者を受け入れた市町村は、運営に協力する。

イ 県及び受入市町村

- ① 被災市町村から被災者の移送の要請があった場合、県は他市町村と協議のうえ、被災者の移送先を決定する。
- ② 知事は、移送先が決定したら直ちに移送先の市町村長に対し、避難所の開設を要請し、受入体制を整備させる。
- ③ 県から被災者の受入れを指示された市町村長は、直ちに避難所を開設し、受入れ体制を整備する。
- ④ 被災者の移送方法については、県が市町村の輸送能力を勘案して定め、実施する。

(6) 避難所の撤収

市は、発災後の状況に応じて、避難所の撤収を判断し、避難所の運営リーダーを通じて避難者に通知するものとする。

2. 要配慮者への支援

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、地震・津波発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。

このため、地震・津波発生時に要配慮者がおかれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。

特に、在宅の要配慮者と施設入所者では、その支援及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。

(1) 避難行動要支援者の支援

ア 市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ

め作成した避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に活用し避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。

イ 市は、自主防災組織や防災士等の協力を得ながら、居宅に取り残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。

ウ 市は、避難行動要支援者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器を適切に活用するなど、情報伝達手段について配慮する。

エ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団、防災士等との連携をとり、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動、必要な情報の提供等に努める。

(2) 要配慮者の生活支援

ア 福祉避難所の設置

市は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等を考慮し、介護保険施設、障害者支援施設などを福祉避難所として指定する。

また、福祉避難所において要配慮者のニーズに対応できるよう、備品や物資等の整備に努めるものとする。

イ 福祉避難所への直接避難

市は、要配慮者の障害特性や状況等を考慮し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう地域防災計画や個別避難計画の作成、福祉避難所における受入れに関する公示等を通じて、あらかじめ受入対象者の調整等を行うよう努める。

また、直接避難を想定していない福祉避難所にあっては、市において発災直後の要配慮者の避難先について検討するよう努める。

ウ 社会福祉施設への緊急入所

市は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、居宅や避難所において生活することが困難な要配慮者の社会福祉施設への緊急入所を行う。

資料編 3-13 社会福祉施設を参照。

エ 避難所における相談体制の整備及び情報提供手段の整備

市は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。

特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子使用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。

また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。(ラジオ、テレビ[字幕・手話・解説放送]、ホワイトボード、遠隔通訳サービス[手話・文字チャット]等)

オ 要配慮者の実態調査とサービスの提供

市は、県の協力を得て、居宅や避難所において、被災した要配慮者の実態調査を速やかに行い、保健、医療、福祉等の関係機関や民間の病院、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。

カ 災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣

県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下を防止するため、富山県社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DWA T）や被害支援ナースを避難所へ派遣する。

キ 在宅避難者への支援

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

ク 車中泊避難者への支援

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。

この際、車中泊の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(2) 社会福祉施設等における要配慮者対策

ア 入所者の安全確保

社会福祉施設及び介護保険施設（以下、「社会福祉施設等」という。）は、あらかじめ策定した地震応急計画等に従い、地震発生後に直ちに入所者等の安否確認や避難誘導を行う。

また、必要に応じ、救助機関等の協力を要請し、入所者等の救助活動を行う。

イ 被害状況の報告

被災した社会福祉施設等は、あらかじめ定めた手順に従い、市へ被害状況の報告を速やかに行う。

ウ 入所者の移送

施設の倒壊等により入所者を他の社会福祉施設等へ移す必要がある場合、市は、県及び施設代表者機関とあらかじめ定めた手順により、他の施設への移送を行う。

また、県内の施設で対応できない場合は、県は、近隣県に対して、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する。

エ 支援要請

被災した社会福祉施設等は、物資や救助職員の不足数を把握し、近隣施設、市、県等に支援を要請する。

県は、必要に応じ、被災していない県内施設及び近隣県等に対し、関係職員等の派遣を要請する。

(3) 外国人の援護対策

ア 外国人の救護

市は、地域の自主防災組織及びボランティアや地域のキーパーソン等の協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

県は、必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県等に対して、関係職員

の派遣を要請する。

イ 外国人の生活支援

① 外国人への情報提供

県及び市は、外国人向けの防災関係等の情報サイトへのアクセスリンクを富山防災 web に記載するとともに、報道機関、外国人雇用企業監理団体及び地域のキーパーソン等の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービス等に関する情報の提供を行う。

② 避難所における相談体制の整備

市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、帯型翻訳機や音声アプリの活用や富山県災害多言語支援センターの設置やNPO等の通訳ボランティア、外国人雇用企業監理団体及び地域のキーパーソン等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

3. 精神保健対策

地震災害のショックによる精神不安定や避難生活の長期化によるストレスの増加を和らげ、被災者等の心の健康の保持や治療に努めるため、市は、県と連携して、避難所等に開設する診療所や相談所において、精神保健対策（メンタルヘルスケア）を専門とする診療、相談を行う。

(1) 被災者等のメンタルヘルスケア

県は、避難生活の長期化により、被災者のストレスが増加することなどが考えられるため、長期にわたり精神科医や保健師、精神保健福祉相談員、児童相談所の児童福祉司・児童心理司等を中心とする避難所（住宅）等の巡回等を行う。

(2) 長期にわたるメンタルヘルスケア

地震災害発生後、かなり期間が経過した後においても、心の傷を癒すことは容易ではないと考えられる。

被災から数年間は、医療機関、心の健康センター、厚生センター、児童相談所、学校、職場等が連携し、PTSD※等に対応する専門的な支援を実施するなど、被災した市民の心の健康の保持や治療に努める。

※PTSD（心的外傷後ストレス障害 post-Traumatic stress disorders）

死や負傷の危機に直面して恐怖や無力感を感じた時に体験するのが、心的外傷後ストレスであり、次のような症状が一定の強さで1か月以上続き、日常生活に支障をきたす場合をPTSDという。

ア 外傷となった出来事を繰り返し思い起こして再体験する。

イ その出来事を避けようとしたり、無感動になったりする。

ウ 緊張の強い興奮状態が続く。

4. 指定福祉避難所の開設

(1) 指定福祉避難所の開設

ア 指定福祉避難所の開設及び要配慮者の受入れ

市は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合（災害時）で、高齢者等避難が発令された場合などには、指定福祉避難所を開設する。

また、市は、一般の避難所に避難してきた者等で指定福祉避難所の受入対象者がおり、指定福祉避難所を開設が必要と判断する場合は、指定福祉避難所を開設する。

市は、指定福祉避難所を開設する場合には、施設管理者とともに施設の安全性を確認するものとする。

市と指定福祉避難所の施設管理者は、連携して指定福祉避難所の運営に当たる。

指定福祉避難所を開設したときは、職員はもとより、要配慮者及びその家族、自主防災組織、地域住民、支援団体等に速やかにその場所等を周知する。

受入体制が整い次第、指定福祉避難所の受入対象者を受入れする。

あらかじめ指定した指定福祉避難所では収容定員が不足する場合は、指定福祉避難所として指定していない社会福祉施設等に受入れを依頼し、旅館、民宿、ホテル等の借り上げ等を行う。

指定福祉避難所には、おおむね10人の要配慮者に1人の生活相談員等を配置するとともに、備蓄や調達により電気や水を早急に確保する。

要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器、（段ボール）ベッド、パーティション等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材を確保する。

医療的ケアが必要な者（難病患者を含む。）が避難する指定福祉避難所には、看護師等の医療的ケアが可能な人材を配置するとともに、医療的ケアに必要となる衛生用品を確保する。

(2) 指定福祉避難所の運営体制の整備

ア 指定福祉避難所担当職員の派遣

指定福祉避難所の設置及び管理に関しては、市と施設管理者が連携して実施する。

市は、指定福祉避難所を開設したときは、必要に応じて担当職員を派遣する。

大規模災害発生当初には、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応を図る。

イ 指定福祉避難所の運営体制の整備、活動支援

市は、県と連携し、指定福祉避難所と災害対策本部等との連携調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置するとともに、指定福祉避難所への専門的人材やボランティアの配置を行う。

(3) 指定福祉避難所における要配慮者への支援

ア 指定福祉避難所の避難者名簿の作成・管理

市は、指定福祉避難所に避難している避難者の名簿を作成する。避難者名簿は、随時更新する。

イ 指定福祉避難所における支援の提供

市は、福祉サービス事業者、訪問看護ステーション、保健師、民生委員等と連携を図り、指定福祉避難所に避難している要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供する。

ウ 緊急入所等の実施

市は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や一般の避難所あるいは指定福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者について、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応する。

要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する。

(4) 指定福祉避難所の解消

ア 指定福祉避難所の統廃合、解消

市は、指定福祉避難所の利用が長期化し、指定福祉避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、指定福祉避難所の統廃合を図る。

指定福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めるため、避難している要配慮者及びその家族に十分に説明する。

指定福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、指定福祉避難所を解消する。

5. 協定等による福祉避難所等の活用

(1) 協定等による福祉避難所等の活用

ア 協定等による福祉避難所の活用

広義の福祉避難所は、指定福祉避難所のほか、協定等により福祉避難所として確保しているものも含まれる。

要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、協定等による福祉避難所を設定することも考えられる。

- ・老人福祉施設、障害者支援施設等の施設等であって、指定避難所として指定していないが、市が一定の施設、設備、体制等の整った施設として、事前の協定等により福祉避難所として確保している施設。

- ・障害の程度や医療的ケア等により一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者を避難させることを想定。

協定等による福祉避難所の運用等に当たっては、指定福祉避難所を参考とする。

イ 一般の避難所内における要配慮者スペースの設置

市は、一般の避難所の避難所運営組織の中に、地域住民、有資格者や専門家等（看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、ヘルパー、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、地域福祉推進委員等）から構成される要配慮者班を設置することとし、事前に要配慮者班を設置するよう自主防災組織等に対して指導する。

一般の避難所における要配慮者対応については、各避難所に要配慮者班を設け、避難所内に要配慮者用の窓口を設置し、要配慮者からの相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施することになる。

市は、要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、一般の避難所内に要配慮者のためのスペース（要配慮者スペース）を設置するよう努める。

要配慮者スペースの運用等に当たっては、指定福祉避難所を参考にする。

要配慮者スペースの確保の目標については、少なくとも、小学校区に1箇所程度の割合で確保することを目標とすることが望ましい。

6. 飼養動物の保護等

災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。

飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずるとともに、県や獣医師会と連携し、家庭動物の飼い主へ災害対策について啓発するものとする。

(1) 飼養されていた家庭動物の保護等

被災地域における飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県及び獣医師会をはじめ、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

(2) 危険動物の逸走対策

危険動物が飼養施設から逸走した場合は、県、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況の把握に努めるとともに、必要な措置を講ずる。

第10節 緊急交通路の確保

【目的】

道路に被害が発生した場合、迅速に被害状況を把握し、必要に応じ、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに緊急輸送道路の応急復旧を行い、効率的な防災活動が展開されるように努める。



1. 被害状況の収集伝達

交通機関の各管理者は、所管している各施設の被害状況及び復旧見通し等について、災害対策本部に報告するとともに関係機関へ伝達する。

また、避難に資する情報は関係機関と連携のうえ、住民に対して積極的に発信・伝達する。

2. 交通規制

市は、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県公安委員会（警察署）に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請するとともに、市民への広報に努める。

3. 災害時における車両の移動等

災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等は放置車両の移動命令等の措置を行う。

(1) 道路管理者等の措置

道路管理者又は漁港管理者（「道路管理者等」という。）は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ、道路区間を指定、周知後、運転者等に対し措置命令を行うことができる。

相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対して、記録した情報の提供を行うものとする。

(2) 知事の措置

知事は、道路管理者等に対し、必要に応じて緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

(3) 公安委員会の措置

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

4. 緊急輸送道路の応急復旧

(1) 基本方針

市は、効率的な防災活動ができるよう次の点に考慮し、市内土木建設業者の協力を得て、緊急輸送道路の応急復旧を行う。

※資料編 3-5 緊急輸送道路一覧表を参照

ア 消火活動、救出活動上重要な道路

イ 緊急医療計画上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送ヘリポートに通じる道路）

ウ 緊急救援物資の輸送上重要な道路

エ 広域応援受入れ上必要な道路

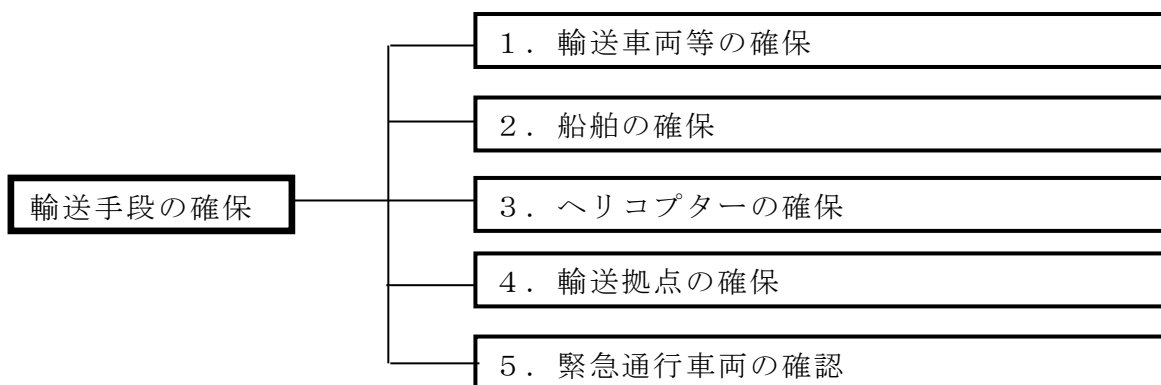
(2) 応援要請

被害が甚大で、市内土木建設業者で対応が難しい場合は、県に県内建設業協会、自衛隊等の応援要請を依頼する。

第11節 輸送手段の確保

【目的】

災害時における応急対策を実施するにあたり、負傷者、病人の搬送、災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等を迅速かつ的確に行うため、市は、防災関係機関と緊密な連携を図り、輸送手段を確保する。



1. 輸送車両等の確保

- (1) 災害時に必要な車両数が市有車両だけでは不足すると予想されるため、市内の運送事業者、バス・タクシー会社等に対して、種類及び数量等を明示して車両（必要な場合は、運転手も含む。以下同じ。）の応援を求める。
- (2) 自動車による輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資を確保した場合においては、鉄道により必要な人員、物資の輸送を行う。

2. 船舶の確保

市は、輸送手段として船舶が効果的と判断された場合、次の事項を確認のうえ、海上保安部、自衛隊、漁業協同組合への応援を求める。

- (1) 船舶の必要数の確保（漁業協同組合、自衛隊及び海上保安部との調整）
- (2) 漁港施設の被害状況の確認（船舶が接岸可能か否か）

3. ヘリコプターの確保

市は、輸送手段としてヘリコプターが効果的と判断された場合、次の事項を確認のうえ、県、海上保安部、自衛隊に対して各機関の保有ヘリコプターの応援要請を行う。

- (1) ヘリポート又は緊急離発着場の確保
- (2) 医療機関とのアクセス道路の確保

※資料編3-4 防災用ヘリポート予定地および緊急臨時離着陸場

4. 輸送拠点の確保

市外から大量の救援物資等の受け入れる場合、仕分け、配送を効率的に行うため、さ

らには物資等の一時的な保管を行うため、防災拠点施設、輸送施設等を有機的に結ぶ道路網を勘案して集積地（輸送拠点）を定める。

5. 緊急通行車両の確認

災害時には、応急措置の実施に必要な緊急交通路を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止又は制限され、この規制措置のもとで、緊急通行車両を優先して通行させることとなる。

(1) 確認対象車両

- ア 気象警報等の伝達や、高齢者等避難又は避難指示の発令に使用されるもの。
- イ 消防、水防その他の応急措置に使用されるもの。
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に使用されるもの。
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの。
- オ 施設及び設備の応急の復旧に使用されるもの。
- カ 廃棄物処理、防疫その他の保健衛生に使用されるもの。
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの。
- ク 緊急輸送の確保に使用されるもの。
- ケ その他災害の発生の防止又は拡大の防止のための措置に使用されるもの。

(2) 確認手続き

緊急通行車両の確認手続きは、次により行う。

- ア 事前届出車両については、交付済みの「緊急通行車両事前届出済証」をもって、県警察本部交通規制課（警察署、緊急車両交通路確保のために設置された交通検問所）に申請し、緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章の交付を受ける。
- イ 事前届出車両以外の車両については、緊急通行確認申請書を県警察本部交通規制課（警察署）に提出し、審査・確認のうえ、緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章の交付を受ける。

(3) 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書は、当該車両に備え付けるものとする。

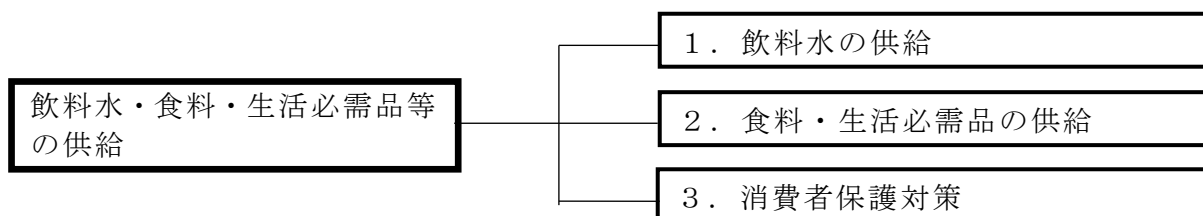
(4) 緊急通行車両用燃料の優先供給

市及び県の緊急通行車両等については、富山県石油商業組合との「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」に基づき、優先的に石油燃料の供給を受ける。

第12節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

【目的】

市は、被災者に対し、災害予防対策により確保した飲料水・食料・生活必需品を被災者に迅速に供給する。



1. 飲料水の供給

(1) 飲料水の確保

災害時における飲料水の確保は、極めて重要であり、市は、飲料水を可能な限り確保するために、配水池等に貯水した浄水を有効に活用する。

また、被災状況によっては、必要に応じて、水道施設以外の予備水源を活用する。

ア 給水量

被災直後の混乱期における住民の飲料水については、少なくとも生命維持に必要な水量を確保しなければならない。

必要給水量は、地域の実情及び被災状況を検討し、応急復旧状況を考慮して、次の3段階にわけて順次増加させていくこととする。

第1段階：生命維持に必要な水量として一人一日3リットル程度が必要とされている。この期間は地震発生直後の混乱期3日程度とし、拠点給水、運搬給水※及び住民の備蓄水によって対処する。

※第17節 ライフライン施設の応急復旧対策 3. 上水道施設 (1) 応急給水対応を参照

第2段階：炊事、洗面の最低生活を営むための水量とする。この期間は、段階的に第1次応急復旧の実施後完了までの期間で、順次給水量を増量し、地域の実情に応じて仮設給水栓によって対処する。

第3段階：若干の不便はあるが通常の生活に必要な水量とする。この期間は、第2次応急復旧の期間で、各戸給水量については、各地域の実情に応じて算定する。

イ 飲料水の確保方法

応急給水に必要な水量の確保には、給水車や避難場所など給水拠点に設置する貯水タンクの活用を図る。

このほか、状況に応じて、一般・営業用等井戸・消融雪用井戸の予備水源などの活用を図る。

これら予備水源の活用については、事前に取水可能量、水質を調査しておく。

ウ 飲料水の調達

- ① 協定締結事業者から、ペットボトルの飲料水を調達する。
- ② 県や近隣市町村、応援協定締結都市から飲料水を調達する。

(2) 早期の復旧

地震による水道施設の被害の影響は、広範囲に及ぶおそれがある。

このため、市は、住民の生活用水確保を目途に、できるだけ早く正常給水を行う。

また、あらかじめ発災時の想定に基づき、応急復旧方法を定めるとともに、復旧要員、資材、重機の確保や応援について、水道事業者、資機材メーカー、施工業者との間で非常時に備えた事前の協定を締結しておく。

(3) 令和6年能登半島地震での断水の状況

令和6年能登半島地震では、市内のほぼ全域約14,000世帯が断水し、1月2日から21日までの期間内において、計19か所に給水所（車）を設置した。

市内のホームセンター等では、給水を受けるためのポリタンクを購入する人が増え、ポリタンクが不足した。

防災行政無線により断水解消地区や給水車の設置場所、時間を放送したが、放送よりも市公式LINEの文字情報による住民への伝達が効果的だった。

応急復旧工事により、市の南部から順次断水が解消したが、北大町や栄町、間島などの沿岸部では住宅敷地が液状化し、敷地内の水道管が破損した。

敷地内の水道管破損により、市内の断水が解消した1月21日以降も水道供給を受けられない家庭が多数あったことから、公共施設の外水栓を給水所として開放した。

2. 食料・生活必需品の供給

市は、炊出し体制が整うまでの間は、被災者に対する食料として、備蓄や調達した非常食を供給するものとし、炊出し体制が整ってから、米飯による炊出しを実施する。

また、必要な生活必需品を迅速に供給する。

(1) 供給方法

ア 被災者に対する食料・生活必需品の供給は、市が開設する避難所において、避難所ごとに事前に作成し、共有している備蓄物資の保管場所一覧等を活用し、自治会等の中からその規模に応じて複数の責任者を定めて行う。

イ 食料・生活必需品の供給の対象者は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、高齢者、乳幼児、児童及び障害者へ優先的に供給する。

(2) 供給確保

ア 非常食・生活必需品

市は、現物備蓄品のほか、あらかじめ協定を締結している事業者からの流通備蓄品により、被災者への非常食・生活必需品の供給を行う。

不足が見込まれる場合、県や近隣市町村や応援協定締結都市に応援を求める。

県は、次の措置により非常食・生活必需品を確保する。

- ① 被災市町村の非常食・生活必需品が不足した場合、当該市町村の要請により、

隣接市町村や他の市町村に供給要請を行う。

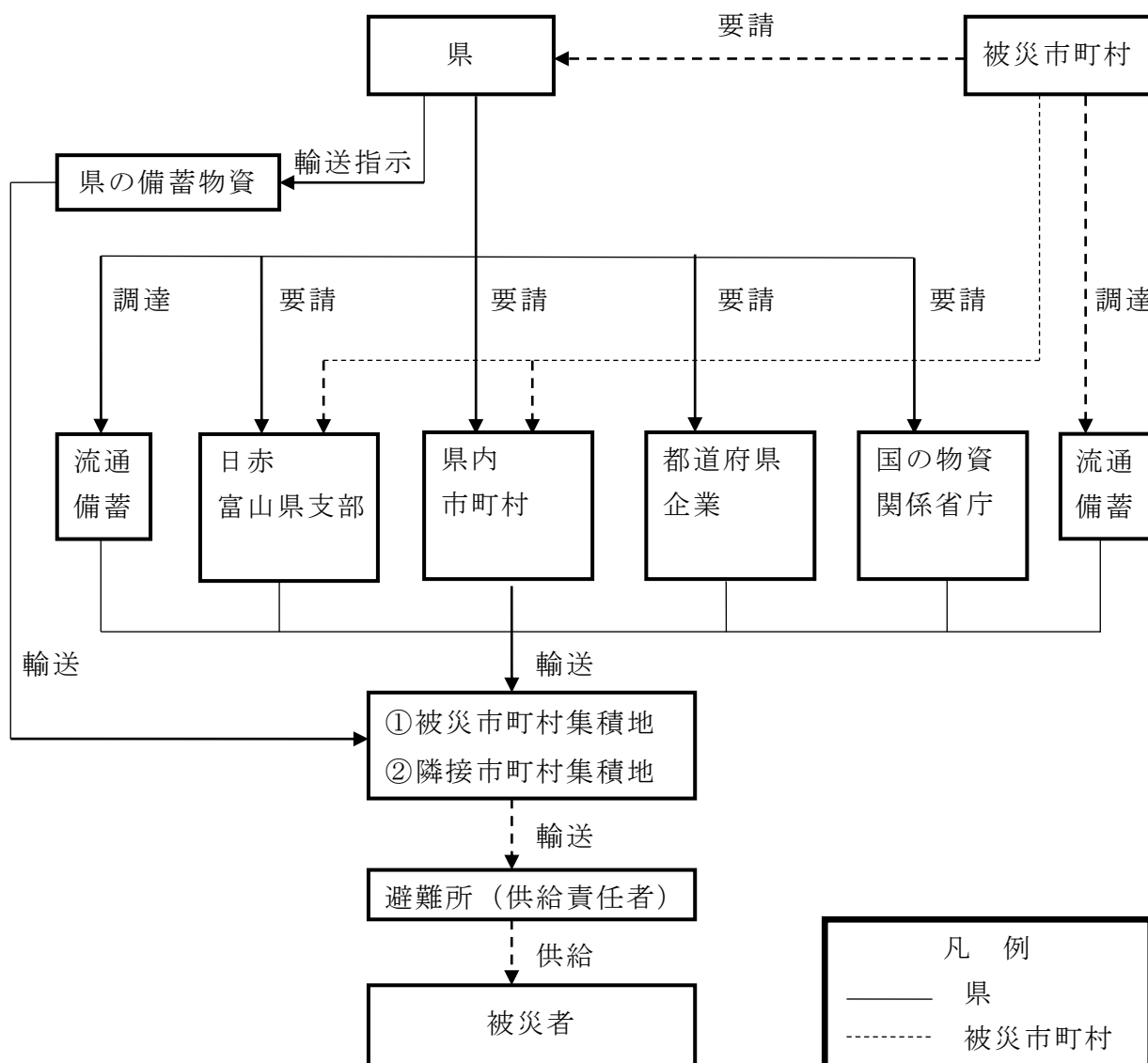
- ② さらに被災市町村の非常食・生活必需品が不足した場合、当該市町村の要請により、県の備蓄物資や流通備蓄を調達し、被災市町村又は隣接市町村の集積地に輸送する。

ただし、県が特に必要と認める場合は、要請がなくても県の備蓄物資を供給する。

- ③ 被災市町村に供給すべき非常食・生活必需品が不足した場合には、日本赤十字社富山県支部に供給要請を行う。

また、さらに不足が見込まれる場合には、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に物資の調達を要請する。

非常食・生活必需品の救援物資の流れ



イ 災害救助用米穀の調達

炊出しが始まり、市から出荷要請があった場合、県は、農林水産省政策統括官に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。

なお、精米能力に限界がある場合は、他県からの応援で対処する。

ウ 副食品、調味料の確保

広域かつ重大な被害により、副食品等の供給に異常が生ずるおそれのある場合には、関係機関の協力を求めて確保するとともに、市町村からの要請に応じ、調達斡旋する。

エ 生鮮食料品の確保

必要な生鮮食料品は、卸売市場の卸売業者からの調達及び他県からの応援により対処する。

オ 各機関の食料、生活必需物資の調達体制

各機関の調達体制は、次のとおりである。

機 関 名	実 施 内 容
市町村	1 市町村は、災害時において、市町村が実施する被災者に対する炊出しその他による食料・生活必需品の給与のための調達計画（備蓄を含む。）を樹立しておくものとする。 2 調達計画は、米穀等の主食、副食、生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について、定めておくものとする。 3 市町村長は、災害救助法適用後、食料・生活必需品の給与の必要が生じたとき、直ちに知事の指示を受け、状況によりその調達を県厚生部に連絡する。
県厚生部	1 災害救助法適用後において、市町村から要請があったとき、又は厚生部が被害状況から必要と認めたときは、県厚生部が備蓄している非常食・生活必需品を供給する。 2 不足する場合は、直ちに必要量の調達を県農林水産部、他市町村、日赤富山県支部等に依頼若しくは要請する。
県農林水産部	1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、農林水産省（食料・物資支援チーム）及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。 2 玄米の場合には、県内の米穀販売業者事業者等に精米を委託し、配送する。 3 生鮮食料品については、卸売市場から調達する。 4 調達した食料は、県厚生部と協議のうえ、定めた引継場所まで配送し、引渡すものとする。
卸売市場	県農林水産部から生鮮食品の調達について依頼があった場合、卸売業者、仲卸売業者又は関連業者から、入荷物品及び在庫品のうち必要な量を確保するものとする。
農林水産省農産局長	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省農産局長に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省農産局長は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

カ 義援物資の取扱い

県は、企業等から物資提供の申し出を受付したときは、市に提供情報を伝達し、市と企業等との連絡調整を行う。

企業等は、市の希望する場所に物資を配送するよう努めることとする。

(3) 輸送体制

ア 食料・生活必需品の輸送は、要請を受けた関係機関が被災市町村と連絡を密にし、輸送を行う。

なお、被災地の行政機能が混乱・低下していることから、要請を受けた関係機関は、担当者を指定し、その担当者は、要請物資が完全に被災地の担当者に渡るまで支援する。

イ 他県・企業からの救援物資については、被災市町村や隣接市町村の集積地の状況をみながら、県が指示する集積地に輸送する。

県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保する。

県は、物資の緊急・救援物資の輸送・保管等を実施する上で、必要と認めるときは、一般社団法人富山県トラック協会へ緊急・救援物資の輸送、富山県倉庫協会へ緊急・救援物資の保管に関する要請を行う。

また、物資の輸送管理等を実施する上で、必要と認めるときは、早期段階から一般社団法人富山県トラック協会又は富山県倉庫協会へ緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣依頼を行うものとし、物流専門家を県災害対策本部又は関係市町村等は配置する。

ウ 道路の損壊により輸送困難な場合や交通手段がなく孤立している避難所には、ヘリコプターによる輸送を行う。

エ 県は、関係機関、協定締結事業者等と連携して、広域物資輸送拠点の運営を行うとともに、市が一般ボランティアや自主防災組織と連携して運営する地域内輸送拠点の支援を行う。

(4) 被災者の要望把握と支援

ア 避難所の供給責任者は、被災者の食料・生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資を的確に把握し、市に連絡する。

イ 市で対応できない食料・生活必需品等の要望については、市の要請に基づき県が応援する。

ウ 市は、被災者の要望を聞き取る体制を整備し、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食材の確保等に努めるものとする。

エ 在宅等での避難生活を余儀なくされた方々に対して、水や食料、簡易トイレ、カセットコンロ、ボンベ等の提供といった支援だけでなく、要配慮者等への支援には適切な対応を取る。

(5) 令和6年能登半島地震によるブルーシート配布

本市の震度5強により屋根瓦の損傷など多数の家屋被害が発生し、市内のホームセン

ター等ではブルーシートを求める人が多く、ブルーシートが不足した。

他自治体や民間事業者から支援物資としてブルーシートを受け付けた市は、市公式LINEにより市役所でブルーシートの無料配布をお知らせした。

多数の住民が短時間で取りに来たことから、市公式LINEによる伝達方法は効果的だった。

3. 消費者保護対策

(1) 消費生活相談の充実強化

県及び市は、消費生活相談を次のとおり充実強化する。

ア 消費生活センターの相談受付時間の延長等により、相談体制を強化する。

イ 一般社団法人生命保険協会、一般社団法人日本損害保険協会及び富山県電機商業組合から職員の派遣を受け、消費生活センター内に、生命保険、損害保険及び家電製品のトラブルに関する「特別相談110番」を開設する。

ウ 富山県弁護士会から職員の派遣を受け、消費生活センター内に賃借住宅や賃借マンション等のトラブルに関する「弁護士相談室」を開設する。

(2) 悪質商法の監視

県及び市は、悪質商法の発生が認められる場合には、警察等との連携を行い、監視を強化する。

(3) 消費者啓発

被災地において、悪質商法の発生が認められる場合には、県及び市は、次のとおり積極的に県民啓発を行う。

ア インターネット等を通じて、県民に注意を呼びかける。

イ ポスター及びチラシを配布し、県民に注意を呼びかける。

ウ 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、県民啓発を依頼する。

第13節 廃棄物処理・防疫・保健衛生

【目的】

廃棄物処理対策について、市は、収集運搬機材、仮置場、処理施設及び処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村との緊密な連絡のもとに、円滑な処理に努める。

また、災害発生時の生活環境の悪化、被災者の体力の低下等によって、感染症が発生し、又は多発するおそれがある。

市は、避難所等の被災者に対し、保健衛生に関する指導等を行い、感染症流行の未然防止に万全を期すものとする。



1. し尿処理

(1) し尿処理

市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して、円滑な収集・運搬に努める。

また、積雪時においては、市民に対し除雪協力や収集方法の変更に理解を求める。

(2) 避難所への仮設（簡易）トイレの設置

市は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗便所の使用の制限を行うとともに、仮設（簡易）トイレを速やかに避難所、住宅密集地に設置する。

仮設（簡易）トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

(3) 広域的な支援・協力

市は、し尿の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して、広域的な支援の要請を行う。

県は、市町村等による相互の支援の状況をふまえて、他市町村、富山県環境保全協同組合及び公益社団法人富山県浄化槽協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。

なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理を行うため、国や隣接県等に対して、支援を要請する。

※資料編3-12 ごみし尿処理施設及び一般廃棄物関係事業者一覧表を参照

2. ごみ、災害廃棄物の処理

(1) ごみ処理

ア ごみ処理施設等の応急復旧

市は、ごみ処理施設等の速やかな応急復旧に努める。

イ ごみの処理

市は、被災により一時的に発生した生活ごみや粗大ごみについて、人員、収集運搬車両を確保して、円滑な収集・運搬に努める。

また、生活ごみ等の処理にあたっては、収集したごみの一時的な保管場所や処理ルートを確保する。

円滑なごみ処理体制の維持を図るため、市民に対し、収集方法の変更や集積場の管理徹底に協力を求める。

さらに、災害時においても、ごみ処理施設の機能に障害を与えないよう、できる限りの可燃物・不燃物の分別排出について、市民に広報する。

収集は、可燃物を優先するものとする。

ウ 避難所におけるごみの保管場所

市は、避難所から発生する生活ごみの円滑な収集ができない場合には、避難所に十分な保管場所を確保するとともに、ブルーシートを掛けるなど、極力、生活環境の保全に努める。

(2) 災害廃棄物処理

市は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

市は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき、災害廃棄物の発生量や損壊家屋の棟数、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量を把握して、市災害廃棄物処理実行計画を作成し、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、必要に応じ損壊家屋等の解体・撤去等を行うとともに、速やかに住民・ボランティアセンター等に対し啓発・広報（災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法、解体・撤去の手続き等）を行い、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を図る。

(3) 広域的な支援・協力の確保

市は、生活ごみ、災害廃棄物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して、広域的な支援の要請を行う。

県は、市町村等による相互の支援の状況をふまえて、他市町村及び一般社団法人富山県産業廃棄物協会及び一般社団法人富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。

なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理を行うため、国（災害廃棄物処理支援ネットワーク）や他都道府県（大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会）等に対して、支援を要請する。

※資料編 3-12 ごみし尿処理施設及び一般廃棄物関係事業者一覧表を参照

(4) 情報の公開、周知

災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、産業廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

(5) 令和6年能登半島地震による災害廃棄物処理

1月1日の震災発生後、1月4日から朝日丘地内のふれあいの森第2駐車場（約10,600㎡）を仮置場として災害廃棄物を受け入れした。

被災住宅の公費解体が進むにつれ、木材、瓦、コンクリート破片などの廃材が大量に持ち込まれ、仮置場の面積が不足する事態となった。

市内において仮置場の目途がなかったことから、県の仲介により高岡市の中越パルプ工業㈱高岡工場敷地の一部（約6,500㎡）を借地し、7月後半頃から災害廃棄物を受け入れしている。

3. 防疫対策

被災に伴い、感染症が発生し又はそのおそれがある場合は、防疫対策の徹底を期するため、市は、災害防疫対策組織を設置し、県（厚生センター等）へ協力要請するなど、速やかに災害防疫活動を実施する。

(1) 市の災害防疫対策体制の設置

市は、災害防疫活動組織を編成し、厚生センターと連携して、市内防疫活動を行う。

(2) 医療機関、医師会及び高岡市消防本部との連携

市に整備された連絡体制に基づき、厚生センター、市内の医療機関、医師会及び高岡市消防本部との連絡を緊密に行う。

(3) 防疫資材の確保

市は、厚生センターと連携して防疫用器具機材、薬剤等の種類及び数量を把握し、不足する機材等について速やかに確保する。

(4) 広報活動

県及び市は、必要に応じ報道機関等を通じて広報活動を実施することにより、災害時の感染症の発生予防及びそのまん延防止について、市民に注意喚起する。

(5) 防疫活動

市は、厚生センターから、県の防疫計画による指示指導を受け、防疫活動を行うものとする。

特に、津波被害の場合は、津波汚泥の堆積や水産加工施設等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など生じやすいことについて、十分留意すること。

ア 感染症対策

- ① 疾病調査を行い、被災地における感染症の発生状況の把握、患者の早期発見に努めるとともに、有症者には医療救護所での受診を指導する。
- ② 手洗い等の衛生指導及びせっけん液等の配布を行う。
- ③ 事前に指定医療機関の収容力を確認し、感染症が発生したときは、感染患者、保菌者を搬送、隔離する。
- ④ 感染症発生箇所の消毒実施、又は施設管理者への指導を行う。
- ⑤ 防疫上必要と認める場合、知事の指示に従い、臨時の予防接種を実施する。
(ワクチン等の確保を迅速に行い、時期を逸しないよう措置する。)

イ 消毒の実施

市は、被災により環境衛生条件が低下し、感染症発生又はそのおそれがある場合は、施設管理者等に指導するとともに、次に掲げる地域から優先して消毒を実施する。

なお、消毒の実施に当たっては、法令の定めるところに従って行うものとする。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等)

- ① 下痢患者、有熱患者が多発している地域
- ② 避難所の便所、その他の不潔場所
- ③ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
- ④ 飲料水確保場所
- ⑤ 災害廃棄物仮置き場、応急し尿処理場所
- ⑥ ねずみ、昆虫等の発生場所

ウ 市民、自治会及び事業所の役割

上記ア、イの実地に当たっては、地域住民、ボランティアと協力し、地域の衛生活動に当たる。

4. 保健衛生指導

(1) 衛生活動

ア 被災者に対する衛生指導

市は、被災市民に対し、台所や便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行、消費期限の管理、食べ残しの処理等を指導する。

イ 食中毒の防止

市は、被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するため、給食施設等に対し、衛生管理についての注意を促す。

ウ 家庭動物の保護

災害時には、避難所に飼い主が動物をつれてくることが、飼い主とはぐれた動物

や負傷動物が多数生じることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

(2) 保健活動

ア 被災者に対する保健指導

避難所等の被災市民、特に高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、ロングフライト症候群、生活不活発病（又は身体機能低下）、インフルエンザ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保、口腔衛生等を目的とする健康相談を行う。

イ 被災者に対する栄養相談

低アレルギー食、アレルギー除去食、低塩分食等の特別用途食品の入手や調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、栄養士会等と協力し、栄養相談に応じる。

ウ こころのケア

市は、県や関係機関と連携し、避難所における被災住民の精神的健康状態を把握するとともに、急性ストレス障害やうつ等に適切に対応するため、被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

第14節 社会秩序の維持

【目的】

被災地域における治安の維持と市民の安全を図るため、警察機関が行う警備活動に対し、必要な情報を提供するなど積極的に協力する。



1. 警察機関との連携

警備活動の主な内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害実態の把握
- (2) 被災者の救助救護
- (3) 危険箇所の実態把握及び警戒
- (4) 避難の指示、警告及び誘導
- (5) 行方不明者の搜索（相談所の開設を含む。）及び関係情報の入手
- (6) 被災地等における交通の安全と円滑の確保
- (7) 被災地等における犯罪の予防及び取締
- (8) 地域安全情報、災害関連情報等の広報活動
- (9) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

2. 市民消費生活の安定

市は、災害後の市民の消費生活の安定を図るため、大規模小売店舗、ガソリンスタンド、公衆浴場等、生活に密着した店舗等の営業状況を把握し、必要に応じて、避難所の住民等に広報する。

3. 治安維持対策の検討

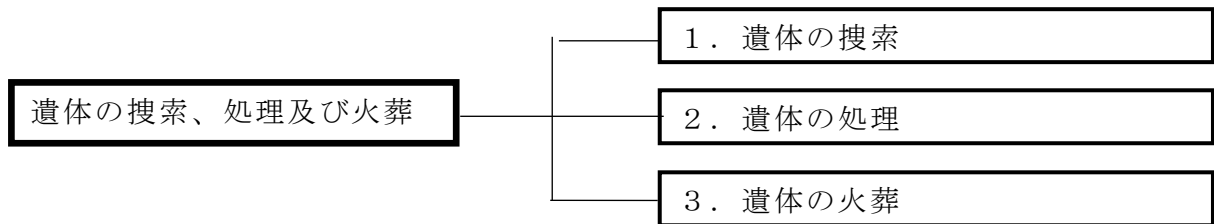
震災後の混乱に乗じた各種犯罪の発生に備え、市、県、県警本部等が連携して対策の検討に努める。

第15節 遺体の搜索、処理及び火葬

【目的】

大規模な地震・津波が発生した場合、多数の死傷者が生じるおそれがある。

市は、地震・津波により被災し、死亡者が発生したときは、警察、医師会、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携をとりつつ、遺体の搜索、処理、火葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、人心の安定を図る。



1. 遺体の搜索

- (1) 市は、災害により被災し、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者について搜索を行う。

この場合、警察、消防及び伏木海上保安部と緊密な連携をとることとする。

- (2) 市は、必要があれば、遺体の搜索を労力、資機材を借り上げて速やかに実施する。
- (3) 市の実施する遺体の搜索に当たっては、警察と協力し、行方不明者の届出の受理と関係情報の入手に努める。

2. 遺体の処理

市は、死亡した者について、次の範囲内において遺体に関する処理を行う。

なお、大規模な災害により遺体の搬送車、柩等が不足する場合は、広域的かつ速やかに情報を収集し、調達するものとする。

(1) 遺体の収容

ア 可能な限り屋内の広い場所を確保し、医師会の協力を得て遺体の検案を行う。

なお、警察官及び海上保安官は、検視その他の所要の処理を行う。

イ 火葬業者の実態を把握し、多数の遺体に伴う柩の確保に努める。

ウ 検案、検視を終えた遺体を、警察、消防及び海上保安部の協力を得て、収容、引渡しにあたる。

エ 遺体の安置所は、被災現場付近の寺院、公共建築物等の適当な場所とする。

ただし、適当な建物がない場合は、天幕、幕張り等の設備を設ける。

オ 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材の調達・確保に努める。

カ 遺体処理表及び遺留品処理表を作成のうえ、遺体を納棺し、さらに、献花のうえ、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に添付する。

キ 必要に応じて、日本赤十字社富山県支部に遺体の処理、検案についての協力を要請するものとする。

(2) 身元不明遺体の取扱い

身元不明遺体については、警察と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会の協力を得て身元の確認に努める。

3. 遺体の火葬

災害による犠牲者の遺体の火葬を行おうとする者は、死亡に係る所定の手続きを完了のうえ、速やかに火葬を実施するものとする。

なお、正規の手続きを経ていると、遺体の損傷等により公衆衛生上問題が発生すると認められる場合、市は、手続きの特例的な取扱いについて、県を通じて厚生労働省に協議する。

また、遺体の火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、市長がこれを行う。

(1) 死亡者数の確認

市は、適切に火葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、火葬を支援する。

(2) 火葬体制の確立

災害の状況によっては、遺体の数が極めて多いこと、交通事情の混乱もあることから、本市のみで速やかな火葬を実施することが困難な事態も予想される。

このような場合、県内市町村あるいは状況によっては県域を越えた広域的な協力体制のもとに搬送車や火葬場を確保するなど、大規模災害等の緊急事態に機動的に対応していくことが必要である。

このため、富山県広域火葬計画に基づき、県は適宜、市に対し、火葬に関する情報を提供するとともに、広域的な協力体制の整備に努める。

(3) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の遺体の火葬は、災害により死亡した者について、遺体の応急的処理程度のものを行うものとする。

その対象は、遺族がいないか、又は遺族がいても災害による混乱期等により自ら埋葬を行うことが困難な場合において、資力の有無にかかわらず実施する。

なお、棺、火葬費及び骨つぼ等の現物を、実際に火葬する者に支給するものとする。

第16節 水害・土砂災害対策

【目的】

地震・津波が発生すると、河川堤防や砂防設備が直接被害を受けるばかりでなく、その後の降雨による浸水被害、土石流、地すべり、がけ崩れの発生による土砂災害の二次災害の発生が懸念される。

このため、地震・津波発生時の水害対策、土砂災害に対する警戒体制が円滑に遂行できるように努めるものとする。

水害・土砂災害対策

1. 氷見市水防計画

2. 土砂災害対策

1. 氷見市水防計画

(1) 水防本部の設置

市長は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときからその危険がなくなったと認めるまでの間、市に水防本部を設置し、水防事務を処理する。

なお、水防本部は、氷見市災害時職員初動マニュアルにおける災害警戒本部が設置された場合には、同本部に統合する。

水防本部の事務局は、建設部ふるさと整備課に置く。

水防本部の組織及び事務分掌は「氷見市水防計画」に記す。

(2) 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて、襲来時間が異なる。

発生地点が遠い場合には襲来まで時間があり、水防活動に携わる消防団員等は、情報収集、水防活動、避難誘導等が可能となるが、近い場合には、安全な場所までの避難以外の行動が取れないと考えられる。

あくまでも消防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

2. 土砂災害対策

(1) 緊急現地調査

本市の約6割が緩やかな起伏の丘陵地となっており地質が脆弱であることから、地震による直接的な斜面崩壊の発生のほか、その後の降雨による土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流、山地災害など）による二次災害が想定される。

このため、地震直後には、市は、県及び関係機関と連携して山地の崩壊状況を調査するほか、既存施設の点検を行う。

また、県は、市又は住民等からの崩壊の第一次情報のほか、ヘリコプターによる上空からの調査を実施し、水系を一貫した早期の被害状況の概括的な把握に努める。

その結果、次のような緊急事態が発生した場合は、関係機関と協力して、地上からの集中的な現地調査及び継続的な監視観測体制をとるほか、災害対策計画について、協議・調整することとし、土砂災害の急迫した危険がある場合においては、土砂災害防止法に基づき、特に高度な専門的知識及び技術が必要である場合（天然ダムや火山噴火に伴う土石流、天然ダムの湛水[高度な技術を要する土砂災害]）は国が、その他の場合は県が、緊急調査を行うものとする。

ア 山腹崩壊や地すべりにより崩壊土砂が河川をせき止め「天然ダム」が発生した場合

イ 山地水源部で大崩壊の発生が確認又は予想されたとき

ウ 斜面崩壊防止施設（地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設等）が崩壊した、又は崩壊のおそれ大きい場合

エ 砂防設備、治山設備、ため池等かんがい施設が崩壊した、又は崩壊のおそれ大きい場合

(2) 専門技術者の協力

ア NPO法人富山県砂防ボランティア協会※1との連携

本県では、砂防に関する豊富な経験と専門知識を有したメンバーで組織された「NPO法人富山県砂防ボランティア協会」（平成14年10月2日認証）が設立されており、県及び関係機関は、余震、豪雨による二次災害に対処するため、同法人へ協力を要請する。

イ その他の機関との連携及び制度の活用

県及び関係機関は、必要に応じて地元在住のコンサルタント、斜面判定士※2及び国の砂防関係ボランティア団体等へ協力を要請するほか、国のアドバイザー制度※3や災害支援技術強化対策事業※4を活用し、早期の対応に努めるものとする。

※1 NPO法人富山県砂防ボランティア協会

土砂災害から県民の生命や財産を守るため、土砂災害防止に係わるボランティア活動を行い、もって県民の福祉に寄与することを目的とする団体。

※2 斜面判定士

砂防ボランティア全国連絡協議会により認定される。災害時に土砂災害が起きそうな斜面を緊急的に判断する。

※3 アドバイザー制度

公益社団法人全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度。

※4 災害支援技術強化対策事業

一般社団法人農業農村整備情報総合センターが、農林水産省、農業工学研究所、県OB等の専門技術者を登録・派遣し、農地・農業用施設に関する災害対策等の助言を行う事業。

(3) 危険箇所の警戒及び避難

市は、余震や豪雨等によって山地斜面崩壊や天然ダムの決壊などのおそれがあるときや、治山・砂防施設、ため池等かんがい施設等による二次災害の危険性のある箇所

に対しては、県、施設管理者及び関係機関と協力して警戒に当たるものとする。

特に、河川管理者等は、天然ダムの決壊や大崩壊が予想される場合について、決壊時期、下流への氾濫区域などを想定し、市や関係機関に対し、緊急にその状況を伝達する。

知事又は市長は、この状況を判断し、住民避難の要否、時期を決定する。

(4) 土砂災害警戒情報の通知及び活用

ア 県及び富山地方気象台の措置

大雨警報（土砂災害）発表中に大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県は富山地方気象台と共同で該当市町村に土砂災害警戒情報を発表し通知するとともに、一般に周知させるための必要な措置を講ずるものとする。

イ 市の措置

市は、土砂災害警戒情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する住民の避難指示の判断等にあたり活用するものとする。

(5) 二次災害防止対策

ア 降雨等の気象状況に十分な注意、監視を行うとともに、崩壊面及びその周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意しつつ監視を行う。

イ 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等必要な措置を行う。

ウ 行方不明者等の捜索活動、応急工事等にあたっては、特に十分な注意、監視を行う。

エ 降雨継続時には、作業の安全を確保した上で、崩壊箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路等の簡易な応急措置により、再崩壊等の防止に努める。

オ 安全が確保されれば、直ちに二次災害防止のための堆積土砂等の除去、土留工事等を実施する。

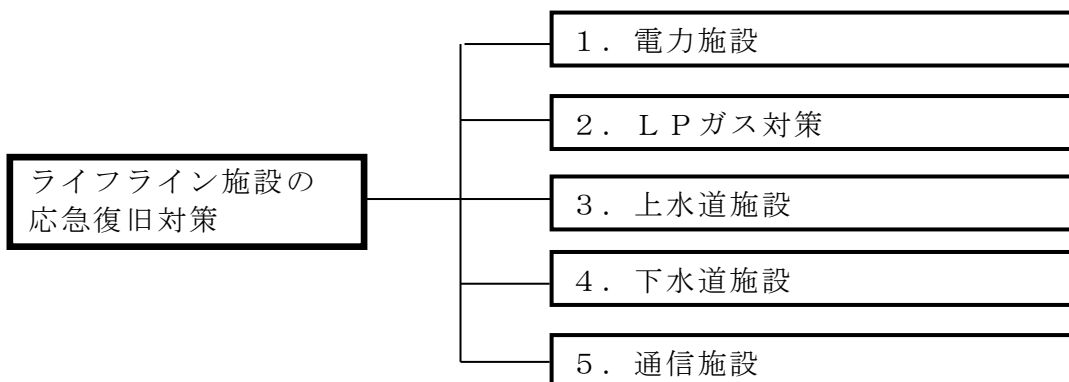
(6) 避難指示等の解除のための助言

市は、避難指示（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に限る）を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について助言を求めることができる。

第17節 ライフライン施設の応急復旧対策

【目的】

電力、ガス、上下水道、通信に関わる各事業者は、各々の計画に従い、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して被害の拡大防止及び早期復旧に努める。
市は、事業者からの要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。



1. 電力施設

電力復旧は、各機関の復旧作業や民心の安定など社会的に大きな影響を及ぼす。

北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社は、被害状況を早期に的確に把握し、社内・外の応援体制を含めた要員と災害復旧用資機材により、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

一方、マスメディアを通じて事故状況・復旧状況の情報提供を行い、電気災害の防止に努めるとともに、可能な限り広報車を出しての現場広報も展開する。

(1) 初動活動体制

ア 非常災害体制の発令

- ① 震度6強以上の地震が県内に発生した場合、自動的に非常体制に入り、本店に総本部、支店に本部、支店支社の各部所に支部を設置する。
- ② 震度4～6弱の地震発生にあたっては、被害状況により体制の発令を行う。
- ③ 従業員は非常災害時の「従業員行動指針」に基づき出動する。
 - a 震度6強以上 本店・被災支店・支社の非常災害対策要員は、所属する総本部、本（支）部に出動
 - b 震度4～6弱 被害の状況により出動

イ 社外応援体制

被害状況に基づき、

- ① 協定を締結している団体（富山県電気工事工業組合）を要請し迅速な復旧を図る。
- ② メーカー、施工者、関係各社等の非常呼出しを行い、応急復旧を依頼する。

- ③ 他電力会社の応援が必要な場合は、中央電力協議会を通じて、資機材・役務の融通を依頼する。

(2) 情報の早期収集と伝達

- ア 国、地方自治体、ライフライン関係機関及びその他関係防災機関との迅速、的確な情報交換を行う。
- イ 保安用社内電話、公衆電話、移動無線、非常無線、衛星通信システム及びテレビ会議システムを活用し、情報の早期収集、伝達を行う。
- ウ ヘリコプターの出動により設備被害の情報収集を行う。

(3) 広報サービス体制

被害状況、復旧状況、公衆感電等二次災害防止を主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオの報道機関を通じて行う。

(4) 応急復旧対策

ア 基本対策

- ① 復旧活動については、需要者の安全を第一に、安全確認を徹底しながら行う。
- ② 臨時巡視・点検による設備異常箇所の早期把握、復旧計画・体制の確立を行う。
- ③ 資機材及び要員が不足する場合、メーカー、施工者、関係会社、及び他支店・支社、他電力会社に支援を要請する。

イ 設備別災害の復旧対策

① 発電所設備

発電所は、供給力確保を重点に地震発生後の需給状況や被害状況等を勘案し、早期復旧に努める。

また、変電所は、重要度及び被害状況に応じて、移動用変電設備の活用で早期復旧に努める。

② 送電設備

被害を受けた送電線路の重要度や被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り他ルートからの送電等で電力供給を確保するとともに、早期復旧に努める。

③ 配電設備

自治体との協議に基づき、病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁、避難所等の公共施設を優先に、発電機車、移動変圧器車で応急送電を行う。

2. LPガス対策

(1) 災害時広報

県、市及び一般社団法人富山県エルピーガス協会は、地震・津波のため、LPガス事故の多発が予想されるときは、報道機関等の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見したときに消費者がとるべき措置について、周知、広報活動を行う。

(2) 応急復旧活動

一般社団法人富山県エルピーガス協会は、「富山県LPガス災害対策要綱」及び全市町村と締結した「災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書」に基づき、次の対応をとる。

ア 富山県LPガス災害対策本部による活動

① 設置

以下の災害が発生した場合に、LPガス災害対策本部を設置する。

- ・県が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置する災害
- ・災害救助法が適用される災害
- ・気象庁発表の震度6弱以上の地震等の災害

なお、必要に応じ、現地災害対策本部も設置する。

② 活動

- ・消防との連携のもと、会員事業所による容器バルブの閉止、容器の安全性の確保などLPガス設備の緊急安全点検の実施
- ・被害状況の収集、分析及び連絡
- ・LPガス設備災害復旧応援要員の派遣及び緊急物資の支援
- ・関係機関・団体との連絡・調整

イ LPガスの安定的な供給

県及び市の要請を受け、分散型エネルギーの利点を活かし、LPガスの優先的、安定的な供給に努める。

3. 上水道施設

(1) 応急給水対応

市は、地震発生時に施設の被害調査、緊急措置及び応急給水の諸体制を速やかに確立するとともに、応急給水に参画し、円滑かつ適切な応急対策活動に努める。

被害が甚大な場合は、人員、装備、資機材のすべてにわたり、本市の現有力では処理しきれないことが考えられる。

このような事態に対処するため、県内外の水道事業者の広域支援体制を確立する。

ア 給水基準及び被災人口の確認

市は、応急給水活動を円滑に進めるため、生命維持に必要な水量を早急に把握して拠点給水あるいは給水車で輸送する。

イ 給水の方法

給水の方法は、「拠点給水」（※1）あるいは給水車で輸送する「運搬給水」（※2）を原則とし、その選択は、被害の程度や内容等により臨機に対応する。

同時に給水は、すべての被災者に対して等しく配給されなくてはならないが、なかでも人命救助を担う病院、診療所等の医療施設への給水については最優先されるよう配慮する。

ウ 応急給水要員の確保

地震による災害時の応急給水活動は、広範囲にわたることが考えられるため、市は、可能な限り要員を確保する。

給水要員については、復旧要員と異なり一般職員でも活動できるため、水道事業職員が一般職員を指導、教育し適正に配置する。

エ 応急給水支援体制

県及び市は、必要に応じ、関係機関に支援協力を要請し、応急給水体制を確立する。

オ 応急給水時の広報

市は、地震による災害時に住民に対して、応急給水方法、給水拠点の場所、飲料水調達方法、水質についての注意などを周知させ、混乱が生じないように最大限の広報活動を行う。

令和6年能登半島地震では、防災行政無線だけでなく、市公式LINEによる広報が有効だった。

カ 予備水源の活用

事前に水量、飲用の適否から選定した一般家庭井戸、営業用井戸や、県及び市が管理する消融雪用井戸の活用に当たっては、仮設給水栓※3などによる給水を行うこととなるので、十分な衛生確保を行ったうえで、飲用水や生活用水として活用する。

※1 拠点給水

指定避難場所及びこれに近隣する浄水場、配水場等を給水拠点に設定し、応急給水を行うものである。

この給水拠点には、飲料水を確実に確保することが必要である。

そのためには、常時貯水タンク等により確保する方法があり、やむを得ない場合には、拠点に仮設貯水設備を設置し、必要量の飲料水を搬送する方法がある。

実施にあたっての留意事項は、次のとおりである。

① 拠点給水場所の確認

地域住民に対し、平常時から災害時の飲料水供給場所を周知しておくことが必要である。

② 被災人口の確認

応急給水活動を円滑に進めるため、被災人口及び確保水量を早急に把握することが必要である。

③ 拠点での給水方法

貯水設備に仮設給水栓類を取付け、住民自身が受水していく方法とし、混乱のないよう配慮することが必要である。

また、給水に当たっては、特に衛生管理に配慮し、住民の受水容器の安全性についても考慮しなければならない。

※2 運搬給水

災害時の混乱期に、臨時給水拠点を設置し、給水車で運搬給水する方式は、人的、物的両面から給水区域全域を対象とすることは非常に困難と考えられるため、可能な限り限定することが必要である。

しかし、地震による被害が僅少で臨時の給水拠点が限定できる場合には、運搬給水も有効である。

この他、次のような特別な場所についても、緊急時の要請により運搬給水

で対応することが必要である。

① 災害救護所及び総合病院

災害時の救急医療体制に支障をきたさないよう、優先的に配慮する。

② 災害時の給食設備所

災害時の給食設備所に対しては、災害対策本部の要請により運搬給水を行う。

③ その他

災害対策本部の要請により指示された場所。

※3 仮設給水栓による給水

応急復旧の進捗に伴って被災施設の機能回復、配水調整による断水区域の縮小を図り、適宜に仮設給水栓を設置し、応急給水を行う方式である。

(2) 応急復旧対応

市は、住民の生活用水確保を目途に、的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線から、給水拠点までの流れを優先して復旧する。

次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら、速やかな正常給水に努める。

また、被害が甚大な場合は、他市町村、水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等の広域支援体制を確立する。

ア 復旧手順

① 取水、導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、市はその復旧を優先的に行う。

復旧時間に長時間を要する場合には、運搬送水により、送・配水施設の復旧に伴う給水量の増加に対処する。

② 市は、管路の復旧に当たっては配水幹線、給水拠点に至る路線を優先し、弁操作により他系統の管網からの給水を進めるなど順次配水調整を行い、断水地域を減少しながら復旧に努める。

イ 広域支援体制

① 県や公益社団法人日本水道協会は、市町村相互の支援、協力について必要な幹旋、指導及び要請を行う。

② 県や公益社団法人日本水道協会は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、国を通じ、全国の水道事業者等に支援を要請し、事業者の受入れ窓口を設置するなど、十分な応急復旧体制を確立する。

③ 県は、地元以外の水道事業者が復旧工事をする場合に、掛かり増し経費に対する補助を検討し、事業者に対する支援に努める。

4. 下水道施設

(1) 応急復旧対応

災害が発生した場合は、直ちに、下水道施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、緊急措置及び応急復旧活動には、生活環境の不衛生化と水環境の悪化の防止に努める。

ア 被害状況の調査及び点検

災害発生後、速やかに被害状況の調査及び点検を行うとともに、二次災害発生のおそれのある施設など緊急度の高い施設から、順次、重点的に実施する。

イ 応急復旧計画の策定

被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。

なお、策定に当たっては、①応急復旧の緊急度、②応急復旧工法、③応急復旧資材及び作業員の確保、④設計及び監督技術者の確保、⑤復旧財源措置等を考慮する。

ウ 二次災害防止の緊急措置

施設の被災による二次災害を防止するため、次により遅滞なく適切な措置を講ずる。

① 管路施設

管路の損傷等による路面の陥没、マンホールの浮き上がり等による道路交通の支障、及びマンホール等からの汚水の溢水に対する措置。

② 処理場・ポンプ場施設

- a ポンプ場設備の機能停止に対する措置。
- b 停電、断水及び自動制御装置停止に対する措置。
- c 池及びタンクからの溢水及び漏水に対する措置。
- d 燃料、薬品等、危険物の漏洩に対する措置。

エ 広域支援体制

- ① 県は、市町村相互の支援、協力について必要な斡旋、指導及び要請を行う。
- ② 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部ブロック構成員に支援を要請し、事業者の受入れ窓口を設置するなど、十分な応急復旧体制を確立する。
- ③ 県は、地元以外の水道事業者が復旧工事をする場合に、掛かり増し経費に対する補助を検討し、事業者に対する支援に努める。

(2) 他部局との連携

応急復旧に当たっては、関係する他部局、機関と協議を行い、他のライフライン施設の応急復旧と整合した効率的な復旧を図る。

特に、上水道施設と下水道施設の復旧は、相互に復旧進捗状況を確認しながら進めることとする。

(3) 広報活動

下水道施設の復旧完了までの間、必要に応じ、上水道等の使用制限を行い、その広報活動を行う。

5. 通信施設

(1) 非常用衛星通信装置の使用

N T T西日本株式会社は、災害時において、通信手段の途絶した地域、エリア内の通信を早期に確保するため、避難所等に非常用衛星通信装置（衛星携帯電話を含む。）

を出動させ、通信を確保する。

(2) 通信施設の応急措置

ア 公衆電話

N T T西日本株式会社・株式会社N T Tドコモ北陸支社は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保に留意し、速やかに応急復旧を行う。

① 回線の被災には、非常用無線装置及び応急ケーブル等を使用し応急復旧を図る。

なお、非常用無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

② 交換機被災局には、非常用交換装置等を使用し、応急復旧を図る。

③ 電力設備被災局には、移動電源車あるいは大型可搬型電源装置等を使用し、復旧する。

④ 幹線伝送路の被災については、非常用伝送装置等により復旧する。

イ 専用通信

大規模な地震の発生により、公衆電話が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。

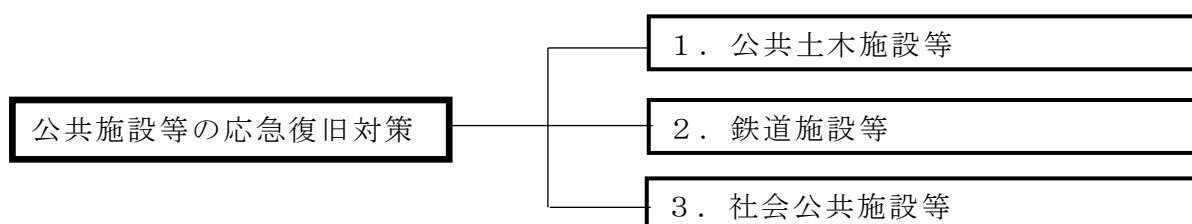
特に、県、市、警察、気象台、国土交通省、海上保安部、J R、中日本高速道路株式会社、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として、極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置を実施する。

第18節 公共施設等の応急復旧対策

【目的】

道路、橋梁、河川施設及び鉄道等の公共施設は、道路交通、海上輸送及び航空輸送など社会活動を営むうえで重要な役割を担っており、こうした施設が地震・津波により損壊した場合は、救急救助、救援救護活動及び緊急輸送活動等に重大な支障をきたすこととなる。

また、医療施設、社会福祉施設等の社会公共施設等が被災した場合、その役割、機能の早急な回復が必要とされる。



1. 公共土木施設等

市は、地震・津波発生時の初動期において、必要に応じ道路、橋梁、河川施設等の公共土木施設の緊急点検を行うこととする。

公共土木施設等が被災した場合、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急復旧措置を講ずる。

また、迅速な応急復旧を行ううえで、復旧活動拠点や資機材の計画的配置が必要であることからその整備促進に努める。

また、災害発生時の初動対応を迅速かつ的確に実施するための「危機管理体制要領」を策定する。

(1) 応急復旧の役割分担

応急復旧は、基本的に各施設の管理者が施設の復旧を行う。

また、公共土木施設のない地区での土砂災害などの復旧活動や、人命救助のための崩壊土砂の除去は、原則として市が行う。

(2) 応急復旧のための人員、資機材の確保

ア 人員の確保

公共土木施設の被害状況の把握や適切な応急対策工事の実施等については、必要に応じ専門機関（富山県防災シニアエキスパートなどの県や市職員OB、氷見市建設業協会、コンサルタントなど）へ協力を要請するほか、国の防災エキスパート制度※を活用し、早期の対応に努めるものとする。

また、各管理者は、復旧活動が円滑に実施されるよう各路線、各地区、建築物毎にあらかじめ作業分担を決めておくとともに、必要に応じて、建設業協会等との「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、応急復旧を実施する。

イ 資材の確保

市は、災害時の復旧作業に対応するため、毎年、復旧用資材の備蓄状況を把握するとともに、建設資材業者の復旧用資材の最低在庫保有量を把握する。

また、資材業者所有の資材を使用するに当たっては、あらかじめ「災害時における資機材の使用に関する協定」を締結し、これに基づき行う。

※ 防災エキスパート制度

公共土木施設等の整備・管理についての知識・経験を有する国職員OBを登録し、大規模災害時に、国、県、市町村等からの支援要請により、被災状況の情報収集や応急復旧の助言等を行う制度。

ウ 国土交通省北陸地方整備局との「災害時の相互協力に関する申し合わせ」に基づく協力要請

申し合わせに基づき、国土交通省北陸地方整備局に対し、北陸地方整備局等の職員の派遣、災害に係る専門家の派遣、構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧資機材の貸し付け、通信機器等の貸し付け及び操作員の派遣等の協力を要請する。

(3) 公共土木施設等の障害物の除去

地震・津波発生による道路、河川等の障害物を除去することにより、住民の日常生活や業務活動を確保することを目的とする。

ア 実施機関

- ① 応急措置を実施するため障害となる工作物の除去は、市長が行う。
- ② 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の管理者が行う。
- ③ 山（がけ）崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市長が行うものとし、市のみで実施困難のときは、知事に対し応援協力を要請する。
- ④ その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者又は管理者が行う。

イ 障害物除去を必要とする場合

災害時における障害物（工作物を含む）除去を必要とする場合の対象は、おおむね次のとおりとする。

- ① 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- ② 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のための除去を必要とする場合
- ③ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- ④ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

ウ 障害物除去の方法

- ① 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建設業者の協力を得て、速やかに行う。
- ② 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の生じないように配慮し行う。

エ 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、

おおむね次の場所に集積破棄又は保管する。

なお、この集積場所については、関係用地管理者などと協議し、あらかじめ選定した場所とする。

- ① 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空き地その他廃棄に適当な場所
- ② 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- ③ 除去した障害物が二次災害の原因とならないような場所
- ④ 広域避難地として指定された場所以外の場所

オ 除去に必要な機械、器具の整備等

- ① 障害物の規模及び範囲により、それぞれ対策をたてることとする。
- ② 比較的小規模なものについては、各管理者において処理し、大規模なものについては、建設業者等の協力を得ながら、おおむね次により実施する。

a 建設業協会等との提携

建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供については、建設業協会支部との協定に基づき確保する。

b 資機材の生産、販売業者との提携

応急復旧のため必要となる資機材については、あらかじめその生産及び販売業者との協定を締結し、これに基づき確保する。

カ 障害物除去に関する応援、協力の要請

県は、市等から住民の生命、財産保護のため、障害物の除去について応援、協力要請があったときは、必要に応じ適当な措置を講ずる。

(4) 復旧活動拠点、資機材の計画的配置

応急対策活動を、迅速かつ円滑に実施するために、復旧活動拠点及び資機材の計画的配置に努める。

(5) 施設毎の応急復旧活動

ア 道路

地震により被災した道路、橋梁については、迅速に応急復旧対策を実施し、緊急交通路を確保する。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- ① 緊急輸送道路
- ② 一般道路で道路の陥没や欠壊等により、二次災害を生じるおそれのあるもの
- ③ ライフラインの管理施設等、防災上重要な施設に通じる道路

イ 河川

地震により堤防等、河川管理施設が被災した場合は、速やかに施設の復旧に努める。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- ① 破堤
- ② 堤防・護岸・天然河岸の決壊等で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- ③ 堤防護岸等の欠壊で破堤のおそれがあるもの

- ④ 河川の埋そくで水の流れを著しく阻害するもの
- ⑤ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊又は欠壊でこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

ウ 海岸

海岸施設が津波等により被害を受けたときは、速やかに応急復旧措置を行う。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- ① 破堤
- ② 堤防の欠壊（空洞化を含む）により破堤のおそれのあるもの
- ③ 護岸、水門、樋門、樋管の全壊又は欠壊でこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

エ ダム

地震により、管理する施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。

オ 漁港

地震、津波等により漁港施設が被害を受けたときは、被害状況を的確に把握し、速やかに応急・復旧対策を行う。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対策は、次のとおりである。

- ① けい留施設の破壊で漁船のけい留又は荷役に重大な支障を与えるもの。
- ② 輸送施設の破壊で、これによって当該輸送施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの。
- ③ 漁港の埋そくで漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えるもの。
- ④ 外かく施設の破壊で、これを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの。

カ 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

地震により管理する施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- ① 砂防施設
 - a 砂防えん堤、床固工、護岸、堤防、山腹施設又は天然河岸の全壊又は欠壊でこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの。
 - b 流路工若しくは床固工の埋そく、又は天然河岸のこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの。
- ② 地すべり防止施設

施設の全壊若しくは欠壊、埋そく又は埋没でこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれのあるもの。
- ③ 急傾斜地崩壊防止施設

擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は欠壊でこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれのあるもの。

キ 治山施設

地震や地震に起因する土砂災害により治山施設（えん堤、床固、護岸等）が被害を受けた場合は、被害状況を地域住民やヘリコプターによる被災状況調査等から早急に把握するとともに、施設の機能の早期確保のための緊急復旧的な措置を講じ、二次災害の防止に努める。

ク 農業用排水施設

ため池堤体の欠壊、山腹水路の溢水や滑落、排水機場ポンプ施設の損傷など、特に人家・人命及び公共施設に被害を及ぼすおそれが生じたときは、各施設管理者は、関係機関に連絡するとともに、補強・補修・浚渫等の応急工事や緊急放流等の必要な措置を実施する。

また、飲料水及び消防用水源としての機能も有する農業用水の安全確保のため、必要な応急措置を講ずる。

2. 鉄道施設等

多数の乗客を輸送する鉄道、路線バス等の公共交通機関は、地震災害発生時において、適切な初動措置を講じ、輸送の確保に努める。

(1) 初動活動体制

地震・津波による災害が発生した場合、各交通機関は全力を挙げて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部を設置する。

(2) 初動措置

公共交通機関は、地震発生と同時に次のような初動措置を講じ、乗客の安全確保に努める。

ア 鉄道

① 列車運転規制と安全場所への移動

輸送指令員等は、地震が発生したときに、次により運転規制を実施する。

また、駅長は、危険と判断したときは運転規制を専決施行する。

運転規制の内容

地震の状況	運転規制
4.0ガル以上8.0ガル未満 震度3以下の軽微であるとき	注意運転及び異常の確認を指示する。
8.0ガル以上 震度4以上または危険と判断したとき	全列車を一旦停止させ、路線点検等を指示する。

② 乗務員の対応、避難誘導

- a 運転士は列車運転中、地震を感知したとき又は輸送指令員等から列車停止の指示を受けたときは、危険な箇所を避けて速やかに停車する。

この場合、危険な箇所とはおおむね次のような箇所をいう。

(a) 高い盛土、又は深い切取区間

(b) 橋梁の上、跨線橋の下又はトンネル内若しくは落石、土砂崩れの危険のある区間

- b 車掌は乗務中に地震を感知したときは、直ちに運転士に連絡し、運転士と協

力して運転の取扱いをするとともに、旅客に対し適切な指示と案内誘導を行う。

③ 救出救護

事故が発生したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、被災者の救出救護に努める。

イ 路線バス

① 運行措置

地震が発生したときは、次により運行規制を行う。

運行規制の内容

地震の状況	運行規制
震度 3	運行を一時停止し、周囲の安全を確認のうえ運行を再開する。 山間地や海岸を走行する路線では、十分注意する。
震度 4 以上	発生地域内では、全運行を一時停止し、線路状況・津波状況により、途中折り返し・運行再開などの運行措置を行う。

② 乗務員の対応、避難誘導

- a 地震を感知した場合、直ちに運行を一時停止し、危険な箇所を避けて停車する。
- b 停止させた車両を放置するときは、移動可能な状態にする。
- c 乗務員は運行管理者から運行の中止・制限・再開の指示を受ける。
被災地外にあっても会社と連絡をとり、乗客の不安の軽減に努める。

③ 救出救護

事故が発生したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、被災者の救出救護に努める。

(3) 公共交通機関による輸送の確保

大量の人員を輸送できる公共交通機関は、被災後の各種応急復旧対策等の遂行や円滑な市民生活の回復に必要なことから、公共交通業者は、速やかに次のような応急復旧の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 輸送手段の確保

① 鉄道

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度に応じ仮線路、仮橋等の応急工事を実施し、応急交通の確保に努める。

また、当該応急工事が完了するまでの間については、代行バス等他の輸送力を有効に活用することにより輸送の確保を図る。

② 路線バス

要員状況、使用可能な車両状況を把握するとともに、警察・道路管理者との密接な連携のもとに、運行確保路線の選定を行い、適時適切な運行計画による輸送の確保に努める。

イ 復旧計画

公共交通機関は、応急措置の終了後、速やかに被害原因の調査分析を行い、再び同種の被害を受けることのないよう本復旧計画を立てる。

ウ 運行状況の広報等

公共交通機関は、列車・バスの運行状況について、駅構内等において広報するとともに、県及び市に対し報告する。

市及び県は、放送その他の方法により、各公共交通機関の運行状況について広報する。

3. 社会公共施設等

地震発生により被災した学校教育施設等について、次のような迅速かつ的確な応急復旧措置をとり、被害の軽減を図る。

(1) 学校教育施設等

ア 学校教育施設

県及び市は、復旧計画（「第2章 第20節 1 応急教育等」を参照。）に基づき、速やかに復旧工事を行う。

イ 社会教育施設

市及び県は、社会教育施設についても、所要の被害状況や復旧計画の策定などを行い、当該復旧計画に基づき、速やかに復旧工事を行う。

(2) 文化財

ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署及び市教育委員会へ通報するとともに、被害の拡大防止に努める。

イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果について市教育委員会から県教育委員会を経由して文化庁へ報告する。

ウ 市及び県は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を構ずる。

第19節 応急住宅対策等

【目的】

地震によって、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援や応急修理の推進、応急仮設住宅の提供等を実施し、生活の安定に努める。

また、被災した住宅、事務所、店舗等に対して、速やかに危険度判定を実施する。



1. 応急仮設住宅の確保

(1) 被災世帯の調査

地震・津波災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理に必要な次の調査を実施する。

ア 住宅及び宅地の被害状況

イ 被災地における市民の動向

ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅入居、応急住宅修理等）に関する被災者の希望

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 建設の目的

災害救助法が適用された災害により、住家が全壊または流出し、居住する住家がない者であって、自己の資力によっては居住する住家を確保できない者に応急仮設住宅を供与し、一時的な居住の安定を図る。

イ 体制の確立

県及び市は、富山県応急仮設住宅建設マニュアルを確認し、連絡及び建設に係る体制を確認する。

ウ 建設用地

市は、あらかじめ、次の基準により応急仮設住宅建設予定地を定めておく。

なお、応急仮設住宅建設予定地については、地域の人口動態や敷地の利用状況に応じて適宜見直すものとする。県は、必要に応じ、助言等を行う。

＜応急仮設住宅建設予定地選定の基準＞

- ① 原則として公有地とする。公有地で適地がない場合は、その他の適地を選定し、あらかじめ所有者等と協議を行う。
- ② 大規模ながけくずれや津波による浸水などの危険のない平坦な土地とする。
- ③ 給水、排水、電気などのライフラインの整備が容易な土地とする。

エ 設置戸数

県は、前記(1)の被災世帯の調査に基づき、被災世帯が必要とする戸数を設置する。

オ 建設の規模及び費用

1戸当たりの建物面積及び費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。

ただし、地域の状況等により基準運用が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。

なお、高齢者や障害者のために、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

カ 建設の時期

災害発生の日から、原則として20日以内に着工するものとする。

キ 建設工事

① 県は、あらかじめ選定した建設候補地の中から、被災状況、保健衛生、交通等を考慮して建設場所を選定する。

② 県は、応急仮設住宅の建設は所定の基準により県知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、市長が委任を受けたときは、市長が実施する。

③ 応急仮設住宅の建設にあたっては、一般社団法人富山県建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本ムービングハウス協会等に対して協力を要請する。

ク 民間賃貸住宅借上げによる供与

① 県は、被災状況を考慮し、応急仮設住宅の建設に併せて民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与する。ただし、市長が委任を受けたときは、市長が実施する。

② 民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、公益社団法人富山県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会富山県本部、公益社団法人日本賃貸住宅管理協会富山県支部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請する。

ケ 供与の期間

供与の期間については、入居から2年間。

ただし、県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

(3) 入居者の選定

ア 入居資格

- ① 住家が全焼、全壊又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者
 - a 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - b 特定の資産のない失業者
 - c 特定の資産のないひとり親世帯

- d 特定の資産のない高齢者、病弱者及び障害者
- e 特定の資産のない勤労者
- f 特定の資産のない小企業者
- g a～fに準ずる経済的弱者

④ なお、災害地における住民登録の有無を問わない

イ 入居者の選定

① 応急仮設住宅の入居者の選定については、市が県に協力してこれを行う。
ただし、市長が委任を受けたときは、市長が実施する。

② 選定にあたっては、障害者や高齢者を優先的に入居させるとともに、民生委員の意見を参考にする。

(4) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、県が行い、市がこれに協力する。ただし、市長が委任を受けたときは、市長が実施する。

応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

2. 被災住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理

ア 修理の目的

住家が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理をできない者に居住に必要な最小限度の部分を応急的に修理し、居住の安定を図る。

災害救助法が適用された場合は、県知事の補助機関としてこれを実施し、同法の適用がなされない場合は、被害の状況を見て市長が実施方法を決める。

イ 修理の範囲及び費用

居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分とし、応急修理に要する費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。

ウ 修理の時期

災害発生の日から、原則として1か月以内に完了するものとする。ただし、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

エ 修理の方法

建設関係業者等の協力を得て行い、現物給付をもって実施する。

(2) 応急修理の対象者

ア 給付対象者の範囲

- ① 住家が半焼、半壊した者で当面の日常生活を営むことができない者
- ② 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者

- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
- b 特定の資産のない失業者
- c 特定の資産のないひとり親世帯
- d 特定の資産のない高齢者、病弱者及び障害者
- e 特定の資産のない勤労者
- f 特定の資産のない小企業者
- g a～fに準ずる経済的弱者

イ 対象者の選定

被災者の資力、その生活条件を十分に調査し、それに基づき、県が選定する。
ただし、市長が委任を受けたときは、市長が選定する。

3. 危険度判定活動

地震により建築物が被災した場合や宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士等の協力を得て、建築物や宅地の危険度判定を実施する。

(1) 被災建築物応急危険度判定

ア 「氷見市被災建築物応急危険度実施本部業務要領」に基づき、被災建築物応急危険度実施本部を設置し、以下の業務を実施する。

- ① 地震発生時の情報収集
- ② 判定実施要否の決定
- ③ 判定拠点の設置
- ④ 判定の実施に必要な計画の策定
- ⑤ 県等への支援要請（判定士の派遣要請、判定資機材の支援要請等）
- ⑥ 市内の判定士及び判定コーディネーターの参加要請、派遣要請
- ⑦ 判定士等の輸送、宿泊の手配等
- ⑧ 判定の実施
- ⑨ 判定結果の集計、報告
- ⑩ 民間判定士等の全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度に係る手続き
- ⑪ 実施本部、判定拠点の解散等

イ 判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（（一財）日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会）」に基づき実施する。

(2) 被災宅地危険度判定

ア 災害対策本部が被災宅地危険度判定を要すると認める場合、「富山県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、以下の業務を実施する。

- ① 地震発生時の情報収集
- ② 判定実施要否の決定
- ③ 判定拠点の設置

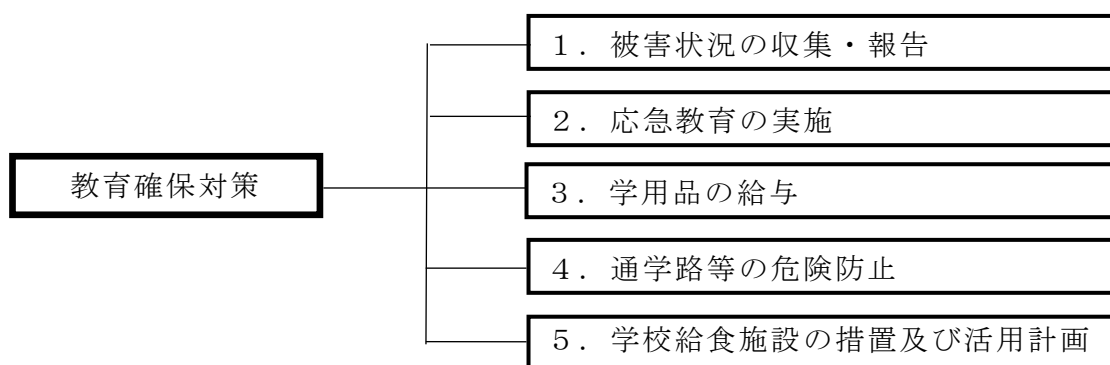
- ④ 判定の実施に必要な計画の策定
 - ⑤ 県等への支援要請（判定士の派遣要請、判定資機材の支援要請等）
 - ⑥ 市内の判定士及び判定調整員の参加要請、派遣要請
 - ⑦ 判定士等の輸送、宿泊の手配等
 - ⑧ 判定の実施
 - ⑨ 判定結果の集計、報告
 - ⑩ 実施本部、判定拠点の解散等
- イ 判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会）」に基づき実施する。

第20節 教育確保対策

【目的】

児童、生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の支給等の措置を講じる。

また、災害により教育が中断されることのないよう、被害を受けた文教施設の応急復旧等、必要な対策を講じる。



1. 被害状況の収集・報告

校長等は、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、県知事又は所管教育委員会へ報告する。

また、児童生徒の安否情報は、事前に定めた方法により迅速に保護者と共有する。

2. 応急教育の実施

(1) 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長時間にわたって中断することを避けるために、次により施設の効率的な利用を図る。

ア 被害箇所及び危険箇所を早急に修理し、正常な教育活動を図る。

イ 授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

ウ 校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等を設けるか、又は被災を免れた社会教育施設、体育施設、その他の公共施設を利用して授業の早期再開を図るものとする。

エ 教育施設が、避難所として開設されている施設については、災害対策本部、避難住民、自治会と十分な協議の上、教育施設の確保を図るものとする。

(2) 教職員の確保

災害により通常の実教を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を把握し、確保する。

ア 教職員は、原則として各学校に参集する。ただし、交通途絶で出勤不能の教職員は最寄りの学校に参集する。

- ① 校長は、学校で掌握した参集教職員の人数等を市教育委員会に報告し、市教育委員会は、市災害対策本部を通じて、県に報告するものとする。
 - ② 通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教職員をもって授業が行える体制を整えるものとする。
 - ③ その他、県災害対策本部と連絡を密にとり、必要な措置を講ずるものとする。
- イ 教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障を来す場合、市教育委員会は、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を要請するとともに、非常勤講師等の任用などを行うものとする。

(3) 臨時休校等の措置

施設の被害又は幼児・児童・生徒、教職員の被災の程度によっては、市長又は教育委員会と校長の協議の上、臨時休校等の措置をとることとする。

また、臨時休校（園）等の対応策として夏休みの振替授業等により、授業時間を確保すること及び教育環境の悪化による教育効果の低下に対する補習授業等の実施についても、市長又は教育委員会と校長は適宜協議するものとする。

3. 学用品の給与

(1) 給与対象者の把握

ア 給与対象者

災害によって住家に被害を受けた児童・生徒で学用品をそう失又はき損し、就学に支障をきたしている者

イ 給与対象者の把握

校長と緊密な連絡を保ち、給与対象となる児童・生徒数及び応急教育に必要な学用品等についてその種類、数量を把握する。

(2) 学用品の調達

ア 教科書の調達

被災した学校の学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、県に報告を行うとともに、指示に基づき教科書供給書店等に連絡し、供給を受けることとする。

また、他の市町村に使用済教科書の供与を依頼する。

イ 学用品の調達

県より送付されたものを配付するほか、県の指示により調達する。

ウ 災害救助法の適用上の留意点

災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づく学用品が支給されるが、同法が適用されない場合にも、被害の規模、範囲及び程度により、同法の基準に沿った学用品が支給できるようにする。

(3) 学用品の給与

ア 給与方法

① 教科書は、学年別、使用教科別に給与対象名簿を作成して、配分する。

② 学用品は、小・中・義務教育学校別に配分計画書を作成して、配分する。

イ 支給品目

- ① 教科書及び教材
 - a 文部科学省検定教科書及び文部科学省著作教科書
 - b 準教科書として使用されているもの（テキスト等）
 - c ワークブックとして利用されているもの（補充問題集等）
- ② 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、絵筆、画用紙等）
- ③ 通学用品（運動靴、雨傘、カバン、学用靴等）

4. 通学路等の危険防止

学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その周知徹底を図る。

5. 学校給食施設の措置及び活用計画

一定の地域あるいは学校の校舎が災害を受けたため、従来実施していた学校給食の全部又は一部が実行不可能になったときは、次に掲げる事項について特に留意するものとする。

- (1) 他の給食施設・設備の活用対策について
- (2) 給食物資、飲料水及び作業員の確保対策について
- (3) 近隣の給食実施校による給食の援助について
- (4) 医薬品の確保及び食中毒の予防対策について
- (5) 感染症対策について
- (6) 給食施設を被災者の炊き出し用に使用した際の代替措置について

第2編 地震・津波対策編

第3章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定のための緊急対策

【目的】

大規模な災害が発生した場合は、家族の喪失、財産の喪失等大きな混乱状態が予想される。

市は、生活の安定、再建への支援及び社会秩序の維持を図るため、関係防災機関等と協力し、緊急措置を講ずるとともに、災害の規模や程度に応じて、貸付等必要な措置及び被災者の利便を図るため必要な相談窓口の開設、広報を行う。

市民生活安定のための 緊急対策

1. 被災者の生活確保

2. 義援金、支援物資の取扱い

3. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給
並びに災害援護資金の貸付制度

4. 被災者生活再建支援金の支給

5. 災害見舞金の支給及び生活福祉金、災害
復旧資金の貸付け

6. 市税の徴収猶予及び減免等

7. 被災家屋の公費による解体・撤去

1. 被災者の生活確保

震災により被害を受けた市民が、震災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休業者）の生活安定対策等、市民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

市は、被災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

また、市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

また、県は、市の活動の支援に努めるものとする。

さらに、内閣府、厚生労働省、県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用した、きめ細かな支援を行うとともに、被災者

が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 生活相談

① 被災者の要望把握

市及び県は、被災者の要望把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、被災者の要望を把握する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数か所の避難所を巡回するチームを設けて、要望の把握にあたる。

② 生活相談の実施

市及び県は、住民からの生活相談に適時適切に対応するものとする。

ア 市

被災者のための相談所を設置し、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るとともに、その内容を関係機関に連絡するなど、積極的に広聴活動を実施するものとする。

イ 県

市と連絡を密にし、相談体制の総合調整を行う。

③ 各種相談窓口の設置

市及び県は、被災者の要望に応じて次のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。

この際、女性の相談員も配置するよう努めるとともに、被災の長期化に対応して、適宜、相談組織の再編等を行う。

ア 生命保険、損害保険（支払い条件等）

イ 家電製品の取扱い等（感電、発火等の二次災害対策等）

ウ 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）

エ 心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）

オ 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）

カ 住宅（仮設住宅、空き家情報、公営住宅、復旧工事等）

キ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）

ク 消費（物価、必需品の入手等）

ケ 教育（小・中・義務教育学校）

コ 福祉（障害者、高齢者、児童等）

サ 医療・衛生（医療、薬、風呂等）

シ 廃棄物（ごみ、災害廃棄物、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）

ス 金融（生活資金の融資等）

セ 税の減免

ソ ライフラインの復旧状況（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係）

タ ガス消費機器の取扱い等（適合ガス種、ガス漏えい対策等）

(2) 罹災証明書の発行

租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅資金の貸付等に際し、当該災害によって

被災したという証明が必要となるため、被災世帯に対して「罹災証明書」を発行する。

この際、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成や、数多くの職員が住家被害認定調査を行うことができるように研修を行うとともに、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

ア 発行手続

市は、罹災証明書の交付申請が被害者からあった場合、被害状況を確認の上発行する。ただし、火災に関するものは氷見消防署で取扱う。

イ 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

① 住家、住家以外の建物の被害

- ・全壊、全焼
- ・流出
- ・大規模半壊
- ・半壊・半焼
- ・床上浸水、床下浸水
- ・一部損壊

② 人的被害

- ・死亡
- ・行方不明
- ・負傷

③ その他の物的被害

(3) その他の罹災証明

田畑等その他の罹災証明は、当該対象の被害調査を所管する部において発行する。

(4) 被災者のメンタルケア

ア 基本方針

災害に伴い被災者は、様々な精神症状に陥ることがある。これらの症状に対しては、個別的な対策を行うことが必要であり、市は、県や各関係機関との連携のうえ、速やかかつ、きめ細かな対策を講じるものとする。

なお、上記の事項は災害対策要員である市及び防災関係機関の職員においても同様に考慮する必要があるため、市においては災害時の職員の健康管理をメンタルケアも含めて実施するよう努めるものとする。

イ 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

- ① 茫然自失、無感情、無表情な状態反応
- ② 耐えがたい災害体験の不安による睡眠障害、驚愕反応
- ③ 現実否認による精神まひ状態
- ④ 家族等を失ったためのショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀状態
- ⑤ 被災後、しばらくしても、不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群（PTSD）
- ⑥ 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪悪感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

ウ 対策

心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市は、県や各関係機関との連携のうえ、次のような対策をできる限り早い時期に講じるものとする。

- ① 精神科医師、精神福祉士、保健師等による巡回相談
- ② 各種情報を提供するための、避難所等における被災者向けの講演会の実施
- ③ 専門施設での相談電話の開設
- ④ 広報紙等の発行による、被災者への情報提供
- ⑤ 小・中・義務教育学校における児童・生徒へのカウンセリング

2. 義援金、義援物資の取扱い

(1) 義援金の取扱い

県、市及び日本赤十字社富山県支部等関係団体は、義援金について、以下の業務を円滑に実行できるよう努めるものとする。

① 受付

県、市、及び日本赤十字社富山県支部等関係団体は、それぞれ送付された義援金、義援物資の受付先を定めておくものとする。

② 保管

県、市、及び日本赤十字社富山県支部等関係団体は、それぞれ義援金の保管方法や義援物資の集積地を定めておくものとする。

③ 配分

県は、義援金について、県、市、及び日本赤十字社富山県支部等関係団体で構成する委員会を設置するものとし、災害規模に応じ、この委員会において義援金の配分について、定めるものとする。

また、義援物資については、市と連携を図り、希望する物資を輸送するものとする。

(2) 義援物資の取扱い

市及び県は、被災地のニーズの把握及び報道機関等を通じた公表、被災地のニーズに応じた物資の提供の受付、被災地（受入側）と市民、企業等（提供側）の連絡調整業務を円滑に実行できるよう努めるものとする。

また、市民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とし、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

3. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付制度

区 分	概 要	根 拠
① 災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した市民の遺族に対し、市町村が、国・県・市町村（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに500万円以内の災害弔慰金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律 第3条
② 災害障害見舞金の支給	自然災害により精神又は身体に障害を受けた者に対して、国・県・市町村（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに250万円以内の災害障害見舞金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律 第8条
③ 災害援護資金の貸付け	自然災害により住居や家財に被害を受けた場合及び世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とした貸付制度	災害弔慰金の支給等に関する法律 第10条

(1) 災害弔慰金

市は、条例の定めるところにより「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいて、自然災害で、被害の程度が一定規模に達した場合に、その災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

ア 対象災害

- ① 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- ② 県内において住宅が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ③ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害及び②と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
- ④ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

イ 支給額

- ① 生計維持者 500万円以内
- ② その他の者 250万円以内

ウ 支給遺族

死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）の範囲と

する。

ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

(2) 災害障害見舞金

ア 支給対象者

市は、条例の定めるところにより災害弔慰金の支給における対象災害と同一の範囲の災害で、その災害により負傷又は疾病にかかり、それが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に次に規定する程度の障害を有する者を対象とし、災害障害見舞金を支給する。

- ① 両目が失明した者
- ② 咀嚼及び言語の機能を廃した者
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った者
- ⑥ 両上肢の用を全廃した者
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った者
- ⑧ 両下肢の用を全廃した者
- ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者

イ 支給額

- ① 生計維持者 250万円以内
- ② その他の者 125万円以内

(3) 災害援護資金

ア 貸付対象者及び貸付限度額

市は、条例の定めるところにより、県内において災害救助法による救助が行われた市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。
なお、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。

被 害 の 種 類 及 び 程 度	金 額
(1) 世帯主の1か月以上の負傷	150万円
(2) 家財等の損害	
ア 家財の1/3以上の損害	150万円
イ 住居の半壊	170万円
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円
エ 住居全体の滅失又は流失	350万円
(3) (1)と(2)が重複した場合	
ア (1)と(2)のアが重複した場合	250万円
イ (1)と(2)のイが重複した場合	270万円
ウ (1)と(2)のウが重複した場合	350万円
(4) 次のいずれかの事由の1つに該当する場合であつて、被災した住宅を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合	
ア (2)のイの場合	250万円

イ (2)のウの場合	350万円
ウ (3)のイの場合	350万円

イ 貸付条件

① 所得制限

世帯人数	市町村民税における総所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住宅が滅失した場合にあっては1,270万円

- ② 利率 年3%（据置期間は無利子）
- ③ 据置期間 3年（特別の事情がある場合は5年）
- ④ 償還期間 10年（据置期間を含む）
- ⑤ 償還方法 年賦又は半年賦

4. 被災者生活再建支援金の支給

自然災害（暴雨、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波など）によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給する。

令和6年能登半島地震による被災者生活再建支援金の支給は次のとおり。

【支援金の支給額】

罹災証明書等による被害状況	基礎支援金	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
ア. 全壊 (損害割合50%以上) イ. 半壊解体、 敷地被害解体	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	150万円
ウ. 大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	100万円
エ. 中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸(公営住宅を除く)	25万円	25万円
オ. 半壊 (損害割合20%台) 【県事業】	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸(公営住宅を除く)	25万円	25万円
カ. 準半壊 (損害割合10%台) 【市事業】	—	建設・購入	50万円	50万円
		補修	25万円	25万円
		賃貸(公営住宅を除く)	10万円	10万円

*住宅の所有者であっても、実施に居住していない場合には対象とならない。

5. 災害見舞金の支給及び生活福祉金、災害復旧資金の貸付け

(1) 災害見舞金の支給

市は、要綱の定めるところにより、災害で被害を受けた市民又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金を支給する。（条例に基づく災害弔慰金・災害障害見舞金又は被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給を受けた場合を除く。）

ア 対象災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象及び火災

イ 支給額

- ① 全壊（全焼） 10万円
- ② 半壊（半焼） 5万円
- ③ 床上浸水 2万円

(2) 生活福祉資金の貸付け

災害により被害を受けた低所得世帯等における速やかな自立更生のために、民生委員、氷見市社会福祉協議会の協力のもと、富山県社会福祉協議会が行う福祉資金の貸付けを受けることができる。

ア 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費

- ① 貸付対象者 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）
- ② 貸付限度額 150万円以内
- ③ 償還期間 6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内
- ④ 利 率 無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあっては、年1.5%

イ 災害を受けたことにより住宅の補修、改築等に必要経費

- ① 貸付対象者 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）
- ② 貸付限度額 250万円以内
- ③ 償還期間 6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内
- ④ 利 率 無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあっては、年1.5%
なお、被害の程度に応じて両資金の重複貸付も可能である。

(3) 災害復旧資金貸付制度の周知

市は、災害により被害を受けた勤労者及び事業所等に対し、復旧に必要な資金の貸付制度の周知を図る。

6. 市税の徴収猶予及び減免等

(1) 市税の減免等

ア 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入できないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

- ① 災害が、広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。
- ② その他の場合、被災納税義務者等による申請があったときは、災害が治まったあと2か月以内に限り、市長が納期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が市税を一時に納付又は納入できないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。
なお、やむを得ない理由があると認められたときは、更に1年以内の延長を行う。

ウ 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講じる。

エ 減 免

被災した納税義務者に対し、条例の定めるところにより減免を行う。

(2) 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料（65歳以上）の減免

災害によって住宅や家財に著しい損害を受けたときは、申請により、その損害額の程度に応じ一定率の減免を行う。ただし、介護保険料は65歳以上（第1号被保険者）のみ対象。

(3) 国民健康保険、後期高齢者医療一部負担金の減免等

災害により死亡し、心身障害者となり又は資産に重大な損害を受けたときは、申請により、世帯の実収入月額等に応じ基準の範囲内において、一部負担金の減額、支払の免除及び徴収猶予を行う。

7. 被災家屋の公費による解体・撤去

令和6年能登半島地震では家屋の被害が多数発生したことから、被災者の生活再建を急ぐため、公費にて被災家屋を解体・撤去することとした。

対象は「罹災証明書」で全壊または半壊と認定された家屋等。

全壊または半壊の被災者が解体事業者と契約し、自費で解体・撤去した場合にも費用を補助している。

(1) 住家被害（令和7年3月31日現在）

全壊：	232棟
半壊：	502棟
一部損壊：	6,029棟
計：	6,763棟

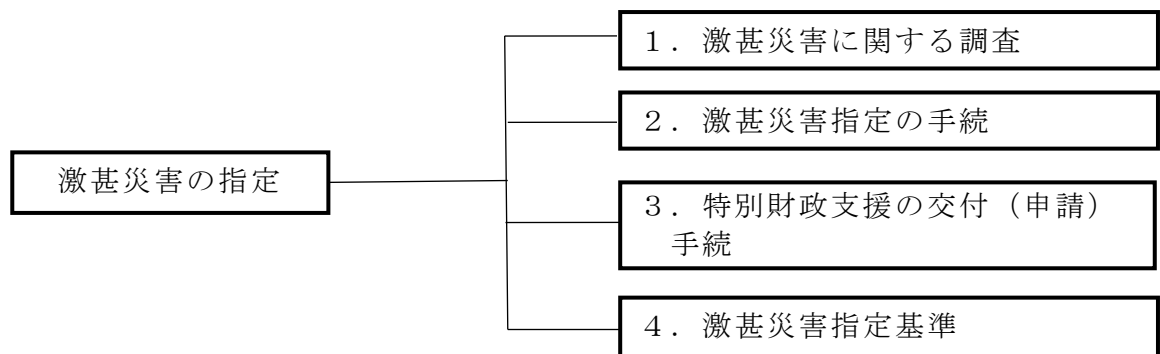
(2) 公費解体等進捗状況（令和7年3月31日現在）

公費解体申込件数	751件
うち 公費解体指示合計棟数	394棟
公費解体施工中の棟数	211棟
公費解体完了棟数	183棟
自費解体申込件数	161件

第2節 激甚災害の指定

【目的】

災害の発生により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講ずる。



1. 激甚災害に関する調査

本部室は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を取りまとめ県に報告する。

災害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

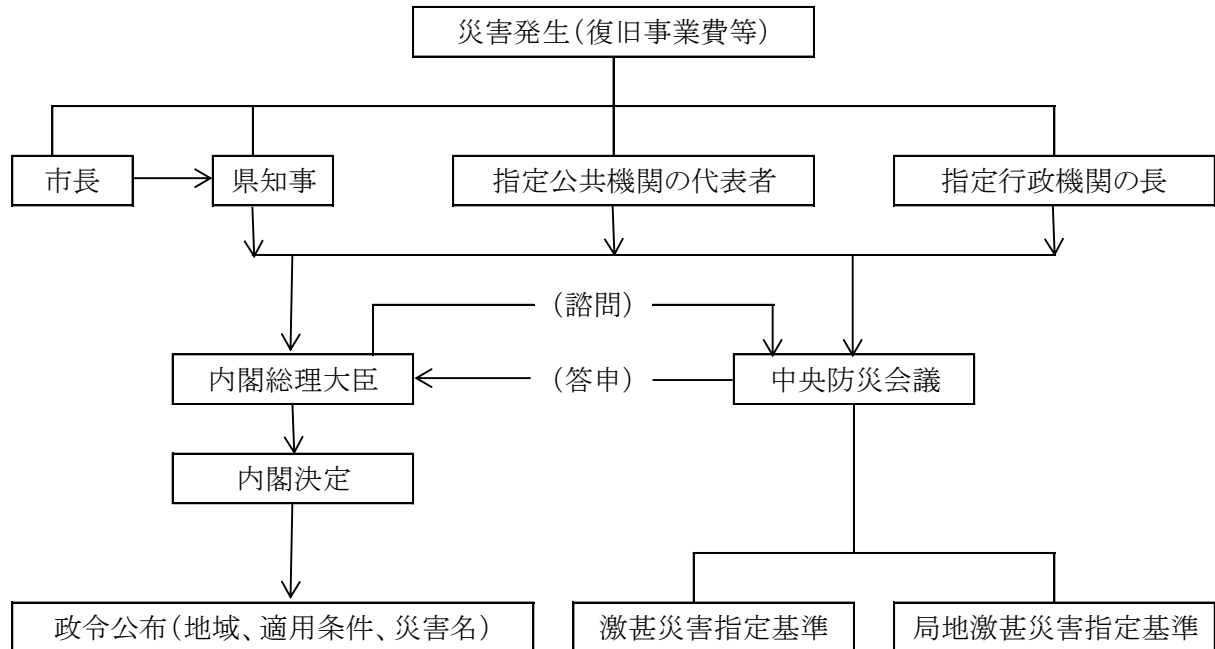
- (1) 災害の発生
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 災害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 災害に対し、とられた措置
- (6) その他必要な事項

県は、市からの調査報告を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定条件を満たす場合は、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに激甚法に基づく調査を実施し、早期に指定を受けられるよう努めるものとする。

2. 激甚災害指定の手続

県は国の機関と連絡を取り、激甚災害指定の手続をとる。

激甚災害の指定手続



3. 特別財政援助の交付（申請）手続

激甚災害の指定を受けたときは、関係各部は速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出する。

県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金の交付手続を行うものとする。

4. 激甚災害指定基準

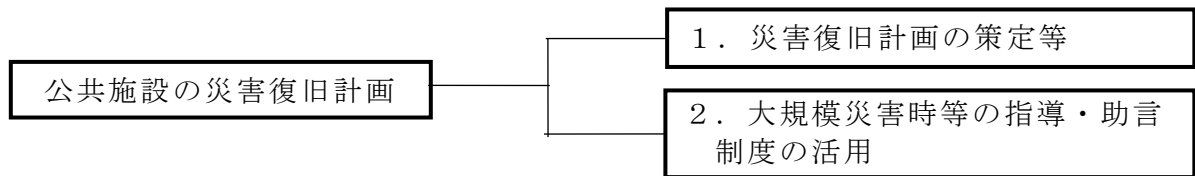
激甚災害の指定基準は資料12-6のとおりである。

第3節 公共施設の災害復旧計画

【目的】

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後、災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧にあわせて、災害の再発生防止のため必要な施設の新設、改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、民心の安定及び経済的社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施するものとする。

道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。



1. 災害復旧計画の策定等

(1) 復旧（復興）方針の決定及び復旧計画の策定

公共施設を所管する関係各部課は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧計画を策定する。また、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて、関係機関が連携して復興計画を策定する。

(2) 災害査定の促進

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、県と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。

なお、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

2. 大規模災害時等の指導・助言制度の活用

(1) 緊急調査の実施

被害が甚大又は広範囲に及ぶ等特別な災害が発生した場合は、必要に応じて県を通じて国に対して緊急調査を要請し、国の指導・助言を得る。

(2) 災害アドバイザー制度の活用

被害が甚大又は広範囲に及ぶ等特別な災害が発生した場合は、必要に応じてアドバイザー制度（大規模災害時の専門家派遣制度）を活用し、災害に対して知見を有する専門家より指導・助言を得る。

第4節 令和6年能登半島地震に係る被災者支援・復旧復興ロードマップ

【目的】

令和6年能登半島地震による被害から一日も早い復旧・復興ができるよう「ロードマップ」の作成を通し、取組みの全体像や時間軸の見える化により、市民の安心した暮らしや事業者の事業活動に向けた取組みを後押しする目的で、公表している。

このロードマップは、令和8年度までの概ね3年間の取組みを示したものであり、必要な対応については、継続して取り組むこととしている。

令和6年能登半島地震に係る被災者支援・復旧復興ロードマップ

1. 復旧・復興に向けた5つの柱と対応項目

1. 復旧・復興に向けた5つの柱と対応項目

(1) くらし・生活の再建

- ① 住宅の復旧・復興
- ② 被災者の生活再建
- ③ 災害廃棄物処理
- ④ 被災者の健康管理
- ⑤ 宅地の液状化対策
- ⑥ 防犯対策の強化

(2) 公共インフラの再構築

- ① 公共土木施設の復旧
- ② 水道の耐震化
- ③ 農林水産業施設の復旧
- ④ 文教施設・文化施設の復旧
- ⑤ 医療・福祉提供体制の再構築
- ⑥ 通信インフラの復旧
- ⑦ 公用施設の復旧

(3) 地域産業の再生

- ① 中小企業の生業支援
- ② 地域経済の復興
- ③ 観光関連産業の支援
- ④ 農林水産業施設の復旧と経営支援

(4) 情報収集・広報

- ① 被災者支援等の情報発信
- ② 復旧・復興に係る要望

(5) 地域防災力の向上

- ① 地域防災計画の見直し
- ② 自助・共助による災害対応の促進
- ③ 避難所の生活環境向上と運営体制強化
- ④ 市の災害対応力向上